

平成24年2月3日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成20年(行ウ)第4号 政務調査費返還代位請求事件

口頭弁論終結日 平成23年9月9日

判 決

青森県弘前市大字

原 告

青森県弘前市大字

原 告

青森県弘前市大字

原 告

青森県弘前市大字

原 告

青森県弘前市大字上白銀町1番地1

被 告

弘前市長葛西憲之

同訴訟代理人弁護士

三 上 雅 通

主 文

別紙主文目録記載のとおり

事実及び理由

第1 請求

別紙請求の趣旨目録記載のとおり

第2 事案の概要

本件は、青森県弘前市の住民である原告らが、平成18年度当時の同市議会議員33名が同市から同年度分として交付を受けた政務調査費の全部又は一部を違法に支出したとして、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、上記議員らに対して、違法に支出された額と同額の不当利得の返還及び遅延損害金の支払の請求をすることを求めた住民訴訟である。

## 1 前提事実（争いがないか後掲証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実）

### (1) 当事者等

ア 原告らは、いずれも弘前市の住民である。

イ 被告は、弘前市長である。なお、弘前市は、平成18年2月27日、旧岩木町及び旧相馬村と合併し、現在の弘前市となった（以下、合併前の旧弘前市及び合併後の現在の弘前市を通じて、単に「弘前市」という。）（公知の事実）。

ウ 吉田銀三、蒔苗幸男、藤田昭、柳田誠逸、山崎和也、宮本隆志、木村定光、一戸兼一、三上秋雄、小山内司、谷川政人、佐藤克晴、佐藤博人、三上優一、嶋口正美、山崎隆穂、清野一栄、藤田鉄芳、成田功一、木村恆美、石田豪、工藤良憲、三上惇、工藤力、下山文雄、藤田隆司、福士博嗣、成田善一、高谷友視、工藤栄弥、町田藤一郎、工藤光志及び小山内稔は、平成18年度当時、いずれも弘前市議会議員であった者である（以下、同姓の者を除き、各人につき、「吉田議員」「蒔苗議員」等といい、上記33名を併せて「吉田議員ら」という。）。

エ 吉田議員、蒔苗議員、山崎和也議員、佐藤克晴議員、三上優一議員、嶋口議員、山崎隆穂議員、藤田鉄芳議員、成田功一議員、木村恆美議員、工藤力議員、成田善一議員、小山内稔議員は、平成19年度の弘前市議会議員選挙に立候補しなかった（甲A27及び28）。

### (2) 政務調査費の支出

吉田議員らは、弘前市議会議長に対し、弘前市から平成18年度分の政務調査費（以下「本件政務調査費」という。）として交付を受けた各72万円について、別表「科目」欄記載の各科目の費用として同「科目合計」欄記載の各金額をそれぞれ支出した旨報告した（下記(5)の訂正後のものを含む。甲B1の1、甲B2の1、甲B4の1、甲B5の1、甲B6、甲B7の1、甲B8、甲B9の1、甲B10の1、甲B11の1、甲B12の1、甲B13

の1, 甲B14の1, 甲B15の1, 甲B16の1, 甲B17の1, 甲B19の1, 甲B20の1, 甲B21の1, 甲B22の1, 甲B23の1, 甲B24の1, 甲B25の1, 甲B26の1, 甲B27の1, 甲B28の1, 甲B29, 甲B30の1, 甲B31の1, 甲B32の1, 甲B33の1, 甲B33の3の2, 甲B34の1, 甲B35の1, 乙17の3)。

本件訴訟係属後, 吉田議員らは, 上記支出の内訳のうち, 別表「裁判所の判断」欄において「計上せず」と記載した項目以外のものについては, 別表「支出額」欄記載の各金額を同「内訳」欄記載の各使途のために支出したと説明している(甲B1, 2, 4ないし17, 19ないし35, 乙2ないし56(いずれも枝番号があるものは枝番号を含む。))。

### (3) 政務調査費に関する諸規定の内容

#### ア 地方自治法の定め

平成18年度当時の地方自治法(以下, 単に「地方自治法」という。)100条13項は, 「普通地方公共団体は, 条例の定めるところにより, その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として, その議会における会派又は議員に対し, 政務調査費を交付することができる。この場合において, 当該政務調査費の交付の対象, 額及び交付の方法は, 条例で定めなければならない。」と規定する。

そして, 同条14項は, 「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は, 条例の定めるところにより, 当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定する。

#### イ 弘前市議会政務調査費の使途の限定及び使途基準

弘前市議会政務調査費の交付に関する条例(平成18年3月13日弘前市条例第223号。以下, 平成18年度当時の同条例を「本件条例」という。)(甲A11)は, 地方自治法第100条13項及び14項の規定に基づき, 弘前市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として,

議員に対し政務調査費を交付することについて必要な事項を定めるものとする（本件条例1条）。

本件条例においては、「議員は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。」と規定されている（本件条例6条）。

そして、弘前市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成18年3月13日弘前市規則第181号。以下、平成18年度当時の同規則を「本件規則」という。）（甲A12）によれば、政務調査費の使途基準（以下「本件使途基準」という。）の項目及び内容は、次のとおりである（本件規則5条）。

(ア) 研究研修費

議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会又は研修会に参加するため要する経費（会場費、器材借上費、講師謝金、出席者負担金、交通費、旅費、宿泊費等）

(イ) 調査旅費

議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査等に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）

(ウ) 資料作成費

議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料等）

(エ) 資料購入費

議員の行う調査研究活動のため必要な図書、資料等の購入に要する経費

(オ) 広報費

議員が行った調査研究結果の報告並びに議会活動及び市の政策について地域住民にPRするために要する経費（広報紙、報告書印刷費、送料、

会場費等)

(カ) 会議費

議員が地域住民の市政に関する要望及び意見を吸収するための会議及び会派の政策等を審議するための会議に要する経費（会場費、器材借上費、印刷費、茶菓子代等）

(キ) 人件費

議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費

(ク) 事務所費

議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料、維持管理費、リース代等）

(ケ) 雑費

上記(ア)ないし(ク)以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費

ウ 議員の収支報告書の作成、提出義務等

政務調査費の交付を受けた議員は、当該年度分の政務調査費に係る収入及び支出について、収支報告書を作成し、交付に係る年度の翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない（本件条例7条1項）。

政務調査費の交付を受けた議員が、議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない（同条2項）。

議長は、前2項の規定により提出された収支報告書の写しを、市長に送付しなければならない（同条3項）。

エ 議員の会計帳簿及び書類の保管義務等

議長は、本件条例7条1項又は2項の規定により提出された収支報告書を、当該政務調査費の交付に係る翌年度の4月1日から5年間保存しなければならない（本件条例9条）。

政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費の収入及び支出について

会計帳簿を調整するとともに、領収書等支出を明らかにする書類を整理し、当該会計帳簿及び書類を当該政務調査費の交付に係る年度の翌年度の4月1日から5年間保管しなければならない（本件規則7条）。

#### 才 議員の残金返還義務

政務調査費の交付を受けた議員は、当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から当該年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残金を返還しなければならない（本件条例8条）。

#### (4) 住民監査請求及び監査委員による監査結果

原告らは、平成20年3月28日ころ、弘前市監査委員に対し、吉田議員らの平成18年度分の政務調査費（本件政務調査費）の支出について、違法又は不当な支出が含まれているなどとして、地方自治法242条1項に基づいて住民監査請求を行ったが、同市監査委員は、平成20年5月23日付けで、同住民監査請求は各議員の政務調査費の支出について「単に違法又は不当の疑いがあるとして、監査を求めているに過ぎず、請求要件を欠いている」などとして、同住民監査請求を却下した（甲A6、甲A7の1ないし4）。

原告らは、同月24日ないし25日ころにその旨の通知を受け、同年6月20日、本件訴えを提起した。

#### (5) 本件政務調査費の一部返還等

ア 木村恆美議員は、本件訴訟係属後の平成21年3月25日付で、本件政務調査費に係る収支報告書の記載を訂正した上（乙17の1ないし3）、同月27日、弘前市に対し、6万4060円を返還した（乙17の4及び5）。

なお、訂正後の収支報告書においては資料購入費が6万4060円から0円に、合計額が44万4000円から37万9940円に、残額が27万6000円から34万0060円にそれぞれ訂正されている（乙17の

2及び3)。

イ 町田議員は、本件訴訟係属後の平成20年8月4日付で、本件政務調査費に係る収支報告書の記載のうち、調査旅費の備考欄の「7／12～7／16」との記載を「7／13～7／16」へと訂正した(甲B33の1、甲B33の3の1及び2)。

## 2 争点及び当事者の主張

### (1) 吉田議員らによる本件政務調査費の支出の違法性

#### ア 原告らの主張

弘前市議会の各議員に対して交付される政務調査費は、地方自治法232条の2に定める補助金に由来するものであるから、その支出は「公益上必要がある場合」に限り認められるものであり、また、本件条例によれば、弘前市議会政務調査費は、同議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における議員に対し交付されるものである。

したがって、弘前市議会の各議員に対して交付される政務調査費は、政党活動、選挙活動及び私的活動など、調査研究活動以外の目的で支出することができないことは言うまでもなく、また、調査研究活動の目的であっても、弘前市政と関連性がないか又は希薄な活動について支出することはできず、さらに、調査研究活動の実態のないものについて支出することはできない。そして、議員が調査研究活動に必要な費用として支出したことにつき、それを裏付ける資料がなく、議員においてこれを積極的に補足する説明もしないような場合には、当該議員は、当該支出が本件使途基準に合致しない違法な支出と評価されることを甘受せざるを得ないというべきである。

なお、議員が行う調査研究活動に係る旅行中の旅費、宿泊費及び食卓料等については、本件条例及び本件規則において費用弁償に係る規定がないこと、政務調査活動が本来的には各議員の自発的な活動であることなどに

照らせば、条例等で定められた標準的経費を基礎とした一定額を支給する定額方式ではなく、現に要した費用（実費）を弁償する実額方式を採用すべきであり、その額は社会通念上相当な範囲内でなければならない。

以上のような観点からみた場合、吉田議員らによる本件政務調査費の支出には、別表「原告らの主張」欄記載のとおりの違法な支出がある。

#### イ 被告の主張

政務調査費は、平成12年法律第89号による地方自治法の一部改正により新たに法制化されたものであり、地方自治法232条の2の補助金ではない。また、地方自治法100条13項にいう「議員の調査研究に資するため必要な経費」とは、調査研究活動に直接用いられる費用に限られるものではなく、議会の活性化を図るため議員の調査研究活動の基盤を充実させその審議能力を強化させるという観点からみて調査研究活動のために有益な費用も含まれる。

そして、原告らは、本件訴訟において、吉田議員らによる本件政務調査費の支出が本件使途基準に反していることを推認させる一般的、外形的な事実を主張立証する責任を負っているところ、領収書の記載に係る些末な点に言及したり、一方的な推測に基づく抽象的な疑惑を述べたりすることに終始しているにすぎないから、上記主張立証責任を果たしていないというべきである。

以上の点などに照らし、吉田議員らによる本件政務調査費の支出の中に違法なものが含まれているとの原告らの主張は認められない。

#### (2) 被告の不当利得返還請求の懈怠の違法性

##### ア 原告らの主張

被告は、議員に交付された政務調査費の支出が本件使途基準に合致しているか否かについて疑われる事情がある場合には、これを調査し、その結果、本件使途基準に合致しない支出がされていた場合には、その返還を求

める義務を負う。

そして、弘前市議会議員に交付された政務調査費については、これまでの原告らによる5度にわたる訴え提起の結果、一部の議員において違法な支出が行われている事実が繰り返し明らかにされており、各議員の支出が本件使途基準に合致しているか否かについて疑われる事情があるばかりか、本件政務調査費に係る収支報告書においても、一見して計上した科目と合致しない記載などがあるにもかかわらず、被告は、吉田議員らによる本件政務調査費の違法な支出について、会計帳簿や領収書等に基づく調査を行っておらず、不当利得返還請求権の行使を違法に怠っている。

#### イ 被告の主張

各議員による政務調査費の支出がその使途基準に合致しているか否かを判断するに当たっては、各議員の活動の自主性を尊重する観点から、できる限り調査研究活動の内容に立ち入ることがないように、条例や規則等により各議員において整理、保管が義務付けられる会計帳簿、領収書の記載事項を基礎的な判断材料として、可能な限り一般的、外形的に判断するのが相当である。

しかしながら、本件条例の下では、被告は、政務調査費の交付を受けた各議員が議長に提出した収支報告書の写しを議長から送付されるのみであり、各議員において整理ないし保管するところの会計帳簿及び領収書の交付を受けてこれらを調査する権限を持たないのであるから、収支報告書に記載された支出が一見して本件使途基準に合致していないことが明らかな場合を除いては、各議員の政務調査費に係る支出が本件使途基準に合致しているか否かを判断することは不可能ないし著しく困難である。

したがって、被告が不当利得返還請求権の行使を違法に怠っているとはいえない。

#### 第3 当裁判所の判断

## 1 本件政務調査費の支出の違法性について

- (1) 地方自治法が、議員の調査研究に資するため必要な経費として議員等に政務調査費を交付することができるものとしているのは、議員に活発な調査研究活動を促し、議会の審議能力を強化しようとする趣旨に基づくものと解されるから、政務調査費をどのように活用するかは、本来、各議員の自主的、自律的判断に委ねられるべきものである。しかしながら、他方で、地方自治法が、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は条例で定めなければならないとし、これを受けた本件条例6条及び本件規則5条が政務調査費の使途につき細目にわたる本件使途基準を定め、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充てることを禁じていること、本件規則7条が政務調査費の交付を受けた議員に対し、政務調査費に係る会計帳簿の調整や領収書等の支出を明らかにする書類の整理を義務付け、当該会計帳簿及び書類の保管を義務付けていることに照らすと、政務調査費が適正に使用されなければならないことも明らかであって、政務調査費として本件使途基準に合致しない支出をした議員は、弘前市に対し、不当利得として同額を返還する義務を負うというべきである。
- (2) そして、一般に、不当利得返還請求訴訟においては、返還を請求する者において、当該利得につき「法律上の原因」を欠くことを主張立証すべきであると解されるところ、その場合には、当該事案において通常考えられる程度に利得の保持を正当化する原因が存在しないことを主張立証することにより法律上の原因の不存在が推認され、相手方においてこれに反証する必要が生ずるというべきである。

これを政務調査費の支出の使途基準不適合を理由とする不当利得返還請求についてみると、使途基準に合致する支出ではないことを推認させる外形的な事実（以下、単に「外形的事実」ということもある。）の存在が主張立証された場合（このように、外形的事実の存在が主張立証されたことを「外形

的に疑問がうかがわれる」ということもある。)において、これに対する適切な反証が行われないときは、当該政務調査費の支出は使途基準に合致しない違法な支出であるというべきである。すなわち、調査活動費交付の趣旨等に照らせば、調査活動の対象や目的については各議員の自主的、自律的判断が尊重されるべきではあるが、その裁量には自ずから一定の限界があり、外形的にみて調査研究の実質やその必要性、合理性に疑問がうかがわれる場合には、これらについて具体的な反証がない限り本件使途基準に合致した支出といえないというべきである。

もっとも、原告らは、本件使途基準の適合性を判断するに際し、政務調査の成果が一般質問などの議会活動に直接反映されたことなどを要すると主張するようにもみえるところ、上記政務調査費の制度趣旨に照らせば、当該調査研究活動による成果が議会活動に反映されることまでは要しないというべきである。

ところで、前記前提事実記載のとおり、本件条例において、各議員は会計帳簿及び領収書等支出を明らかにする書類を保管すべきものとされている。本件条例のこの定めに照らせば、領収書等支出を裏付けるに足りる資料がないことは上記外形的事実に該当し、その他外形的事実の存在が主張立証された場合に求められる反証は、領収書の提出のほか、領収書の提出ができないことの合理的な説明をすることや、支出があったことを推認させるその他の事情を立証することで足りる場合もあるというべきである(以下、ここでの適切な反証がないことを「合理的な説明がない」ということもある。)。

- (3) なお、当該支出が政務調査活動のためでもあるし、他の目的のためでもあるという場合には、条理に従い社会通念に従った相当な割合をもって按分した額を、適正な政務調査費の支出と認めるのが相当である。
- (4) また、議員の研究研修や調査には移動を伴い、移動先で食事をすることはあり得るもの、食事代は本来的に個人で負担すべき性質のものであって、

研究研修及び調査における食事代が、本件使途基準に例示されている交通費、旅費、宿泊費等と同列に論じることのできる程度に調査研究活動のために必要な経費ともいえないから、本件使途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。

## 2 争点(1)（各議員による支出の違法性）について

### (1) 吉田議員（別表番号1）について

#### ア 研究研修費

(ア) 研究研修費として支出したとする20万2513円（甲B1の1）について検討する。

(イ) まず、札幌市で平成18年7月20日及び同月21日に開催された第68回全国都市問題会議（甲B1の2、甲B1の6及び甲B1の7の1）への参加に係る費用9万0850円について検討するに、同会議のテーマは、「都市の連携と交流－まちのちからの活用－」であり、都市問題に関する会議であるから、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれない。

そこで、同会議に関する支出を検討するに、同会議については、吉田議員、蒔苗議員、藤田昭議員、柳田議員、宮本議員、三上秋雄議員らを含む計8人が同行したところ（甲B1の7の2の1）、旅費等7万7050円（甲B1の7の2の6の2。この領収書自体からはどのような旅費か明らかでないが、甲B1の7の2の1、4及び5から、同会議出席のための旅費であると認められる。）及び会議参加費1万円（甲B1の7の2の6の1）については、本件使途基準に合致する支出があったものと認める。

これに対し、同月20日のタクシーレート合計390円（{1560円+1560円}÷8。甲B1の7の2の7の4及び5）については、行程表（甲B1の7の2の1）によれば、吉田議員が宿泊したホテルと会議

の開催場所の間の往復は、ジャンボタクシー（借上料は上記7万7050円に含まれている。甲B1の7の2の4）によって行うとされていることから、上記研究研修との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明はないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。また、カメラ代220円（1760円÷8。甲B1の7の2の7の2）についても、領収書が存在するものの、その支出目的と上記研究研修との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明はないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

さらに、同月19日分の昼食代840円（6720円÷8。甲B1の7の2の7の1）、同日分の夕食代1200円（9600円÷8。甲B1の7の2の7の3。なお、領収書には平成17年と記載されているが、会議の開催された札幌市内における食事代であることなどからすれば、単なる誤記と認められる。）及び同月20日分の夕食代1200円（1万0800円÷9。甲B1の7の2の7の6）については、既に説示したとおり、本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、原告らは、吉田議員が会議の前日から宿泊しており、前日の日程は観光旅行にすぎないと主張し、確かに、会議の前日に植物園等を訪れたことはうかがわれる（甲B1の7の2の2及び4）ものの、会議の場所及び日程（甲B1の7の2の1）に照らせば、会議の前日から宿泊することに合理性がないとはいえないから、原告らの主張する事情をもって、調査研究の実質がなかったことにはならないし、植物園等を訪れたのも2時間程度であること（甲B1の7の2の2）に鑑みると、明らかに私的観光の側面もあるとまではいえないから、旅費等につき条理に従って按分すべきともいえない。

(ウ) 次に、平成19年1月9日及び同月10日に輪島市において行われた研修並びに同月11日及び同月12日に大津市で開催された第3回市議

会議員特別セミナーへの参加に係る費用の合計 11万1663円について検討する。

同研修及び同セミナーについて、吉田議員は、蒔苗議員、山崎和也議員と同行したところ（甲B1の8の5及び乙2），同研修は、弘前市の地場産業である津軽塗の発展向上に寄与することを目的として、石川県輪島市の同じく地場産業である輪島塗の発展状況に係る調査を行い、販路拡大、技術後継者奨励金制度、後継者育成の取り組みなどについて行われ（甲B1の6、乙2），同セミナーは、参加者が他県の知事や大学教授らによる地方分権や地方公務員改革などに関する講演を聞くという内容であり（甲B1の8の5），いずれも調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれない。

そこで、支出について検討するに、旅費 8万0275円（甲B1の8の6の1。領収書の記載自体からはどのような旅費か明らかではないが、甲B1の8の1及び甲B1の8の6の3から、同研修及び同セミナーへの参加のための旅費である支出があったものと認められる。）及びセミナー参加費 1万円（甲B1の8の6の2）については、本件使途基準に合致する支出があったものと認める。宿泊費 6500円（1万9500円÷3。甲1の8の6の3及び10）及び交通費 1136円（夕食会場及び宿泊施設間のタクシ一代620円並びに小松空港及び宿泊施設間の有料道路代金 516円（1550円÷3）の合計。甲B1の8の6の3、5及び8）のうち、上記 620円については、同行した蒔苗議員において 207円（620円÷3）が計上されていることから、吉田議員についても 207円の限度で本件使途基準に合致する支出と認め、その差額 413円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

他方、輪島キリコ会館入場料 430円（1290円÷3。甲B1の8の6の3及び7）については、これが上記研究研修に関連する支出であ

ることに外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明はないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、平成19年1月9日の昼食代1550円（4650円÷3。甲B1の8の6の9）、同日の夕食代9833円（2万9500円÷3。甲1の8の6の6）及び同月10日の昼食代1300円（3900円÷3。甲B1の8の6の4）については、既に説示したとおり、本件使途基準に合致しない支出と認める。

さらに、和倉温泉における費用1万0609円（3万1826円÷3）については、領収書（甲B1の8の6の11）が提出されているところ、請求書（甲B1の8の6の11）の明細欄に「コンパ本席」「コンパ追加」「焼酎」「冷酒」などと記載されており、社会通念上は飲酒を伴う宴会費用とみるべきものであるから、食事代について説示したのと同様、その全額を本件使途基準に合致しない支出と認める。また、喫茶代55円（164円÷3。甲B1の8の6の3）についても、食事代について説示したのと同様、本件使途基準に合致しない支出と認める。

なお、原告らは、宿泊費に係る領収書（甲B1の8の6の10）の宛名が吉田議員ではなく山崎和也議員となっていると主張するが、そのような記載の理由については同行した3人のうち山崎和也議員が会計を担当したためである（乙2）と説明されており、これに疑問をうかがわせる事情もないから、原告らの主張する事情をもって本件使途基準に合致しないとはいえない。

(エ) したがって、研究研修費としての支出のうち2万8040円については本件使途基準に合致しない支出となる。もっとも、吉田議員は、上記(イ)については50円を、上記(ウ)については1万0025円をそれぞれ自己負担したものと認められる。

#### イ 調査旅費

- (ア) 調査旅費として支出したとする 22万1942円（甲B1の1）について検討する。
- (イ) 岩手県岩泉町における農林業行政調査に係る費用 1万7000円（甲B1の1及び甲B1の9の2）については、森林の持つ治癒力を利用した森林治療法の調査を目的とするものであり（甲B1の6, 乙2），調査研究活動のための必要性につき外形的に疑問はうかがわれないから、この調査に伴う宿泊費 8400円の支出（甲B1の9の3）は本件使途基準に合致する支出と認める。他方、その余の 8600円については、4食分の費用であると説明されており（甲B1の9の2），既に説示したとおり、本件使途基準に合致しない支出と認める。
- (ウ) 東京都青梅市及び神奈川県藤沢市における視察に係る費用 6万0350円（甲B1の1）については、弘前市では救急医療センターの設置が喫緊の課題であることから、上記各市の市民病院が経営する救急医療センターを調査することを目的とするものであり（甲B1の6, 乙2），調査研究活動のための必要性につき外形的に疑問はうかがわれないから、この調査に伴う旅費 5万1925円の支出（甲B1の10の2）は本件使途基準に合致する支出と認める。他方、その余の 8425円のうち 8400円は 7食分の費用であると説明されており（甲B1の10の1），これについては、既に説示したとおりであり、その余の 25円については支出を裏付けるに足りる資料の提出もないなど外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、いずれも本件使途基準に合致しない支出と認める。
- (エ) 台湾台北市における調査に係る費用 12万8150円（甲B1の1）については、台湾におけるりんごの販売事情に係る調査を目的とするものであり（甲B1の6, 乙2），この調査に伴い、旅費 12万8150円が支出されている（甲B1の11の1）。

そして、一般的に、海外への旅行を伴う調査活動については、それ自体が私的な観光であるとの外形的な疑問をうかがわせるものといわざるを得ないから、調査研究活動との関連性についてはそれ相応の合理的な説明が求められるというべきところ、日程表（甲B1の11の4）によれば、龍山寺・中正記念堂や忠烈士・故宮博物館などの観光が含まれており、私的観光の側面もあるというべきであるから、条理に従って按分し、上記支出額の2分の1である6万4075円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(オ) 青森県むつ市における調査に係る費用1万6442円（甲B1の1）については、吉田議員は、三上優一議員、山崎隆穂議員、嶋口議員、成田功一議員と同行したところ（甲B1の12の1、3及び10）、同調査の目的は、小中学校の教育問題や農作物の獣害対策の研究であり（甲B1の6）、同調査の結果をまとめたものとして政務調査報告書（甲B1の12の10）が作成されており、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれないから、この調査に伴う宿泊費9800円の支出（甲B1の12の5）及び交通費5142円の支出（レンタカーのリース代金4000円（2万円÷5）及び軽油代1142円（5712円÷5）の合計。甲B1の12の7ないし9）は、いずれも本件使途基準に合致する支出と認める。

他方、昼食代3000円（平成19年2月15日分についての1500円及び同月16日分についての1500円の合計。甲B1の12の4及び6）については、既に説示したとおり、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(カ) したがって、調査旅費としての支出のうち8万4100円については本件使途基準に合致しない支出となる。もっとも、吉田議員は、上記(オ)については1500円を自己負担したと認められる。

## ウ 資料購入費

- (ア) 資料購入費として支出したとする 13万8286円（甲B1の1）について検討する。
- (イ) 第一法規 3万7270円のうち 2万0870円及びブリタニカジャパン 9900円（甲B1の1）については、払込金受領書（甲B1の13の4及び5）の記載からは如何なる資料を購入したのかが明らかでなく、調査研究活動のための必要性につき外形的に疑問がうかがわれるが、上記 2万0870円は議員実務六法等の購入費と、上記 9900円はブリタニカジャパン国際年間 2006 年度版の購入費とそれぞれ説明されており（乙2。なお、プロダニカはブリタニカの誤記と認められる。），調査研究活動に必要であることについて合理的な説明があるから、いずれも本件使途基準に合致する支出と認める。

他方、第一法規 3万7270円のうち 1万6400円については、払込金受領書（甲B1の13の6）によれば平成19年3月29日に購入したものであり、前記前提事実記載のとおり、吉田議員は、任期満了による平成19年4月の市議会議員選挙に立候補することなく、市議会議員としての任期を終えたことに照らすと、任期満了直前に購入した同書籍については、調査研究活動のための必要性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明はないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

- (ウ) 「現代農業」購読料 9600円（甲B1の1）については、議員としての調査研究活動に資する費用ということができ、領収書（甲B1の13の11）によれば、そのうち 1600円は平成19年2月分及び3月分の購読料であり、「当該年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費」（本件条例8条），すなわち、平成18年度分の経費に該当するから、本件使途基準に合致する支出と認めるが、その余の8

000円は平成19年4月分から平成20年1月分までの購読料であるから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

「全国農業新聞」購読料7200円（甲B1の1）についても、議員としての調査研究活動に資する費用ということができ、領収書（甲B1の13の2及び7）によれば、そのうち5400円は平成18年4月分から12月分の購読料であり、平成18年度分の経費に該当するから、本件使途基準に合致する支出と認めるが、その余の1800円は平成18年1月から3月分までの購読料であるから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

「陸奥新報」購読料3万1200円（甲B1の1）についても、議員としての調査研究活動に資する費用ということができ、領収書が提出されている平成19年3月分（甲B1の13の3）の購読料2600円については、本件使途基準に合致する支出と認め、他方、その余の2万8600円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

領収書の提出されている「日本教育新聞」購読料1万5750円（甲B1の13の8）についても、議員としての調査研究活動に資する費用ということができ、本件使途基準に合致する支出と認める。

教育新聞社2万1000円及び教育公論社2万2116円（甲B1の1）については、払込金受領証（甲B1の13の8ないし10）の記載からは如何なる資料を購入したのかが明らかでなく、調査研究活動のための必要性につき外形的に疑問がうかがわれるが、いずれの支出も教育に関する新聞の購読料であり、教育政策や教育に関する全国の取り組みなどについての見分を広めるために欠くことのできない新聞であると説明されており（乙2），上記疑問に対する合理的な説明はあるといえる

から、いずれについても本件使途基準に合致する支出と認める。

(エ) したがって、資料購入費としての支出のうち5万4800円は本件使途基準に合致しない支出となる。もっとも、吉田議員は、3万7314円を自己負担したものと認められる。

## エ 小活

以上によれば、合計16万6940円が本件使途基準に合致しない支出となるが、そのうち4万8889円は吉田議員が自己負担したと認めることができるから、違法な支出額は、11万8051円となる。

### (2) 蒔苗議員（別表番号2）について

#### ア 研究研修費

(ア) 研究研修費として支出したとする41万3010円（甲B2の1）について検討する。

(イ) 名古屋市で平成18年4月13日及び同月14日に開催された第8期自治政策講座（甲B2の2、甲B2の4の1）への参加に係る費用合計10万2420円（甲B2の1）については、「都市の耐震性とネットワーク」や「自治体再構築と財政」などといった講義内容（甲B2の4の1）に照らし、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれないから、領収書等（甲B2の4の3の1ないし5）が提出されている合計9万7580円は、本件使途基準に合致する支出と認める。その余の4840円は、支出を裏付けるに足りる資料がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

なお、原告らは、受講料3万5000円及び交通費の一部である5万2580円については、平成18年度分の経費に該当しないと主張し、その領収書等（甲B2の4の3の1、2及び5）の日付は平成18年3月に支出された記載となっているものの、これらの支出は同年4月に開

催された上記講座に係るものであることは明らかであるから、領収書の日付の記載のみをもってこれを期間外支出であるとする原告らの主張は採用しない。

(ウ) 東京都で平成18年7月13日及び同月14日に開催された第8期自治政策講座（甲B2の2及び甲B2の5の1）への参加に係る費用合計9万7765円（甲B2の1）については、「議会は市民の代表なのかー自治体議会の原点」や「自治体改革はすすんだのかーこれからの分権の課題」などといった講義内容（甲B2の5の1）に照らし、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれないから、領収書等（甲B2の5の3の1ないし5）が提出されている受講料及び交通費合計9万2925円は、本件使途基準に合致する支出と認める。その余の4840円については領収書等の提出がなく、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(エ) 札幌市で平成18年7月20日及び同月21日に開催された第68回全国都市問題会議（甲B2の6の1）への参加に係る費用10万1050円（甲B2の1）については、前記(1)ア(イ)と同様、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれないから、領収書（甲B2の6の2の1ないし3）が提出されている9万7050円（旅費7万7050円、会議参加費1万円及び交通費1万円）は本件使途基準に合致する支出と認める。

これに対し、同月20日のタクシーダ合計390円（{1560円+1560円}÷8。甲B2の6の2の8及び9）、カメラ代220円（1760円÷8。甲B2の6の2の6）については、領収書は存在するものの、前記(1)ア(イ)と同様、上記全国都市問題会議のための支出であることに外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、

本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、同月19日分の昼食代840円（6720円÷8。甲B2の6の2の5）、同日分（既に説示したとおり、領収書記載の年度は誤記と認められる。）の夕食代1200円（9600円÷8。甲B2の6の2の7）及び同月20日分の夕食代1200円（1万0800円÷9。甲B2の6の2の10）については、既に説示したとおり、本件使途基準に合致しない支出と認める。

その余の150円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出もないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(オ) 大津市で平成19年1月11日及び同月12日に開催された第3回市議会議員特別セミナーへの参加に係る費用合計11万1775円（甲B2の1）については、前記(1)ア(ウ)と同様、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれないから、領収書（甲B2の7の2の1、2、4、7及び11）が提出されている旅費8万0275円、参加費1万円、参加費の振込手数料420円、交通費合計1万0557円（1万円+350円（1550円÷3の内金）+207円（620円÷3））については、本件使途基準に合致する支出と認める。

これに対し、原告らが不明な支出であると主張する430円（甲B2の7の2の6）は、蒔苗議員が上記セミナーの前日に吉田議員及び山崎和也議員と同行した輪島キリコ会館入場料430円（1290円÷3。甲B1の8の6の3及び7）であると推認でき、本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、平成19年1月9日の昼食代1550円（4650円÷3。甲B2の7の2の8）、同日の夕食代9833円（29500円÷3。甲2の7の2の5）及び同月10日の昼食代1300円（3900円÷3。

甲B2の7の2の3)については、既に説示したとおり、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(カ) したがって、研究研修費としての支出のうち2万6793円については本件使途基準に合致しない支出となる。もっとも、蒔苗議員は、上記(オ)について2590円を自己負担したものと認められる。

#### イ 資料購入費

(ア) 資料購入費として支出したとする16万6176円(甲B2の1)について検討する。

(イ) 「東奥日報」購読料3万6000円(甲B2の1)及び「農業新聞」購読料8980円(甲B2の1)については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ウ) 「読売新聞」購読料2万4056円(甲B2の1)については、議員としての調査研究活動に資する費用ということができ、領収書(甲B2の8の1ないし7)が提出されている平成18年9月分ないし平成19年3月分の購読料2万1049円については、これを本件使途基準に合致する支出と認め、その余の購読料3007円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(エ) 教育公論社4万1580円(甲B2の1)については、払込金受領書(甲B2の8の10)によれば、平成18年3月15日付けの支出であり、平成18年度分の支出であることは外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(オ) 「全国農業新聞」購読料7800円(甲B2の1)については、議員

としての調査研究活動に資する費用ということができ、領収書（甲B2の8の8及び9）によれば、平成18年度分の経費に該当するとはいえない平成18年1月分から同年3月分までの購読料1800円が含まれているから、これを除いた6000円を本件使途基準に合致する支出と認め、その余の1800円は、本件使途基準に合致しない支出と認める。

- (カ) 新弘前住宅地図代1万5000円（甲B2の1）については、領収書（甲B2の8の13）が提出されているところ、原告らは、その支出が本件使途基準に合致する点につき争っていない。また、書籍（行政用語）3万2760円（甲B2の1）については、領収書（甲B2の8の11ないし13）が提出されており、調査研究活動のための必要性につき外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。
- (キ) したがって、資料購入費としての支出のうち9万1367円は本件使途基準に合致しない支出となる。

#### ウ 事務所費

事務所費として支出したとする平成18年4月ないし同年10月分のパソコンリース代金6万9090円（甲B2の1）については、支払明細（甲B2の9）の宛先が蒔苗議員の住所地（甲A10）であり、契約者名が蒔苗幸男事務所となっていることから、蒔苗議員は事務所を自宅に設置していると推認され、このことに照らせば、上記パソコンは政務調査活動に用いられるだけではなく、その他の議員活動や個人用等にも使用されていると推認されるところ、その使途による区分は困難であるから、条理上、個人使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、その他の議員活動分を4分の1と按分するのが相当であり、上記金額から政務調査活動分1万7273円を控除した5万1817円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

## エ 小活

以上によれば、合計16万9977円が本件使途基準に合致しない支出となるが、そのうち2590円は蒔苗議員が自己負担したと認めることができるから、違法な支出額は、16万7387円となる。

### (3) 藤田昭議員（別表番号3）について

#### ア 研究研修費

特養ホームつがる三和会研修会への参加費として支出したとする5000円（甲B4の1）については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### イ 調査旅費

(ア) 調査旅費として支出したとする9万6542円（9万0850円+5692円。甲B4の1）について検討する。

(イ) 札幌市で平成18年7月20日及び同月21日に開催された第68回全国都市問題会議への参加に係る費用9万0850円（甲B4の1）については、前記(1)ア(イ)と同様、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれないから、領収書（乙3の2(1)及び(2)）が提出されている8万7050円（旅費7万7050円及び会議参加費1万円）を本件使途基準に合致する支出と認める。

これに対し、同月20日のタクシーフレight合計390円（{1560円+1560円}÷8。乙3の2(3)④）、カメラ代220円（1760円÷8。乙3の2(3)②）については、前記(1)ア(イ)と同様、本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、同月19日分の昼食代840円（6720円÷8。乙3の2(3)①）、同日分（既に説示したとおり、領収書記載の年度は誤記と認められる。）の夕食代1200円（9600円÷8。乙3の2(3)③）、同月



20日分の夕食代1200円（1万0800円÷9。乙3の2(3)⑤）については、既に説示したとおり、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ウ) 市内まわり・りんご園地まわり調査ガソリン代5692円（甲B4の1）については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(エ) したがって、調査旅費としての支出のうち9542円は本件使途基準に合致しない支出となる。もっとも、藤田昭議員は、上記(イ)については、50円を自己負担したものと認められる。

#### ウ 資料作成費

資料作成費としての会議録製本代7500円（甲B4の1）については、領収書（乙3の4）が提出されているところ、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### エ 資料購入費

(ア) 資料購入費として支出したとする12万0099円（甲B4の1）について検討する。

(イ) 「読売新聞」購読料3万6084円（甲B4の1）については、議員としての調査研究活動に資する費用ということができ、領収書（乙3の3(1)）の日付が平成21年2月26日となっているものの、平成18年4月から平成19年3月までの購読料の領収書として再発行されたものであることがその記載上明らかであるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

(ウ) 「陸奥新報」購読料3万1200円（甲B4の1）については、議員としての調査研究活動に資する費用ということができ、領収書（甲B4

の3の3ないし7)が提出されている平成18年4月から同年8月までの購読料1万3000円については、本件使途基準に合致する支出と認め、その余の購読料1万8200円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

- (エ) 「東奥日報」購読料3万6000円(甲B4の1)及び「りんごニュース」購読料1万1500円(甲B4の1)については、いずれも議員としての調査研究活動に資する費用ということができ、領収書(乙3の3(2)及び(3))が提出されているから、本件使途基準に合致する支出と認める。なお、原告らは、上記1万1500円の支出につき、領収書の日付によれば期間外支出である旨主張するが、領収書(乙3の3(3))によれば、平成18年度りんごニュース購読料とされており、その日付は平成18年4月25日であるから、期間外支出であるとは認められない。
- (オ) その他の書籍代5315円(甲B4の1)のうち、3360円については、書店発行の領収書(乙3の5)が提出されているものの、その記載からは、如何なる書籍を購入したのか明らかでなく、調査研究活動との関連性について外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。その余の1955円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出もないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。
- (カ) したがって、資料購入費としての支出のうち2万3515円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### オ 会議費

会議費として支出したとする茶菓子代3860円(甲B4の1)については、支出を裏付けるに足りる資料の提出もないなど、外形的に疑問がう

かがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### カ 小活

以上によれば、合計4万9417円が本件使途基準に合致しない支出となるが、そのうち50円は藤田昭議員が自己負担したと認めることができるから、違法な支出額は、4万9367円となる。

#### (4) 柳田議員（別表番号4）について

##### ア 研究研修費

研究研修費として支出したとする札幌市での第68回全国都市問題会議への参加に係る費用9万0900円（甲B5の1）のうち、旅費等7万7050円及び参加費用1万円（甲B5の3の1）については、領収書（甲5の3の2及び甲5の3の3）が提出されており、前記(1)アイと同様、本件使途基準に合致する支出と認める。

食事代3850円（甲B5の1）については、既に説示したとおり、本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、研究研修費としての支出のうち3850円については本件使途基準に合致しない支出となる。

##### イ 調査旅費

調査旅費として支出したとする8万7700円（甲B5の1）については、土壤改良による有機農法を普及させるなどして農業による環境問題に取り組むために参加した研修であり（甲B5の2及び乙4の1）、調査研究活動のための必要性につき外形的に疑問はうかがわれないから、これに伴う旅費8万7700円の支出（甲B5の8の2）は本件使途基準に合致する支出と認める。

##### ウ 資料作成費

資料作成費として支出したとする2万7300円（甲B5の1）につい

では、「高齢者福祉の現状と介護を考える」と題する資料（乙4の2）が作成され、この資料に基づき地域住民に対する説明が行われた（乙4の1）ところ、調査研究活動のための必要性について外形的に疑問はうかがわれないから、資料作成費2万7300円の支出（甲B5の4の2）は、本件使途基準に合致する支出と認める。

## エ 資料購入費

(ア) 資料購入費として支出したとする6万2873円（甲B5の1）について検討する。

(イ) 「現代農業」購読料として支出が計上されている1万6800円（甲B5の1）のうち、9600円（甲B5の5の1）については、議員としての調査研究活動に資する費用ということができ、領収書（乙4の3(1)）によれば、平成18年度分の経費に該当するとはいえない平成19年4月分から同年6月分までの購読料2400円が含まれているから、これを除いた7200円は本件使途基準に合致する支出と認め、その余の上記2400円は本件使途基準に合致しない支出と認める。

上記「現代農業」購読料のうち3600円についても、議員としての調査研究活動に資する費用ということができ、領収書（乙4の3(2)）が提出されており、本件使途基準に合致する支出と認める。なお、原告らは、上記増刊号の4冊中1冊は平成19年5月に発刊されたから期間外支出である旨主張するが、そのような事実を認めるに足りる証拠はない。

上記「現代農業」購読料のその余の3600円については、「増刊現代農業」に係る支出として計上しているものと認められる（甲B5の5の3）ものの、その支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ウ) 「全国農業新聞」購読料3万0358円（甲B5の1）については、

平成18年4月分及び同年5月分は2429円ずつ、同年6月分ないし平成19年3月分は2550円ずつの支出を計上しているものと認められる（甲B5の5の1）ものの、1回分の購読料2550円についてはその支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認め、領収書（甲B5の5の7ないし17）が提出されているその余の2万7808円を本件使途基準に合致する支出と認める。

(エ) 「地上」 購読料7084円（平成18年度分）については、平成18年4月分及び同年5月分は562円ずつ、同年10月分は650円、その余は590円ずつの支出を計上しているものと認められる（甲B5の5の1）ものの、1回分の購読料590円についてはその支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認め、領収書（甲B5の5の7ないし17）が提出されているその余の6494円を本件使途基準に合致する支出と認める。

(オ) 「家の光」 購読料8631円（平成18年度分）については、平成18年4月分は572円、同年5月分は839円、同年7月分、8月分及び12月分は880円、同年11月分は980円、その余は600円ずつの支出を計上しているものと認められる（甲B5の5の1）ものの、1回分の購読料600円についてはその支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認め、領収書（甲B5の5の7ないし17）が提出されているその余の8031円を本件使途基準に合致する支出と認める。

(カ) したがって、資料購入費としての支出のうち9740円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### オ 広報費

広報費として支出したとする 5万6700円(甲B5の1)については、領収書(甲B5の6の2及び3)が提出されているところ、議会に関する報告書の作成費用と説明されており(甲B5の1、乙4の1)，これについて外形的に疑問はうかがわれないから、報告書印刷代2万5200円(甲B5の6の2)及び報告書印刷代3万1500円(甲B5の6の3)の支出は、本件使途基準に合致する支出と認める。

#### カ 会議費

会議費として支出したとする 6万6434円(甲B5の1)のうち、ジュース及びお菓子代3万1500円並びにみかん代1万3000円については、3枚の領収書(甲B5の7の2ないし4)が提出されるとともに、「地域住民と語る会」において提供されたジュース、菓子及びみかんの代金として支出されたものと説明されており(甲B5の1、乙4の1)，金額も社会通念上相当な範囲であるから、「議員が地域住民の市政に関する要望及び意見を吸収するための会議に要する茶菓子代」に該当し、これについて外形的に疑問もうかがわれないから、上記4万4500円の支出は本件使途基準に合致すると認める。

その余の2万1934円については、コピ一代と記載された文具会社作成の領収書(甲B5の7の5)が提出されており、その記載からは何をコピーしたのか明らかではなく、外形的に疑問がうかがわれるものの、「地域住民と語る会」に係る資料の作成費用として支出したとの合理的な説明がされている(乙4の1)から、本件使途基準に合致する支出と認める。

#### キ 事務所費

- (ア) 事務所費として支出したとする 47万5553円(甲B5の1)について検討する。
- (イ) 事務所賃借料30万円(甲B5の9の1)については、領収書(甲B

5の9の2及び3）が提出されており、事務所として利用している不動産は柳田議員及びその妻（柳田恵子）の共有財産であると説明されている（乙4の1）ところ、共有者との身分関係に照らし、事務所の管理に要する経費とすることの相当性については外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明があるとはいえないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ウ) 上記事務所における電気料として計上されている3万7629円（甲B5の1）のうち3万7566円については、平成18年4月分ないし7月分として、それぞれ5346円、5456円、5368円及び3915円を、同年9月分ないし平成19年3月分として、それぞれ2311円、1885円、1807円、1853円、2518円、2254円及び4853円を計上している（甲B5の9の1）。

このうち、平成18年4月分については、領収書（甲B5の9の5）が提出されており、条理に従って按分し、政務調査活動分とその他の議員活動分を各2分の1と認めるのが相当であるものの、同年3月22日から同月31日までの使用分は平成18年度分の経費に該当するとはいえないから、日割り計算をし、平成18年4月分として算出される3621円の2分の1である1810円を本件使途基準に合致しない支出と認める。また、平成18年5月分は領収書（甲B5の9の6）が提出されており、同様に政務調査活動以外の議員活動分を2分の1として、同年5月分のうち2728円を本件使途基準に合致しない支出と認める。さらに、平成18年6月分、7月分、9月分及び10月分については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないところ、原告らはこれらの支出については計上した額の3分の2の限度で違法な支出である旨主張するから、それぞれ、3578円、2610円、1540円及び1256円

の限度で本件使途基準に合致しない支出と認める。また、同年11月分ないし平成19年3月分についても、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、これらの支出の合計1万3285円を本件使途基準に合致しない支出と認める。その余の63円についても、支出を裏付けるに足りる資料がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、同様に本件使途基準に合致しない支出と認める。

以上によれば、上記事務所における電気料のうち2万6870円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(エ) 電話料として支出したとする3万2911円（甲B5の1）については、領収書（甲B5の9の14ないし25）が提出されているところ、電話の一般的な利用目的等からすると政務調査活動以外に利用される割合が高いものと考えられるから、条理に従って按分し、原告らが主張するように政務調査活動分を3分の1とみるのが相当である。そこで、平成18年4月分ないし12月分の電話料（甲B5の9の14ないし22）については、その各3分の2の合計1万6362円を本件使途基準に合致しない支出と認め、他方、平成18年1月分ないし3月分の電話料金（甲B5の9の23ないし25）については、平成18年度分の支出ではないから、その合計8360円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(オ) 電気工事料6万8000円（甲B5の1）については、同工事は落雷による被害の拡大を防ぐことを目的とするものであるとの説明がされており（甲B5の2及び乙4の1），事務所の通常の管理に要する経費とはいひ難く、上記事務所を共有する柳田議員及びその妻の資産形成につながるものといわざるを得ないから、全額を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(カ) 灯油代 3万7013円（甲B5の1）については、2枚の領収書（甲B5の9の27及び28）が提出されているところ、平成19年2月28日付けの領収書（甲B5の9の28）には名目が記載されていないものの、灯油代であると説明されている（甲B5の1及び乙4の1）から、上記金額につき、上記(ウ)と同様、政務調査活動分とその他の議員活動分を各2分の1と認め、上記灯油代の2分の1である1万8506円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(キ) したがって、事務所費としての支出のうち43万8098円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### ク 小活

以上によれば、合計45万1688円が本件使途基準に合致しない支出となるが、そのうち14万7460円は柳田議員が自己負担したと認めることができ（甲B5の1）から、違法な支出額は、30万4228円となる。

#### (5) 山崎和也議員（別表番号5）について

山崎和也議員は、平成18年度の政務調査費として合計75万7256円を支出したと報告している（甲B6）ものの、これを裏付けるに足りる資料の提出が全くないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、全額を本件使途基準に合致しない支出と認めるが、3万7256円は山崎和也議員が自己負担したと認めることができる（甲B6）から、違法な支出額は72万円となる。

#### (6) 宮本議員（別表番号6）について

##### ア 研究研修費

研究研修費として支出したとする札幌市での第68回全国都市問題会議への参加に係る費用9万0900円（甲B7の1）については、前記(1)ア(イ)と同様、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれない

から、領収書（甲B7の3の3及び4）が提出されている旅費7万7050円及び参加費1万円の合計8万7050円を本件使途基準に合致する支出と認める。

他方、タクシーダ合計390円及びカメラ代220円については、前記(1)ア(イ)と同様、本件使途基準に合致しない支出と認める。

食事代合計3240円（甲B7の3の8ないし10）については、既に説示したとおり、本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、研究研修費としての支出のうち3850円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### イ 調査旅費

(ア) 調査旅費として支出したとする8万4020円（甲B7の1）について検討する。

(イ) 岐阜県多治見市への視察は、学習特区、景観特区及び市政一般に関する調査を目的とし（甲B7の3の13），同県郡上市への視察は、自然環境の保全及び一般行政に関する調査を目的とするものであり（甲B7の3の13），調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれないから、この調査に伴う航空券代、乗車券代及び宿泊代等合計6万1965円（甲B7の3の14）は本件使途基準に合致する支出と認められる。

また、私鉄等代4740円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれるものの、私鉄等代については社会通念上領収書等が発行されることが少ないと、内訳や区間について詳細で具体的な説明がされていること（甲B7の3の19）などに照らせば、上記支出があったことについて合理的な説明があるといえるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

他方、郡上八幡ホテルへの宿泊費1万3750円及び使途不明の35

65円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ウ) したがって、調査旅費としての支出のうち1万7315円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### ウ 資料購入費

(ア) 資料購入費として支出したとする9万7217円（甲B7の1）について検討する。

(イ) 書籍代2万2817円（甲B7の1）のうち、1万5120円については株式会社ゼンリン発行の領収書（甲B7の3の49）が提出されているものの、調査研究活動との関連性について外形的に疑問がうかがわれ、同支出は弘前市の市町村合併に伴い住宅地図を購入する必要があったためという（甲B7の2及び4）にとどまり、上記関連性についての合理的な説明はないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

その余の7697円のうち、ブックレット購入代1050円については、市役所発行の領収書（甲B7の3の48）が提出されており、その発行主体に照らせば、同支出と調査研究活動の関連性について外形的に疑問はうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。また、5219円及び1428円については、書店発行の領収書（甲B7の3の46及び47）が提出されているものの、その記載からは如何なる書籍を購入したか明らかでなく、調査研究活動との関連性について外形的に疑問がうかがわれるが、上記5219円については、弘前大学助教授の著書である教育関係の書籍3冊の購入代と説明され、上記1428円については郷土歴史書購入代と説明されており（甲B7の4），上記関連性についての合理的な説明があるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

- (ウ) 「東奥日報」購読料3万6000円（甲B7の1）については、議員としての調査研究活動に資する費用ということができ、領収書（甲7の3の32ないし43）が提出されているから、本件使途基準に合致する支出と認める。
- (エ) 「陸奥新報」購読料3万1200円（甲B7の1）については、議員としての調査研究活動に資する費用ということができ、平成18年6月分の購読料2600円を除いては領収書（甲7の3の20ないし30）が提出されているから、領収書の提出のある2万8600円を本件使途基準に合致する支出と認め、その余の2600円は、領収書等の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。
- (オ) 「全国農業新聞」購読料7200円（甲B7の1）については、議員としての調査研究活動に資する費用ということができ、領収書（甲7の3の44及び45、乙5の2(2)）の中には、日付が平成21年3月16日となっているものがある（乙5の2(2)）が、平成19年1月から同年3月までの購読料に係る領収書として再発行されたものであることがその記載上明らかであるから、同領収書に係る分の購読料を含め、全額を本件使途基準に合致する支出と認める。
- (カ) したがって、資料購入費としての支出のうち1万7720円が本件使途基準に合致しない支出となる。

## エ 広報費

広報費として支出したとする32万7245円（甲B7の1）のうち、報告書印刷代23万1000円については、領収書（甲B7の3の50。再発行したものにつき乙5の2(1)）が提出されているところ、実際に同報告書は作成された上（甲B7の5），教育関係者及び地域住民等に対し広く発送されたと説明されており（甲B7の4、乙5の1），調査研究活動

との関連性につき外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

また、郵送代等合計9万6245円のうち、郵送代7万1685円については、郵便局発行の領収書（甲B7の3の52）が提出された上、上記報告書を郵送するためにかかった費用であると説明されており（甲B7の4），調査研究活動との関連性について合理的な説明があるといえるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

同様に、郵送代合計4560円についても、郵便局発行の領収書（甲B7の3の53及び54）が提出された上、市政及び調査結果の報告に用いた郵送代であると説明されており（甲B7の4），調査研究活動との関連性について合理的な説明があるといえるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

また、その余の2万円については、支出を裏付ける郵便局発行の領収書（甲B7の3の51）が提出されており、その記載からは葉書購入代であることが認められ、市政を語る会の案内状に使用したと説明されており（甲B7の4），調査研究活動との関連性について合理的な説明があるといえるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

#### オ 会議費

会議費として支出したとする1万1800円（甲B7の1）については領収書（甲B7の3の55）が提出され、市政について語る会において提供された茶菓子代として支出されたものと説明されており（甲B7の4，乙46），金額も社会通念上相当な範囲であり、外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

#### カ 事務所費

(ア) 事務所費として支出したとする14万3003円（甲B7の1）について検討する。

(イ) 事務所賃借料12万円（甲B7の1）については、領収書（甲B7の3の56及び57）が提出されているが、当該事務所の敷地内には「宮本隆志後援会」の看板が設置されており（乙31），当該事務所の使用について、政務調査活動に資する部分、その他の議員活動に資する部分及び後援会活動に資する部分の区分は困難であるから、条理に従って、政務調査活動分を3分の1、その他の議員活動分を3分の1、後援会活動分を3分の1と按分するのが相当であり、政務調査活動以外の活動分8万円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ウ) 事務所電話代2万3003円（甲B7の1）については、まず、平成18年度分の経費に該当するとはいえない平成18年3月分の電話代2645円（甲B7の3の62）を本件使途基準に合致しない支出と認める。

次に、上記2万3003円から上記2645円を控除した平成18年度分の電話代2万0538円については、領収書（甲B7の3の63ないし70）が提出されており、前記(4)キ(エ)と同様、事務所の電話代については政務調査活動分を3分の1とみるのが相当であるから、その余の3分の2の合計金額である1万3571円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(エ) したがって、事務所費としての支出のうち9万6216円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### キ 雑費

雑費（事務用品、消耗品）として支出したとする1万1808円（甲B7の1）については、領収書（甲B7の3の58ないし61）が提出されており、領収書の記載及び宮本議員の説明（甲B7の4）からは、上記1万1808円の内訳は、パソコンのインク代2505円、ノート及びボールペン代等合計1978円、レポート用紙、ボールペン、修正液代合計3

860円、クラフト封筒代3465円であると認められるが、これらの文房具等については、その性質上、政務調査活動以外のその他の議員活動に使用される部分もあるから、条理に従って按分し、上記各金額の2分の1の金額の合計5903円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### ク 小活

以上によれば、合計14万1004円が本件使途基準に合致しない支出となるが、そのうち4万5993円は宮本議員が自己負担したと認めることができる（甲B7の1）から、違法な支出額は、9万5011円となる。

### (7) 木村定光議員（別表番号7）について

#### ア 研究研修費

研究研修費として支出したとする3万8500円（甲B8）については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### イ 調査旅費

（ア）調査旅費として支出したとする16万5350円（甲B8）について検討する。

（イ）北海道室蘭市役所及び根室役場への視察（乙6の1(3)）は、弘前市に観光客を誘致する方策を調査することを目的とするものであり（乙32の1），調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれないから、この調査に伴う交通費8万4220円及び宿泊代1万9950円（乙6の1(1)及び(4)）は、本件使途基準に合致する支出と認める。また、国内旅行傷害保険500円及び企画料金840円は、上記視察に付随して発生する経費であるというべきであり、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれないから、同様に、本件使途基準に合致する支出と認める。

他方、平成18年7月25日ないし同月27日の食事代合計5040円は、既に説示したとおり、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ウ) 仙台市役所及び仙台市博物館への視察（乙6の1(5)）については、北海道への上記視察と同様の目的であると説明されており（乙32の1）、領収書（乙6の1(2)）が提出されている。

しかし、同視察の上記目的を最大限考慮しても、日程には青葉城址、瑞鳳殿、仙台市博物館、大崎八幡宮や瑞巌寺、五大堂などが含まれている（乙6の1(5)及び(6)）など、明らかに私的観光の側面があるというべきであり、拝観料等合計2350円の支出（乙6の1(2)及び(6)）は、調査研究活動と関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、全額を本件使途基準に合致しない支出と認め、その余の交通費、宿泊費等合計5万2450円の支出（乙6の1(2)及び(6)）については、条理に従って按分し、2分の1である2万6225円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(エ) したがって、調査旅費としての支出のうち3万3615円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### ウ 資料作成費

資料作成費として支出したとする印刷製本代4万8000円（甲B8）については、領収書（乙6の3(2)）が提出されているが、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### エ 資料購入費

資料購入費として支出したとする9万7650円（甲B8）のうち、東奥年鑑及び住宅地図の購入代5万3850円については領収書（乙6の2(8)及び(9)）が提出されているが、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準

に合致しない支出と認める。

「東奥日報」購読料については、議員としての調査研究活動に資する費用ということができるから、領収書（乙6の2(1)ないし(4)）が提出されている4か月分の購読料1万2000円を本件使途基準に合致する支出と認め、「陸奥新報」購読料については、領収書（乙6の2(5)ないし(7)）が提出されている3か月分の購読料7800円を本件使途基準に合致する支出と認める。

支出の裏付けのないその余の2万4000円（上記9万7650円から上記5万3850円、上記1万2000円及び上記7800円を控除した額）については、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、資料購入費としての支出のうち7万7850円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### オ 広報費

広報費として支出したとする報告書の印刷費12万5000円（甲B8）については、平成18年9月20日付けの領収書（乙6の3(1)）が提出されているが、当該報告書は、平成18年当時に青森県ゲートボール協会会长であった木村定光議員が、同協会及び弘前市ゲートボール協会の補助金に係る不適切な会計処理等について謝罪の意を表することなどを内容とするものと説明されており（乙6の3(3)及び(4)），調査研究活動との関連性がないことは明らかであるから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### カ 会議費

会議費として支出したとする5万9556円（甲B8）のうち、2万6300円については、ただし書に「お茶菓子代として」と記載された領収書（乙6の4(1)）が、2万8600円については、ただし書に「品代金として」と記載された領収書（乙6の4(2)）が、それぞれ提出されているも

のの、その記載からは調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。また、支出の裏付けのないその余の4656円（上記5万9556円から上記2万6300円及び上記2万8600円を控除した額）についても、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### キ 人件費

人件費として支出したとする12名分のアルバイト代5万6500円（甲B8）については、ただし書に「手伝い」と記載された2枚の領収書（乙6の5(1)及び(2))、「チラシ配布」と記載された3枚の領収書（乙6の5(3)ないし(5))、「運搬料」と記載された1枚の領収書（乙6の5(6))がそれぞれ提出されている。

しかし、上記才記載のとおり、補助金に係る不適切な会計処理等について謝罪の意を表すことなどを内容とする報告書の印刷代の支出が平成18年9月20日付けでされたこと、同補助金について疑惑をもたれたことから市民にチラシを配布したと説明されていること（乙6の3(4))などからすれば、上記印刷代の支出と時間的に近接した同月26日ないし同月28日付けの合計3万円の支出（乙6の5(3)及び(5))は、上記補助金に係る不適切な会計処理等に関する謝罪ないし釈明等を記載したチラシを配布するための人件費であったとの外形的な疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、3万円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

その余の入件費合計2万6500円については、領収書の記載からは、政務調査活動分とその他の議員活動分との区分は困難であるから、条理に従って按分し各2分の1とするのが相当であり、1万3250円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### ク 事務所費

事務所費として支出したとする電話料金 7万 2 1 9 6 円の一部である 2 万 1 0 0 0 円（甲B8）については、支出を裏付ける資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### ケ 雑費

雑費として支出したとする調査費用としてのガソリン代 8万 2 0 0 0 円（13万 5 3 2 4 円の一部）（甲B8）については、石油会社発行の領収書（乙6の6(1)ないし<sup>(48)</sup>）が提出されているが、車が一般的な移動手段として利用されている社会的実態に照らせば、政務調査活動に用いられるだけではなく、その他の議員活動や個人用等にも使用されていると推認され、その使途についての区分は困難であるから、条理上、個人使用分を 2 分の 1、政務調査活動を 4 分の 1、その他の議員活動分を 4 分の 1 と按分するのが相当であり、上記 13万 5 3 2 4 円の 4 分の 1 である 3万 3 8 3 1 円を本件使途基準に合致する支出と認め、上記 8万 2 0 0 0 円からこれを控除した 4万 8 1 6 9 円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、雑費として支出したとする事務用品 3万 4 8 2 0 円（甲B8）については、ただし書に「事務用イス代」と記載された領収書（乙6の6<sup>(49)</sup>）が提出されているが、当該事務所の使用について、政務調査活動に資する部分とそれ以外の部分との区分は困難であるから、条理に従って按分し、政務調査活動分を 2 分の 1、その他の議員活動分を 2 分の 1 とするのが相当であり、政務調査活動以外の議員活動分 1万 7 4 1 0 円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、雑費としての支出のうち 6万 5 5 7 9 円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### コ 小活

以上によれば、合計51万2350円が本件使途基準に合致しない支出となるが、そのうち8376円は木村定光議員が自己負担したと認めることができる（甲B8）から、違法な支出額は、50万3974円となる。

(8) 一戸議員（別表番号8）について

ア 研究研修費

研究研修費として支出したとする札幌市での第68回全国都市問題会議への参加に係る費用6万7300円（甲B9の1）については、旅費5万7300円及び参加費1万円の支出を裏付ける領収書（甲9の3の56及び甲9の3の57）が提出されており、前記(1)ア(イ)と同様、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

イ 調査旅費及び資料作成費

調査旅費として支出したとする月平均20リットル分のガソリン代3万3600円（甲B9の1）及び資料作成費として支出したとする月平均200枚分のコピーダイ2万4000円については、これらの支出に関連すると見られる資料として、株式会社辰巳設計発行の領収書2枚（甲B9の3の2及び3）が提出されている。

このうち、1枚の領収書のただし書にはコピー、ガソリン代との記載があり、その額面額は4万3200円であるところ（甲B9の3の3）、ガソリン代3万3600円については、専ら政務調査活動のためだけに利用されたことについて外形的に疑問がうかがわれるものの、政務調査活動、株式会社辰巳設計の営業活動、県庁等への往来など様々な活動のために使用しているため、政務調査活動分を具体的に算定することが難しいことから、全体の10分の1を政務調査活動分として計上したと説明がされており（甲B9の2）、また、コピーダイ2万4000円についても、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれるものの、新聞の切抜き

を毎日行い、重要なものについてはファイリングするためにコピーする必要があるためと説明がされており（甲B9の2），いずれについても合理的な説明はあるといえる。

したがって、領収書による裏付けのある4万3200円を本件使途基準に合致する支出と認める。

他方、ただし書に資料コピ一代と記載された領収書（甲B9の3の2）は、平成17年3月14日付けであることから、平成18年度の政務調査費としての上記コピ一代の支出を裏付ける資料となり得ないのは明らかである。そうすると、1万4400円を本件使途基準に合致しない支出と認めるが、ガソリン代及びコピ一代の内訳が不明であるから、調査旅費及び資料作成費の各計上金額で按分し、本件使途基準に合致しない調査旅費を8400円、本件使途基準に合致しない資料作成費を6000円とそれぞれ認める。

#### ウ 資料購入費

(ア) 資料購入費として支出したとする1万9788円（甲B9の1）について検討する。

(イ) 「赤旗」以外の新聞代3100円については、領収書（甲B9の3の14ないし34）が提出されており、議員としての調査研究活動に資する費用ということができ、外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

「赤旗」購読料9600円（甲B9の1）については、領収書（甲B9の3の35）が提出されており、議員としての調査研究活動に資する費用ということができるが、平成18年度分の経費に該当するとはいえない平成19年4月分から同年11月分までの購読料6400円については、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ウ) 資料購入費として支出したとする本代7088円（甲B9の1）のう

ち、東京市政調査会発行の領収書（甲B9の3の4）が提出されている2100円については、その発行主体に照らせば、調査研究活動との関連性について外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

また、その余の4988円については、書店発行の領収書（甲B9の3の8）が提出されており、その記載からは如何なる資料を購入したのかが明らかでなく、調査研究活動との関連性について外形的に疑問がうかがわれるものの、購入した書籍は、「小農はなぜ強いか」、「介護保険の改正」、「郵政民営化 小泉原案」、「競売妨害」、「はめられた公務員」とあると説明される（甲B9の3の9ないし13）など、購入した書籍のタイトルが明らかにされており、そのタイトルに照らせば、上記関連性につき合理的な説明はあるといえるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

(エ) したがって、資料購入費としての支出のうち6400円が本件使途基準に合致しない支出となる。

## エ 事務所費

(ア) 事務所費として支出したとする58万7894円（甲B9の1）について検討する。

(イ) 事務所及び駐車場の賃料（水道光熱費を含む。）合計53万4000円（甲B9の1）については、一戸議員が平成17年度に代表取締役を務め、平成18年度は一戸議員の家族が代表取締役を務める津軽長寿温泉株式会社（弁論の全趣旨）によって作成された領収書（甲B9の3の36）が提出され、事務所については専ら政務調査活動のために所有者である同社から賃借したものであり、事務所と自宅及び後援会事務所は7ないし8キロメートル離れ、事務所においては後援会活動を一切行っていないと説明されている（甲B9の3の37）ものの、平成18年度

の直近の年度においては一戸議員が上記会社の代表者であり、平成18年度は一戸議員の家族が上記会社の代表者であることなど所有者との関係に照らし、事務所の管理に要する経費とすることの相当性については外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、全額を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ウ) 事務所専用電話代4万2029円（甲B9の1）については、請求書兼領収書（甲9の3の44ないし54）が提出されており、第三者の支出が認められるところ、政務調査活動分とその他の議員活動分を条理に従って按分し、政務調査活動分を3分の1とみるのが相当である。そこで、各月分の電話料の3分の2の合計2万8015円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(エ) 文具・事務用品代1万1865円（甲B9の1）については、領収書（甲9の3の38ないし43（ただし、甲9の3の41は判読不能。））が提出されているところ、インスタントカメラを除く文房具等については、その性質上、政務調査活動以外のその他の議員活動に使用される側面もあるから、政務調査活動分とその他の議員活動分とを条理に従って按分し、その2分の1を政務調査活動分とするのが相当である。そこで、判読不能な領収書以外の領収書に係る文房具代合計7245円の2分の1である3622円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

他方、判読不能な領収書に係る3360円の支出は、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、原告らが違法な額と主張する2240円の限度で本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、インスタントカメラ代1260円については領収書（甲B9の3の43）が提出されているものの、調査研究活動との関連性について外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(オ) したがって、事務所費としての支出のうち56万9137円が本件使途基準に合致しない支出となる。

オ 小活

以上によれば、合計58万9937円が本件使途基準に合致しない支出となるが、そのうち1万2582円は一戸議員が自己負担したと認めることができる（甲B9の1）から、違法な支出額は、57万7355円となる。

(9) 三上秋雄議員（別表番号9）について

ア 調査旅費

(ア) 調査旅費として支出したとする13万9040円（甲B10の1）について検討する。

(イ) 札幌市での第68回全国都市問題会議への参加に係る費用9万0900円（甲B10の1）については、前記(1)ア(イ)と同様、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれないから、領収書（甲B10の2の22及び23）が提出されている旅費7万7050円及び参加費1万円の合計8万7050円を本件使途基準に合致する支出と認める。

他方、タクシーレンタカーチャージ代合計390円及びカーナビゲーション代220円については、前記(1)ア(イ)と同様、本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、平成18年7月19日分の昼食代840円（6720円÷8。甲B10の2の16）、同日分（既に説示したとおり、領収書記載の年度は誤記と認められる。）の夕食代1200円（9600円÷8。甲B10の2の18）及び同月20日分の夕食代1200円（1万0800円÷9。甲B10の2の18）については、既に説示したとおり、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ウ) 首都圏における「弘前産りんご・米」等の「弘前りんごの会」と農家生産者との共同消費宣伝事業に係る費用4万8140円（甲B10の1）

については、果実離れが進む若い世代へのりんごの消費拡大を図るために宣伝を行ったものであり（甲B10の3の24），その活動内容に照らせば、議員活動としての側面もあるというべきであり、専ら政務調査活動であるとはいひ難いから、条理に従って按分し、政務調査活動分と他の議員活動分を各2分の1と認めるのが相当である。そこで、交通費4万4500円（甲B10の2の31）及びカメラ代1000円（甲B10の2の34）のうち各2分の1の合計2万2750円については本件使途基準に合致しない支出と認める。

他方、昼食代1240円（甲B10の2の33）及び夕食代1400円（甲B10の2の32）については、既に説示したとおり、本件使途基準に合致しない支出と認める。

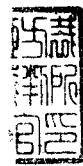
(エ) したがって、調査旅費としての支出2万9240円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### イ 資料購入費

資料購入費として支出したとする5万6200円（甲B10の1）のうち住宅地図の購入代4万9000円については、領収書（甲B10の2の13）が提出されているものの、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、同支出は弘前市の市町村合併に伴い必要であるという（甲B10の2の14）にすぎず、上記関連性について合理的な説明はないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、「農業新聞」購読料7200円（甲B10の1）については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、資料購入費としての支出5万6200円が本件使途基準に合致しない支出となる。



#### ウ 事務所費

事務所費として支出したとするプレハブリース料合計25万2000円（甲B10の1）については、土木建設機械及び資材のリースなどを業とする有限会社大川産業が作成した4枚の領収書（甲B10の2の9ないし12）や、同会社の倒産後に上記リース料の支払先となったコマツ青森株式会社（甲B10の2の1）が作成した6枚の領収書（甲B10の2の2及び4ないし8）が提出されている。

しかし、上記25万2000円のうち2か月分4万2000円については支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。平成18年3月16日付けの領収書（甲B10の2の9）によって裏付けられる2万1000円の支出は、平成18年度分の経費に該当することについて外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。その余の9か月分18万9000円（甲B10の2の2、4ないし8及び10ないし12）については、政務調査活動に資する部分と他の議員活動に資する部分を条理に従って各2分の1に按分するのが相当であり、その2分の1に当たる9万4500円（有限会社大川産業分3万1500円、コマツ青森株式会社分6万3000円）を本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、事務所費としての支出15万7500円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### エ 小活

以上によれば、合計24万2490円が違法な支出額となる。

#### (10) 小山内司議員（別表番号10）について

##### ア 資料購入費

(ア) 資料購入費として支出したとする23万4136円（甲B11の1）

について検討する。

(イ) 図書購入費（一般図書）4万2990円（甲B11の1）のうち、合計1万3990円については、書店等発行の領収書（甲B11の3の50ないし52、71及び72）が提出されており、その記載からは如何なる書籍を購入したか明らかでなく、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれるものの、購入した書籍は、「幕末維新あの人、その後」、「官かくあるべし」、「住民のための地方自治」「条例によるまちづくり、土地利用政策」、「弘前、黒石、中津軽の歴史」であると説明され（乙7），購入した書籍のタイトルが明らかにされており、上記関連性につき合理的な説明はあるといえるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

その余の2万9000円については、日本大地图の購入代に係る領収書（甲B11の3の55）が提出されており、そのタイトルからは調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれるものの、先進都市への行政視察において訪問の対象となる都市や調査項目等を決定するための参考資料となる旨説明され（乙33），上記関連性につき合理的な説明があるといえる。原告らは購入時期が議員の任期満了を直前に控えた平成19年2月であると主張するものの、小山内司議員は、平成19年度の弘前市議会議員選挙に立候補しなかったという事情もないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

(ウ) 図書購入費（第一法規）5万1600円（甲B11の1）については、支出を裏付ける資料として口座振替お支払明細書（甲B11の3の7）及び預金通帳の写し（乙7）が提出されており、上記明細書の記載によれば、地方公務員関係法令実務事典、市町村計画行政資料集等の書籍代合計10万2650円の分割代金のうち、平成18年4月分ないし平成19年3月分の支出であることがうかがわれ、上記各書籍と調査研究活

動の関連性につき外形的に疑問もうかがわれないから、上記5万1600円を本件使途基準に合致する支出と認める。

また、図書購入費（追録）9万6000円（甲B11の1）については、支出を裏付ける資料として「口座振替のご案内」と題する書面（甲B11の3の8ないし19）及び預金通帳の写し（乙7）が提出されており、上記書面によれば、追録は上記各書籍と関連性があり、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問もうかがわれないから、上記9万6000円を本件使途基準に合致する支出と認める。

(エ) 教育新聞購読料3万1500円（甲B11の1）については、原告らは、支出を裏付ける資料が提出されていない旨主張するが、預金通帳の写し（乙7）によれば支出が認められ、議員としての調査研究活動に資する費用ということができるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

日本農業新聞購読料1万2046円（甲B11の1）については、支出を裏付ける資料として、しんぶんの楽々堂北部店（ASA弘前北部）作成の領収書（甲B11の3の53）及び預金通帳の写し（乙7）が提出されているところ、同領収書には1846円の支出を裏付ける記載の他に補正前の金額として2550円の記載があること、同預金通帳の写しの明細には、4回分の支出として、「お支払金額」の欄に2550円、「お預かり金額」の欄に「ASAヒロサキホクブ」との記載があることなどからすれば、上記購読料の支出が認められ、議員としての調査研究活動に資する費用ということができるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

#### イ 広報費

(ア) 広報費として支出したとする17万3623円（甲B11の1）について検討する。

(イ) 市政だより印刷代 10万6453円（甲B11の1）については、印刷会社発行の領収書（甲B11の3の70, 73及び76）が提出されているところ、そのうち4万5675円（甲B11の3の70）については、実際に作成された「小山内つかさ市政報告2006夏号」（乙7）の内容に照らし、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

上記印刷代のうち、1万5103円の支出については、領収書（甲B11の3の73）に「挨拶状（市政報告）」と記載されており、挨拶状は市政報告の案内を兼ねて発送されたと推認でき、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

その余の4万5675円の支出については、領収書（甲B11の3の76）の「印刷代として」の記載からは調査研究活動との関連性が明らかではなく、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ウ) 市政だより配布・郵便代 6万7170円（甲B11の1）のうち、5000円については、ただし書に「市政報告の配布代として」と記載された領収書（甲B11の3の49）が、1万円については、ただし書に「広報紙配布料として」と記載された領収書（甲B11の3の75）が、それぞれ提出されており、いずれも「議会活動及び市の政策について地域住民にPRするために要する経費」に該当することにつき外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

他方、1万4000円の支出については、ただし書に「市政報告紙配達分として」と記載された領収書（甲B11の3の74）が提出されているものの、発行者の住所の記載がなく、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出

と認める。

その余の3万8170円については、郵便局発行の領収書（甲B11の3の54, 57, 58及び77）が提出されているものの、これらが如何なる郵便物のために支出されたのか不明であり、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(エ) したがって、広報費としての支出9万7845円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### ウ 事務所費

(ア) 事務所費として支出したとする25万4101円（甲B11の1）について検討する。

(イ) 事務機借上料6万3000円（甲B11の1）については、12枚の領収書（甲B11の3の41ないし48, 56, 59, 62及び68）が提出され、コピー機のレンタル代として毎月5000円及び消費税の合計額を支払っている旨説明されている（乙7）が、他方、上記コピー機は「ローカル・ガバナンス学会」での情報紙のコピーや一般質問等のコピーなどに使用している旨説明されている（乙7）から、当該事務所において政務調査活動のみを行っていたものということはできず、政務調査活動分とその他の議員活動分を条理に従って按分して各2分の1とするのが相当であり、3万1500円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ウ) 事務機保守点検料3万3033円（甲B11の1）については、支出を裏付ける資料として9枚の請求書（自動引落）（甲B11の3の20ないし28）が提出され、上記コピー機の毎月点検料として支払っている旨説明されている（乙7）。そのうち、平成18年3月30日付けの請求書（自動引落）（甲B11の3の20）分の3003円は、同年2

月24日から同年3月28日までの点検料に相当するものであるから、平成18年度分の経費に該当せず、本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、平成18年4月26日付けの請求書（自動引落）（甲B11の3の21）分の3003円は、同年3月29日から同年4月24日までの点検料に相当するものであり、同年3月29日から同月31日までの点検料については、平成18年度分の経費に該当せず、日割計算によつて算出される333円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

その余の2万9697円については、上記(イ)と同様、政務調査活動分とそれ以外の議員活動分を各2分の1とするのが相当であるから、1万4848円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(エ) インターネット料及びファックス回線使用料15万8068円（甲B11の1）のうち、14万3684円については領収書（甲B11の3の29ないし39）が提出されているものの、その余の1万4384円は、支出を裏付ける資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、平成18年4月25日付けの領収書（甲B11の3の29）分の1万3703円は、平成18年3月分の使用料に相当するから、平成18年度分の経費に該当せず、本件使途基準に合致しない支出と認める。

その余の12万9981円については、インターネットやファックス回線の一般的な利用目的等からすると政務調査活動以外に利用されている割合が高いものと考えられ、電話料金について説示したのと同様、政務調査活動分を3分の1とみるのが相当であり、政務調査活動以外の議員活動分8万6654円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(オ) したがって、事務所費としての支出16万4425円が本件使途基準

に合致しない支出となる。もっとも、小山内司議員は、上記(エ)について 673円を自己負担したものと認められる。

## エ 雑費

雑費として支出したとするコピー用紙、封筒、インク代等 8万1725円（甲B11の1）については、ラベル用紙代 6048円の領収書（甲B11の3の60）、インク、ハードディスク代 2万0254円の領収書（甲B11の3の61）、コピー用紙代 2278円及び同 4005円の領収書（甲B11の3の64及び66）、ワープロインクリボン等代 3885円の領収書（甲B11の3の65），ただし書に「品代金として」と記載された 4万5255円の支出に係る領収書（甲B11の3の67）が提出されており、いずれも専ら政務調査活動に使用されたことについて外形的に疑問がうかがわれるものの、ラベル用紙は上記市政だよりの発送に使用した封筒のラベルであり、ワープロインクリボンも同発送に使用されたと説明され（乙7），合理的な説明があるといえるから、上記 6048円及び 3885円を本件使途基準に合致する支出と認める。

他方、その余の 7万1792円については、専ら政務調査活動に使用されたか否かについて合理的な説明もないから、政務調査活動分とその他の議員活動分とを条理に従って按分し、各 2分の1の金額の合計である 3万5895円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、雑費としての支出 3万5895円が本件使途基準に合致しない支出となる。

## オ 小活

以上によれば、合計 29万8165円が本件使途基準に合致しない支出となるが、そのうち 673円及び 17万1685円は小山内司議員がそれぞれ自己負担したと認めることができる（甲B11の1）から、違法な支出額は、12万5807円となる。

(11) 谷川議員（別表番号11）について

ア 資料作成費

資料作成費として支出したとする議事録製本代2500円（甲B12の1）については、領収書（甲B12の3）が提出されており、会議録の保存、管理及び資料の利便性の向上の目的で支出されたものと説明され（乙8）、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

イ 資料購入費

資料購入費として支出したとする書籍代5174円（甲B12の1）については、いずれも書店発行の領収書（甲B12の4の1及び2）が提出されており、そのうち3045円については、領収書（甲B12の4の1）の記載から、「小児科砂漠」「少子化をのりこえたデンマーク」とのタイトルの書籍を購入したことが認められ、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。その余の2129円については、領収書（甲B12の4の2）の記載から、「津軽藩の犯罪と刑罰」とのタイトルの書籍を購入したことが認められ、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれず、また、同領収書の記載からは如何なる書籍を購入したか明らかでない部分については、「24時間365日在宅ケアに挑戦して」とのタイトルの書籍を購入したと説明されており（甲B12の4の6），調査研究活動との関連性につき合理的な説明があるといえるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

ウ 広報費

広報費として支出したとする4万0960円（甲B12の1）のうち、広報紙印刷費として計上したとみられる4万円（甲B12の1）については、ただし書に「調査活動レポート」と記載された領収書（甲B12の5

の2)が提出されており、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

また、その余の960円(甲B12の1)については、郵便局発行の領収書(甲B12の5の1)が提出されており、その記載からは何を郵送したのかが明らかでなく、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれるものの、市民から問い合わせのあった調査研究結果の報告を作成して送付するための支出と説明されており(乙8)，上記関連性について合理的な説明があるといえるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

#### エ 人件費

人件費として支出したとする4万円(甲B12の1)については、ただし書に「政務調査資料採取整備補助作業代として」などと記載された4枚の領収書(甲B12の6の1ないし4)が提出されるとともに、同旨の説明がされている(乙8)ものの、上記各領収書の記載及び上記説明からは調査研究活動に専従させるために雇用した者か否か明らかでないから、政務調査活動分とその他の議員活動分を条理に従って各2分の1に按分するのが相当であり、2万円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### オ 事務所費

(ア) 事務所費として支出したとする68万9141円(甲B12の1)について検討する。

(イ) 事務所借上料54万円については、領収書(甲B12の7の1ないし12)が提出されているが、当該事務所が専ら政務調査活動のためにのみ使用されたことについて外形的に疑問がうかがわれ、これに対し、市政に関する調査研究に資するために事務所を設置したものであり、当該事務所と後援会事務所とでは所在地を異にし、その他の議員活動は自宅で行っているという(甲B12の8の4、乙8)ものの、政務調査活動

のためにのみ事務所を賃借し、その他の議員活動を全て自宅で行うことは著しく不自然であり、上記疑問に対する合理的な説明はないといわざるを得ないから、条理に従って按分し、政務調査活動に係る使用分とその他の議員活動に係る使用分を各2分の1とするのが相当であり、27万円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ウ) 固定電話料6万7539円（甲B12の1）については、NTT東日本作成の支払証明書（甲B12の7の13）が提出されているものの、電話代について既に説示したとの同様、政務調査活動以外の議員活動分を3分の2として、4万5026円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(エ) 光熱水費8万1602円（甲B12の1）のうち、水道料金3万1752円については、弘前市長作成の納付証明書（甲B12の7の14及び15）が提出されており、電気料金3万5455円については、東北電力株式会社作成の領収書（甲B12の7の16ないし27）が提出されており、ガス料金1万3395円については、株式会社工藤酸素店作成の支払証明書（甲B12の7の28）が提出されているところ、既に説示したのと同様、これらの2分の1である1万5876円、1万7727円及び6697円をそれぞれ本件使途基準に合致しない支出と認める。

灯油代1000円については、領収書（甲B12の8の7）が提出されているものの、同様に、2分の1である500円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(オ) したがって、事務所費としての支出のうち35万5826円については本件使途基準に合致しない支出となる。

#### カ 雑費

雑費として支出したとする1万1868円（インク代合計6908円、

事務用品代及び消耗品代合計4960円。甲B12の1)については、いずれも領収書(甲B12の8の1ないし6)が提出されている。

そのうち859円の支出に係る1枚の領収書(甲B12の8の5)については、記載内容が判然とせず、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、原告らが違法と主張する573円の限度で本件使途基準に合致しない支出と認める。

その余の1万1009円の支出については、購入した物品は市政に関する調査研究に資するために設置したとされる上記オの事務所において使用したと説明されており(乙8)，同様に、その2分の1である5504円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、雑費としての支出のうち6077円については本件使途基準に合致しない支出となる。

#### キ 小活

以上によれば、合計38万1903円が本件使途基準に合致しない支出額であるが、そのうち6万9643円は谷川議員が自己負担したと認めることができるから(甲B12の1)，違法な支出額は31万2260円となる。

### (12) 佐藤克晴議員(別表番号12)について

#### ア 調査旅費

(ア) 調査旅費としての支出のうち19万9700円(甲B13の1)及び10万6170円(甲B13の1)について検討する。

(イ) 鹿児島市への一般行政観光等に係る調査費用19万9700円(甲B13の1)については、小山内稔議員と同行しており、旅行会社発行の領収書(甲B13の3の6)が提出されているところ、鹿児島市の一般行政観光(新幹線乗入れなどについて)等の説明を受けるとともに、鹿児島県知覧町などに行って武家屋敷等を弘前市のそれと比較してきたと

の説明がされている（甲B13の2の2）。

しかしながら、具体的な日程等は明らかではないばかりか、視察先で入手したとされる資料も提出されておらず、かえって、同行した小山内稔議員の説明によれば、種子島などの観光地なども視察の対象とされているなど、私的な観光旅行との外形的な疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、全額を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ウ) 新潟県立こども自然王国及び滋賀県立びわ湖こども自然王国の視察に係る費用10万6170円（甲B13の1）については、上記(イ)と同様、小山内稔議員と同行している（甲B13の3の3）ところ、そのうち、2万6540円については支出を裏付ける資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

その余の7万9630円については、旅行会社発行の領収書（甲B13の3の7）が提出されるとともに、上記各県立子どもの自然王国の施設の建設経緯や現在の運営状況などを視察項目とし、実際に施設の管理委託などについて説明を受けたと説明されている（甲B13の1、甲B13の2の2、甲B13の3の1及び2）ところ、具体的な日程や視察場所も明らかであり（甲B13の3の4）、調査研究活動との関連性について疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

(エ) したがって、調査旅費としての支出のうち22万6240円については本件使途基準に合致しない支出となる。

#### イ 資料購入費

資料購入費として支出したとする「東奥日報」購読料3万6000円（甲B13の1）については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、

外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### ウ 会議費

- (ア) 会議費として支出したとする3万2900円（甲B13の1）及び1万2333円（甲B13の1）について検討する。
- (イ) 上記3万2900円（甲B13の1）については、ただし書に「会場費お茶菓子代として」と記載された4枚の領収書（甲B13の3の8ないし11）が提出されており、その記載からは如何なる内容の会場費かが明らかでなく、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれるものの、4回にわたり開催された市民報告会の会場費及びお茶菓子代として支出されたと説明されており（甲B13の2の2），金額も社会通念上相当であることに照らせば、上記疑問に対する合理的な説明はあるといえるから、本件使途基準に合致する支出と認める。
- (ウ) 上記1万2333円（甲B13の1）について、佐藤克晴議員は、①岩木地区警察官連絡協議会に係る支出3000円、②市理事者と議員懇談会に係る支出7000円、③木村太郎政経フォーラムに係る支出1万円、④木村太郎を囲む会に係る支出3000円、⑤育太会（木村太郎）子供の保育などに係る支出7000円、⑥市理事者と議員懇談会に係る支出7000円の合計3万7000円について、政務調査活動ではない側面もあることを自認した上で、政務調査活動分としてその3分の1を計上したと説明している（甲B13の2の2）ところ、上記⑥の支出を裏付けるに足りる資料は提出されていないものの、上記①ないし⑤の支出に係る領収書（甲B13の4の1ないし5）は提出されており、その3分の1である1万円については、外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認め、その余の2333円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(エ) したがって、会議費としての支出のうち 2333 円については本件使途基準に合致しない支出となる。

#### エ 雑費

雑費として支出したとする 6 万 1166 円(甲 B 13 の 1)については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### オ 小活

以上によれば、合計 32 万 5739 円が違法な支出額となる。

### (13) 佐藤博人議員（別表番号 13）について

#### ア 調査旅費

調査旅費として支出したとする 32 万 8300 円（甲 B 14 の 1）のうち、2 万 1400 円の交通費については、原告らが領収書の存在を確認し、違法な支出であるとの主張もしていないから、本件使途基準に合致する支出と認め、その余の 30 万 6900 円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出もないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### イ 資料購入費、事務所費及び雑費

資料購入費として支出したとする 3 万 4590 円、事務所費として支出したとする 9 万 6000 円、雑費として支出したとする 3 万 9000 円（甲 B 14 の 1）については、支出を裏付けるに足りる資料の提出もないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### ウ 人件費

人件費として支出したとする 16 万 8000 円（甲 B 14 の 1）については、2 枚の領収書（甲 B 14 の 3 の 1 及び 2）が提出されている。各領

収書のただし書の「資料制作料として」との記載からは、専ら政務調査活動のための支出であることについて外形的に疑問がうかがわれ、収支報告書の備考欄において「一般質問等のための資料作成、電話での聞き込み調査」のための費用と説明されていることからすれば、少なくとも一般質問などを含むその他の議員活動のためにも支出がされたと推認できるから、政務調査活動分とその他の議員活動分を条理に従い各2分の1と按分するのが相当であり、8万4000円を本件使途基準に合致しない支出と認めることとする。

## エ 小活

以上によれば、合計56万0490円が違法な支出額となる。

### (14) 三上優一議員（別表番号14）について

#### ア 調査旅費

(ア) 調査旅費として支出したとする70万0894円（甲B15の1）について検討する。

(イ) 梅振興の調査を目的とする和歌山県みなべ町への視察、梅産業の取り組みの調査を目的とする同県田辺市への視察、果実の市場情勢の調査を目的とする大阪市への視察に係る費用7万1940円（甲B15の1）については、三上優一議員、嶋口議員、山崎隆穂議員、清野議員、藤田鉄芳議員、成田功一議員らを含む8名が同行し（乙9）、旅費7万1940円の支出に係る領収書（乙9）が提出されている。そして、果樹栽培の生産から加工販売までの流通実態や消費動向などの調査を行ったと説明され（乙9、34及び48）、調査先で得た各種資料も提出されており（乙9）、調査研究活動との関連性について外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

(ウ) りんご栽培、りんご産業、りんご流通形態、環境対策等の調査を目的とするオーストラリア、タスマニア等への視察に係る費用43万800

0円（甲B15の1）については、三上優一議員、嶋口議員、山崎隆穂議員、清野議員、藤田鉄芳議員、成田功一議員らを含む7名が同行し（甲B15の3の3），旅費の支出を裏付ける領収書（甲B15の3の2）が提出されている。

そして、上記視察は5日間にわたり海外で行われたものである（甲B15の3の3）ところ、既に説示したとおり、海外への旅行を伴う調査活動については、それ自体が私的な観光旅行であるとの外形的な疑問をうかがわせるものといわざるを得ないから、調査研究活動との関連性についてはそれ相応の合理的な説明が求められるというべきところ、三上優一議員らは、上記視察に係る成果物として「農業及び環境視察報告書」（甲B15の3の3）を作成し、りんご栽培試験観察場、りんご生産農家、水再生施設などを視察したことや各視察場所において得た情報などについて具体的に説明しており、また、各視察場所で入手したと考えられる各種資料（甲B15の3の4ないし15）も提出していることに照らし、上記視察が単なる私的な観光旅行ではなく調査研究活動として行われたことについて合理的な説明があるといえるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

(エ) りんご関連施設、流通等の調査を目的とする台湾への視察に係る費用  
17万3010円（甲B15の1）については、三上優一議員、嶋口議員、山崎隆穂議員、成田功一議員らを含む5名が同行し（甲B15の3の16），旅費の支出を裏付ける領収書（甲B15の3の18）が提出されている。

そして、三上優一議員らは、その成果物として「リンゴ関連視察及び流通視察報告書」（甲B15の3の16）を作成し、興農スーパー・マーケット、愛買ショッピングモール、員林市場などを視察したことや各視察場所において得た情報などについて具体的に説明し、また、各視察場

所で入手したと考えられる各種資料（甲B15の3の19及び20）も提出していることに照らし、上記視察が単なる私的な観光旅行ではなく調査研究活動として行われたことについて合理的な説明があるといえるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

(オ) 教育委員会、猿被害の調査を目的とする青森県東通村及びむつ市への視察に係る費用1万7944円（甲B15の1）については、三上優一議員、嶋口議員、山崎隆穂議員、成田功一議員、吉田銀三議員ら5名の議員が同行しており（甲B15の3の24），前記(1)イ(オ)と同様、同視察と調査研究活動との関連性は認められるから、領収書（甲B15の3の27）の提出されている宿泊費9800円（甲B15の3の27）を本件使途基準に合致する支出と認める。

また、レンタカーリース代2万円、軽油代5712円についても領収書（甲B1の12の7及び甲B15の3の29）がそれぞれ提出されており、同行した上記議員ら5名で按分した額である合計5142円（甲B15の3の31）を本件使途基準に合致する支出と認め、その余の2円を合致しない支出と認める。

さらに、弁当代1500円（甲B15の3の26）及び昼食代1500円（甲B15の3の28）については、既に説示したとおり、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(カ) したがって、調査旅費としての支出のうち3002円については本件使途基準に合致しない支出となる。

#### イ 小活

以上によれば、合計3002円が違法な支出額となる。

### (15) 嶋口議員（別表番号15）について

#### ア 調査旅費

(ア) 調査旅費として支出したとする70万0892円（甲B16の1）に

について検討する。

- (イ) 梅振興の調査を目的とする和歌山県みなべ町への視察、梅産業の取り組みの調査を目的とする同県田辺市への視察、果実の市場情勢の調査を目的とする大阪市への視察に係る費用 7万1940円（甲B16の1）については、領収書（乙10）が提出されており、前記(14)ア(イ)と同様、本件使途基準に合致する支出と認める。
- (ウ) りんご栽培、りんご産業、りんご流通形態、環境対策等の調査を目的とするオーストラリア、タスマニア等への視察に係る費用 43万8000円（甲B16の1）については、領収書（甲B16の3の2）が提出されており、前記(14)ア(ウ)と同様、本件使途基準に合致する支出と認める。
- (エ) りんご関連施設、流通等の調査を目的とする台湾への視察に係る費用 17万3010円（甲B16の1）については、領収書（甲B16の5の2）が提出されており、前記(14)ア(エ)と同様、本件使途基準に合致する支出と認める。
- (オ) 教育委員会、猿被害の調査を目的とする青森県東通村及びむつ市への視察に係る費用 1万7942円（甲B16の1）については、前記(1)イ(オ)と同様、領収書の提出されている宿泊費 9800円（甲B16の4の3）を本件使途基準に合致する支出と認める。
- また、領収書が提出されているレンタカーリース代 2万円（甲16の4の5）及び軽油代 5712円（甲B16の4の6）については、同行した上記議員ら 5名で按分した額である合計 5142円（甲B16の4の7）を本件使途基準に合致する支出と認める。
- さらに、弁当代 1500円（甲B16の4の2）、昼食代 1500円（甲B16の4の4）は、既に説示したとおり、本件使途基準に合致しない支出と認める。
- (カ) したがって、調査旅費としての支出のうち 3000円については本件

使途基準に合致しない支出となる。

イ 小活

以上によれば、合計300円が違法な支出額となる。

(16) 山崎隆穂議員（別表番号16）について

ア 調査旅費

(ア) 調査旅費として支出したとする70万0892円（甲B17の1）について検討する。

(イ) 梅振興の調査を目的とする和歌山県みなべ町への視察、梅産業の取り組みの調査を目的とする同県田辺市への視察、果実の市場情勢の調査を目的とする大阪市への視察に係る費用7万1940円（甲B17の1）については、領収書（乙11）が提出されており、前記(14)ア(イ)と同様、本件使途基準に合致する支出と認める。

(ウ) りんご栽培、りんご産業、りんご流通形態、環境対策等の調査を目的とするオーストラリア、タスマニア等への視察に係る費用43万8000円（甲B17の1）については、領収書（甲B17の3の2）が提出されており、前記(14)ア(ウ)と同様、本件使途基準に合致する支出と認める。

(エ) りんご関連施設、流通等の調査を目的とする台湾への視察に係る費用17万3010円（甲B17の1）については、領収書（甲B17の4の2）が提出されており、前記(14)ア(エ)と同様、本件使途基準に合致する支出と認める。

(オ) 教育委員会、猿被害の調査を目的とする青森県東通村及びむつ市への視察に係る費用1万7942円（甲B17の1）については、前記(1)イ(オ)と同様、領収書の提出されている宿泊代9800円（甲B17の5の3）を本件使途基準に合致する支出と認める。

また、領収書が提出されているレンタカーレンタル代2万円（甲B17の5の5）、軽油代5712円（甲B17の5の6）は、同行した上記議員ら5名で

按分した額である合計 5142 円（甲 B17 の 5 の 7）を本件使途基準に合致する支出と認める。

さらに、弁当代 1500 円（甲 B17 の 5 の 2）及び昼食代 1500 円（甲 B17 の 5 の 4）は、既に説示したとおり、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(カ) したがって、調査旅費としての支出のうち 3000 円については本件使途基準に合致しない支出となる。

#### イ 資料購入費

「全国農業新聞」購読料 7200 円（甲 B17 の 1）については、領収書（甲 B17 の 2 の 2）が提出されており、議員としての調査研究活動に資する費用ということができるから、平成 18 年 1 月分から 3 月分までの購読料 1800 円を除く 5400 円を本件使途基準に合致する支出と認め、その余の 1800 円は、平成 18 年度分の購読料の支出ではないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### ウ 雑費

雑費として支出したとする写真代 1 万 1600 円（甲 B17 の 1）については、有限会社パール堂が作成した 4 枚の領収書（甲 B17 の 6 の 1 ないし 3、乙 11）が提出されているものの、これら写真代等と調査研究活動との関連性について外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### エ 小活

以上によれば、合計 1 万 6400 円が違法な支出額となる。

(17) 清野議員（別表番号 17）について

#### ア 研究研修費

研究研修費として支出したとする第 8 期自治政策講座受講料 5000 円（甲 B19 の 1）については、同講座への出席と調査研究活動との関連性

につき外形的に疑問もうかがわれず、支出は領収書（乙13）により認められるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

#### イ 調査旅費

(ア) 調査旅費として支出したとする54万8540円（甲B19の1）について検討する。

(イ) 梅振興の調査を目的とする和歌山県みなべ町への視察、梅産業の取り組みの調査を目的とする同県田辺市への視察、果実の市場情勢の調査を目的とする大阪市への視察に係る費用7万1940円（甲B19の1）については、領収書（乙13）が提出されており、前記(14)ア(イ)と同様、本件使途基準に合致する支出と認める。

(ウ) りんご栽培、りんご産業、りんご流通形態、環境対策等の調査を目的とするオーストラリア、タスマニア等への視察に係る費用43万8000円（甲B19の1）については、領収書（甲B19の3の2）が提出されており、前記(14)ア(ウ)と同様、本件使途基準に合致する支出と認める。

(エ) 小中一貫教育校の調査を目的とする東京都三鷹市への視察に係る費用3万8600円（甲B19の1）については、小中一貫教育体制の確立までの3年間の経過、教員の参加及び協力体制などを視察したと説明されており（乙13）、領収書（乙13）の提出されている航空券・宿泊代3万3000円については、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

その余の5300円のうち、鉄道代及びモノレール代合計1740円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがれるものの、鉄道代及びモノレール代については社会通念上領収書等が発行されることが少ないと、内訳や区間について詳細で具体的な説明がされていること（乙13）などに照らせば、上記支出があったことについて合理的な説明があるといえるから、本件使途基準に

合致する支出と認める。他方、3560円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

ウ 小活

以上によれば、合計3560円が違法な支出額となる。

(18) 藤田鉄芳議員（別表番号18）について

ア 調査旅費

(ア) 調査旅費として支出したとする50万9940円（甲B20の1）について検討する。

(イ) 梅振興の調査を目的とする和歌山県みなべ町への視察、梅産業の取り組みの調査を目的とする同県田辺市への視察、果実の市場情勢の調査を目的とする大阪市への視察に係る費用7万1940円（甲B20の1）については、領収書（乙14）が提出されており、前記(14)ア(イ)と同様、本件使途基準に合致する支出と認める。

(ウ) りんご栽培、りんご産業、りんご流通形態、環境対策等の調査を目的とするオーストラリア、タスマニア等への視察に係る費用43万8000円（甲B20の1）については、領収書（甲B20の3の2）が提出されており、前記(14)ア(ウ)と同様、本件使途基準に合致する支出と認める。

イ 資料購入費

資料購入費として支出したとする「全国農業新聞」購読料6000円（甲B20の1）については、領収書（乙14）が提出されており、原告らもこの支出の違法性について争っておらず、本件使途基準に合致する支出と認める。

ウ 小活

したがって、違法な支出額は0円である。

(19) 成田功一議員（別表番号19）について

## ア 調査旅費

- (ア) 調査旅費として支出したとする 70万0892円及び1万1600円（甲B21の1）について検討する。
- (イ) 梅振興の調査を目的とする和歌山県みなべ町への視察、梅産業の取り組みの調査を目的とする同県田辺市への視察、果実の市場情勢の調査を目的とする大阪市への視察に係る費用 7万1940円（甲B21の1）については、領収書（乙15）が提出されており、前記(14)ア(イ)と同様、本件使途基準に合致する支出と認める。
- (ウ) りんご栽培、りんご産業、りんご流通形態、環境対策等の調査を目的とするオーストラリア、タスマニア等への視察に係る費用 43万8000円（甲B21の1）については、同視察に同行した他の議員と異なり、領収書が提出されておらず、外形的に疑問がうかがわれるものの、前記(14)ア(ウ)で説示したとおり、成田功一議員は同視察について三上優一議員を含む他の議員らに同行していること、成田功一議員作成の調査旅費明細表（甲B21の1）には、同視察に係る航空賃、宿泊費などの旅費が詳細に記載されており、その内容は、三上優一議員、嶋口議員、山崎隆穂議員、亡訴外溝江吉仁議員、清野議員、藤田鉄芳議員作成の各調査旅費明細表（甲B15の1、甲B16の1、甲B17の1、甲B18の1、甲B19の1、甲B20の1）と概ね同じ内容であることなどからすれば、上記費用 43万8000円の支出は認められ、上記疑問に対する合理的な説明はあるといえるから、本件使途基準に合致する支出と認める。
- (エ) りんご関連施設、流通等の調査を目的とする台湾への視察に係る費用 17万3010円（甲B21の1）については、同視察に同行した他の議員と異なり、領収書が提出されておらず、外形的に疑問がうかがわれるものの、前記(14)ア(エ)で説示したとおり、成田功一議員は同視察について三上優一議員を含む他の議員らに同行しているのであって、上記(ウ)で

指摘したのと同様の理由により、上記費用 17万3010円の支出はあったものと認められ、上記疑問に対する合理的な説明はあるといえるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

(オ) 教育委員会、猿被害の調査を目的とする青森県東通村及びむつ市への視察に係る費用 1万7942円（甲B21の1）については、前記(イ)(オ)で説示したとおり、成田功一議員は同視察について三上優一議員を含む他の議員らに同行しているのであって、上記(ウ)で指摘したのと同様の理由により、他の議員と同様、宿泊代 9800円を本件使途基準に合致する支出と認める。また、レンタカ一代 2万円及び軽油代 5712円については、同行した議員ら 5名で按分した額である合計 5142円を本件使途基準に合致する支出と認める。

他方、食事代合計 3000円については、既に説示したとおり、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(カ) 調査旅費の写真代として支出したとする 1万1600円（甲B21の1）については、調査研究活動との関連性について外形的に疑問がうかがわれ、政務調査の現場写真や証拠記録写真であるとする（乙15）ものの、具体的に何を撮影したのかまでは明らかでなく、上記疑問に対する合理的な説明があるとはいえないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(キ) したがって、調査旅費としての支出のうち 1万4600円については本件使途基準に合致しない支出となる。

#### ウ 小活

以上によれば、合計 1万4600円が違法な支出額となる。

(20) 木村恵美議員（別表番号 20）について

ア 前記前提事実記載のとおり、木村恵美議員は平成 21 年 3 月 25 日付けで収支報告書を訂正しているから、訂正後の収支報告書に基づいて以下検

討する。なお、別表記載の支出の項目のうち、実際には計上されていない資料購入費については、「裁判所の判断」欄において「計上せず」と記載する。

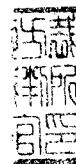
#### イ 調査旅費

調査旅費として支出したとする環境及び市場の調査を目的とするオーストラリア（シドニー）への視察に係る費用 35万5000円（乙17の3）については、旅費の支出を裏付ける領収書（甲B22の3の2）が提出されている。

そして、木村恆美議員は、上記視察に係る成果物として「弘前市議会新生会オーストラリア視察報告」（甲B22の3の1）を作成し、環境視察、市場視察及び文化視察等の目的で、廃棄物処理場や卸売市場などの調査を行ったことや各視察場所において得た情報などについて具体的に説明し、また、各視察場所で入手したと考えられる各種資料（甲B22の3の5ないし11）を提出しているものの、他方、日程表（甲B22の3の3）によれば、オーストラリア滞在中の4日間のうちまる1日は、オペラハウスを眺望できるミセスマッコリーズ、オックスフォードストリート、パディントン及びロックスなどの観光地への視察に充てられているなど、私的観光の側面があるといわざるを得ないから、条理に従って按分し、上記35万5000円の2分の1である17万7500円は本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### ウ 会議費

会議費として支出したとする議員教室等に係る費用 2万0940（乙17の3）については、株式会社菊富士作成の領収書（甲B22の4の2）、社団法人弘前市医師会作成の領収書（甲B22の5の1）、財団法人弘前市体育協会作成の領収書（甲B22の5の2）、弘前市議会事務局作成の「理事者と議員の懇談会」会費に係る領収書（甲B22の5の3）が提出



されている。

そのうち、6940円については、5万5000円（会場費4万5500円及び講師謝礼金1万円の合計）を8人で按分した旨説明されている（甲B22の4の1）ものの、上記4万5500円については領収書（甲B22の4の2）のただし書に「13名様食事代」と記載されており、食事代としての支出との外形的な疑問がうかがわれ、上記説明も人数や費目について同記載と矛盾する内容であるから、上記疑問に対する合理的な説明があるとはいはず、また、上記1万円については、支出を裏付けるに足りる資料もないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

その余の1万4000円については、ただし書に「医療懇談会会費」と記載された3000円（甲B22の5の1）、「平成19年新年会・各賞受賞祝賀会会費」と記載された4000円（甲B22の5の2）及び「理事者と議員の懇談会」と記載された7000円（甲B22の5の3）の各領収書等が提出されているものの、これらの記載に照らし、調査研究活動との関連性について外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

## エ 雜費

雑費として購入したとする議会用カバン代4000円（乙17の3）については、カバンを撮影した写真が提出され、会議出席の時に必要な書類を入れるために購入したという（乙16）ものの、政務調査活動以外の議員活動のためのものとの疑問があるほか、支出を裏付けるに足りる資料の提出もないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

## オ 小活

以上によれば、20万2440円が違法な支出額となる。

(21) 石田豪議員（別表番号21）について

ア 調査旅費

調査旅費として支出したとする環境及び市場の調査を目的とするオーストラリア（シドニー）への視察に係る費用35万5000円（甲B23の1）については、領収書（甲B23の2の4）が提出されているところ、前記(20)イと同様、私的観光の側面があるといわざるを得ないから、条理に従って按分し、上記35万5000円の2分の1である17万7500円は本件使途基準に合致しない支出と認める。

イ 資料購入費

資料購入費として支出したとする「陸奥新報」購読料3万1200円及び「東奥日報」購読料3万6000円（甲B23の1）については、議員としての調査研究活動に資する費用ということができ、領収書（甲B23の3の2及び3）により支出が認められるから、これを本件使途基準に合致する支出であると認める。

ウ 小活

以上によれば、違法な支出額は17万7500円である。

(22) 工藤良憲議員（別表番号22）について

ア 研究研修費

(ア) 研究研修費として支出したとする15万8765円（甲B24の1）について検討する。

(イ) 東京都青梅市及び神奈川県藤沢市における視察に係る費用10万4175円（甲B24の1）については、吉田議員と同行しており（乙41），前記(1)イ(ウ)と同様、調査研究活動との関連性は認められるから、領収書（甲B24の3の1及び2）の提出されている旅費5万1925円及び宿泊代9765円を本件使途基準に合致する支出と認める。その余の4万2485円のうち、6331円は食事代である（甲B24の5

の2)から、既に説示したとおり、本件使途基準に合致しない支出と認め、3万6154円は支出を裏付けるに足りる資料がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ウ) 静岡県熱海市において開催された食育研究会参加費2万円（甲B24の1）については、領収書（甲B24の3の4）が提出され、安全な食糧を生産するための先端的な研究研修を行っている静岡県の大仁農場の視察を行ったと説明されており（乙18），調査研究活動との関連性について外形的に疑問はうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認めるが、交通費1万9590円（甲B24の1）については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(エ) りんご研究会費1万5000円（甲B24の1）については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(オ) したがって、研究研修費としての支出のうち7万7075円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### イ 調査旅費

(ア) 調査旅費として支出したとする23万2450円（甲B24の1）について検討する。

(イ) リンゴ市場の調査を目的とする上海市への視察に係る旅費7万7000円（甲B24の1）については、同額を500円上回る7万7500円の支出を裏付ける領収書（甲B24の4の3）が提出されている。しかし、一般的に海外への旅行を伴う調査活動は、それ自体が私的な観

光であるとの外形的な疑問をうかがわせるものといわざるを得ないから、調査研究活動との関連性についてはそれ相応の合理的な説明が求められるというべきところ、上記視察を主催したつがる石川農業協同組合のりんごの販売拡大のため、上海市の市場の概況、価格、出荷情報と販売金の送付についての調査研究を目的としたものであるとの説明がされているものの（甲B24の4の3）、日程表や成果物の提出もないことに照らせば、上記疑問に対する合理的な説明がされているとはいえないから、上記7万7500円全額を本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、パスポート取得費用1万2500円（甲B24の1）については、上記視察を行うための支出であると推認できるから、上記旅費と同様、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ウ) 台湾におけるりんご事情の視察に係る費用12万8150円（甲B24の1）については、12万5000円の支出を裏付ける領収書（甲B24の4の2）が提出されている。しかし、一般的に海外への旅行を伴う調査活動は、それ自体が私的な観光であるとの外形的な疑問がうかがわせるものといわざるを得ないから調査研究活動との関連性についてはそれ相応の合理的な説明が求められるというべきところ、台湾における弘前りんごの販売状況や市場などの調査が目的であると説明され（甲B24の4の2）、具体的な日程や視察場所等も明らかにされている（甲B24の4の4）ものの、日程表（甲B24の4の4）によれば、龍山寺・中正記念堂や忠烈士・故宮博物館などが含まれており、私的観光の側面があるというべきであるから、条理に従って按分し、上記支出額の2分の1である6万2500円は本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、その余の3150円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(エ) 森林浴についての調査に係る費用1万4800円（甲B24の1）については、そのうち、宿泊代8400円については領収書（甲B24の5の1）が提出されており、市民の健康づくりや限界集落の防止のために森林の活用可能性を調査することを目的とすると説明され（乙18），調査研究活動との関連性について外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

他方、同宿泊施設で購入したとされる酒代等2310円については、食事代について既に説示したところと同様、本件使途基準に合致しない支出と認める。

その余の4090円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(オ) したがって、調査旅費としての支出のうち16万2050円については本件使途基準に合致しない支出となる。もっとも、工藤良憲議員は、上記(イ)については500円を自己負担したものと認められる。

#### ウ 資料購入費

資料購入費として支出したとする11万6100円（甲B24の1）のうち、「日本政治史」と題する書籍代3万9000円（甲B24の1）については、出版社に対する払込金受領書（甲B24の6の3）が提出されており、その記載のみからは如何なる書籍を購入したか明らかでなく、調査研究活動との関連性について外形的に疑問があるものの、「日本政治史」購入代であることの説明があり（甲B24の1、甲B24の6の1），そのタイトルに照らせば、上記疑問に対する合理的な説明はあるといえるか

ら、本件使途基準に合致する支出と認める。

「日本農業新聞」購読料3万0600円（甲B24の1）については、領収書（甲B24の6の2）が提出されており、議員としての調査研究活動に資する費用ということができるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

他方、日本地図購入費3万9000円及び「全国農業新聞」購読料7500円（甲B24の1）については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、資料購入費としての支出のうち4万6500円が本件使途基準に合致しない支出となる。

## エ 広報費

広報費として支出したとする11万5500円（甲B24の1）のうち、印刷代2万8000円及び切手代8万円（甲B24の1）については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。その余の7500円については、封筒代税込7875円の支出を裏付ける領収書（甲B24の7の2）が提出されているものの、封筒の使途については明らかでなく、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、広報費としての支出については11万5500円全額が本件使途基準に合致しない支出となる。

## オ 会議費

会議費として支出したとする50万1780円（甲B24の1）のうち、札幌で開催された第68回全国都市問題会議への参加費1万円（甲B24

の8の2)については、領収書（甲B24の8の1）が提出されており、前記(1)ア(イ)と同様、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれないから、上記1万円の支出を本件使途基準に合致する支出と認める。

他方、参加旅費7万1780円（甲B24の8の2）については、支出を裏付けるに足りる資料の提出もないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、平成18年に140回にわたり行われたとする市民と市政を語る会に係る費用42万円（甲B24の1、甲B24の8の2）についても、支出を裏付けるに足りる資料の提出もないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、会議費としての支出のうち49万1780円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### カ 事務所費

(ア) 事務所費として支出したとする17万0229円（甲B24の1）について検討する。

(イ) 事務所借上料10万円（甲B24の1）については、領収書（甲B24の9の1）が提出されているところ、条理に従って、政務調査活動分を2分の1、その他の議員活動分を2分の1と按分するのが相当であり、政務調査活動以外の議員活動分5万円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ウ) 同事務所における電気料9444円（甲B24の9の5）及び水道料1万7736円（甲B24の9の4）についても、既に説示したとおり、政務調査活動分とその他の議員活動分を各2分の1と按分するのが相当であり、合計1万3590円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、電話料2万3049円（甲B24の9の3）については、既に説示したとおり、政務調査活動分を3分の1とするのが相当であり、上記電話料の3分の2である1万5366円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

さらに、その余の2万円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出もないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(エ) したがって、事務所費としての支出のうち9万8956円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### キ 雑費

雑費として支出したとする専用小型自動車燃料代4万2358円（甲B24の1）については、同額を上回る8万4717円の支出を裏付ける領収書（甲B24の10の4）が提出されており、領収書記載の金額の2分の1を計上したものと説明がされている（甲B24の1）。

そして、工藤良憲議員は、自家用車とは別に上記小型自動車を所有し、同小型自動車を市政報告会や議会への参加のために使用していると説明しており（甲B24の10の1、乙18），これに疑問をうかがわせる事情もないところ、同小型自動車の使用について、政務調査活動に資する部分とその他の議員活動の部分との区分は困難であるから、条理に従って按分し、政務調査活動分を2分の1，その他の議員活動分を2分の1とするのが相当であり、4万2358円を本件使途基準に合致する支出と認める。

#### ク 小活

以上によれば、合計99万1861円が本件使途基準に合致しない支出となるが、そのうち500円（甲B24の4の3記載の7万7500円のうち7万7000円を計上していることによる。）及び61万7182円は工藤良憲議員が自己負担したと認めることができる（甲B24の1）か

ら、違法な支出額は、37万4179円となる。

(23) 三上惇議員（別表番号23）について

ア 研究研修費

(ア) 研究研修費として支出したとする4万6400円（甲B25の1）について検討する。

(イ) 札幌で開催された第68回全国都市問題会議への参加費1万円については、領収書（甲B25の2の5）が提出されており、前記(1)ア(イ)と同様、本件使途基準に合致する支出と認める。

(ウ) 財団法人青森地域社会研究所（甲B25の2の6及び7）に対する平成18年度会費5000円、財団法人統計研究会に対する支出7000円、日本会議（甲B25の2の8）に対する支出1万円、青森県教育協議会に対する支出1万4400円については、それぞれ領収書（甲B25の2の1ないし4）が提出されているところ、財団法人青森地域社会研究所への年会費を支払うことで青森銀行が調査研究した資料及び青森県内地域社会の流れが良く理解され、また、他の年会費の支払も同様、行政上大変役立つものであると説明されており（乙21）、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問もうかがわれないから、これらの各支出を本件使途基準に合致する支出と認める。

イ 調査旅費

(ア) 調査旅費として支出したとする34万9550円（甲B25の1）について検討する。

(イ) 上記(ア)の支出のうち26万9600円は、日本インド友好親善訪問旅行（甲B25の3の10及び11）に係るものであるところ、同訪問旅行においては、訪問団の代表者によるインド大統領及びデリー準州議會議長との謁見、企業視察、政府高官との懇親会、ガンジー平和財団交流会等が行われたと説明されており（甲B25の3の10、乙21）、同

旅行代金の中に観光費用は一切含まれていない（甲B25の3の6）ことに照らせば、領収書（甲B25の3の7）の提出されている参加申込金3万円については、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

(ウ) 領収書（甲B25の3の1）が提出されているJR券代2万9400円については、インド出発のための弘前・東京間の切符（往復券）と説明され（乙21），これは上記訪問旅行への参加に付随する交通費というべきであり、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれず、本件使途基準に合致する支出と認める。

(エ) 上記訪問旅行代金等19万6200円（甲B25の3の6）については、銀行振込明細書（甲B25の3の5）が提出されており、そのうち、旅行代金16万3000円、企業視察参加費用1500円及びインド地方州交流プログラム費用4500円、インドビザ申請代行料3300円、出発空港利用諸税2040円、デリー空港利用諸税660円、燃料サーチャージ代7200円及び海外旅行傷害保険5000円については、いずれも上記訪問旅行への参加に密接に関連するか付随する諸経費であり、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認め、その余の9000円については、上記明細書に対応する費目もなく、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(オ) 銀行振込明細書（甲B25の3の2）が提出されている1万4000円については、日印友好親善地方議員連盟結成のための旅行申込金の後日振込であると説明されている（乙21）ところ、上記訪問旅行を契機として、日本とインド両国の更なる親善友好関係を促進し、政治経済文化関係の強化発展を目指し、議員同士の交流を図るべく、上記連盟が結成された（甲B25の3の10）という経緯などに照らせば、上記連盟

の結成及び運営は、先進地調査等にあたるものとして、外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

- (カ) 領収書（甲B25の3の3及び4）が提出されている航空券代4万0900円及び同3万9050円については、いずれも名宛人が「駅前タクシー三上惇様」と記載されており、三上惇議員個人による支出であることにつき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、いずれも本件使途基準に合致しない支出と認める。
- (キ) したがって、調査旅費としての支出のうち8万8950円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### ウ 資料購入費

- (ア) 資料購入費として支出したとする22万7311円（甲B25の1）について検討する。
- (イ) 領収書（甲B25の4の1ないし24）が提出されているところ、そのうち記載の主要部分が判読不能な領収書に係る989円（甲B25の4の1）及び8000円（甲B25の4の11）については、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、地図ガイド購入費1869円（甲B25の4の3）、青森県立美術館ミュージアムショップ作成の領収書に記載された図録代4500円（甲B25の4の19）、LDプレーヤー修理代1万9950円（甲B25の4の14）、書店発行の領収書（甲B25の4の17）記載の5208円のうち地図ガイド購入費合計2835円は、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

さらに、地方行政研究会に対する支出3万9000円分の払込金受領書（「払込金受領書」との記載は判読不能であるが、書面の体裁より明

らかである。甲B25の4の8)の宛名は、「(株)弘前駅前タクシー三上惇様」と記載されており、三上惇議員個人による支出であることにつき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

他方、国会資料編纂会に対する支出3万5000円(甲B25の4の7)については、領収書の発行主体に照らせば、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。また、弘前市選挙管理委員会に対する「地方選挙早わかり」図書代1500円(甲B25の4の24)については、そのタイトル及び領収書の発行主体に照らせば、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

(ウ) その他の書籍購入代合計10万3588円(甲B25の4の2, 4, 6, 9, 10, 12, 13, 15ないし18(17については、地図ガイド購入代を除く2373円), 20ないし23)については、如何なる書籍を購入したか明らかでなく、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、文房具代1万0080円(甲B25の4の5)については、政務調査活動とその他の議員活動分とで条理に従って按分し、2分の1である5040円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(エ) したがって、資料購入費としての支出のうち18万5771円が本件使途基準に合致しない支出となる。

## エ 会議費

会議費として支出したとする2万3000円(甲B25の1)については、領収書(甲B25の5の1)が提出されているものの、発行主体は和

風スナックの店舗であり、調査研究活動との関連性について外形的に疑問があり、開かれたとされる「市民と語る会」の内容も後援会員23名と市政を語るというものであったとされている（甲B25の5の2）ことからすれば、同会の実態は専ら後援会員らによる飲食を伴う私的な会合であつたことがうかがわれ、上記疑問に対する合理的な説明はないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### オ 事務所費

事務所費として支出したとする12万円（甲B25の1）については、2枚の領収書（甲B25の6の1及び2）が提出されており、これによれば、三上惇議員が代表取締役を務める株式会社弘前駅前タクシーから賃借していると認められ、このような賃貸人との関係に照らし、賃料を経費とすることの相当性について外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明はないから、全額を本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### カ 雑費

雑費として支出したとする2万5001円（甲B25の1）のうち、郵便局作成の2枚の領収書（甲B25の7の1及び2）が提出されている郵便料金合計640円については、それらの記載から、平成18年度分経費の該当性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、往復はがき代1500円（甲B25の7の5）及びシリンダー錠代2万0081円（甲B25の7の8）については、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

その余の2780円については、通行料金等に係る領収書（甲B25の7の3、4、6及び7）が提出されているものの、有料道路等は、政務調査活動に用いられるだけでなく、その他の議員活動や個人用等にも利用さ

れでいると推認できるから、条理上、個人利用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、その他の議員活動分を4分の1と按分するのが相当であり、2084円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、2万4305円が本件使途基準に合致しない支出である。

#### キ 小活

以上によれば、44万2026円が本件使途基準に合致しない支出となるが、そのうち7万1262円は三上惇議員が自己負担したと認めることができる（甲B25の1）から、違法な支出額は、37万0764円となる。

#### (24) 工藤力議員（別表番号24）について

##### ア 研究研修費

研究研修費として支出したとする1万円（甲B26の1）は、札幌で開催された第68回全国都市問題会議への参加費であるところ、領収書（甲B26の3の7）が提出されており、前記(1)ア(イ)と同様、本件使途基準に合致する支出と認める。

##### イ 調査旅費

（ア）調査旅費として支出したとする45万8531円（甲B26の1）について検討する。

（イ）札幌で開催された第68回全国都市問題会議への参加及び北海道斜里町への視察に係る旅費等14万5716円（甲B26の2）については、上記会議の出席と調査研究活動の関連性につき外形的に疑問はうかがわれないことは前記(1)ア(イ)と同様であり、上記視察も、その内容が斜里町農業協同組合を訪問して大規模農業経営に関する意見を聴取したり農業振興センターの現場視察をしたりするというものである（乙22）から、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれず、旅行代理店作成の領収書（甲B26の3の8）に係るチケット代12万8

140円、旅館作成の領収書（甲B26の3の6）に係る宿泊代600円及び上記会議への参加振込手数料56円（甲B26の2、甲B26の3の7）の支出をいずれも本件使途基準に合致する支出と認める。

また、タクシ一代及びバス代合計2020円（甲B26の2）については、支出を裏付けるに足りる資料の提出もないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

食事代合計9500円については、既に説示したとおり、本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、上記支出のうち、合計1万1520円が本件使途基準に合致しない支出となる。

(ウ) 鹿児島県奄美市及び同県指宿市への視察に係る費用17万1998円（甲B26の2）については、下山議員、工藤力議員、工藤光志議員を含む5名が同行しているところ、旅費・宿泊費13万5552円の支出を裏付ける領収書（甲B26の4の2）及び宿泊費8295円（4万1475円÷5）の支出を裏付ける領収書（甲B26の4の18）が提出されている。そして、同視察の目的は観光行政の調査であると説明がされ（甲B26の2）、具体的な日程や視察先が明らかにされる（甲B26の4の3）とともに、指宿市役所において具体的な調査活動を行ったことをうかがわせる資料（甲B26の4の20）が提出されているから、調査研究活動との関連性は認められるものの、他方、視察先には奄美パーク、知覧特攻平和館、武家屋敷などの観光施設も含まれており、私的観光の側面もあるというべきであるから、条理に従って按分し、上記支出額の2分の1である6万7776円及び4147円をそれぞれ本件使途基準に合致しない支出と認める。

りんごジュース代1726円については、それを上回る額である86

30円の支出を裏付ける領収書(甲B26の4の1)が提出されており、調査研修依頼を応諾していただいた奄美市及び指宿市に対する儀礼として支出したと説明されている(乙22)ところ、このような支出は社会通念上許される範囲といえ、外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

平成18年5月9日付けのタクシ一代200円については、それを上回る額である合計1000円の支出を裏付ける2枚の領収書(甲B26の4の14及び16)が提出されており、奄美パーク及び奄美空港間の移動のための支出と説明されている(甲B26の2)が、上記旅費と同様に、上記支出額の2分の1である100円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

大島紬村入場料500円については、同額を上回る額である2500円の支出を裏付ける領収書(甲B26の4の6)が提出されているものの、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、当該施設は奄美市の伝統産業である大島紬の生産から販売までの工程を展示する観光施設であり、これを視察することは研修目的に合致するという(乙22)ものの、ここにおいて具体的に如何なる調査活動を行ったかについて十分な説明がなく、合理的な説明がされていないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

食事代合計1万2416円については、既に説示したとおり、本件使途基準に合致しない支出と認める。

その余のタクシ一代及びバス代合計3540円及び工藤力議員の誤計算による過剰計上分9769円は、支出を裏付けるに足りる資料の提出もないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、上記支出のうち、合計9万8248円が本件使途基準に

合致しない支出となる。

(エ) 岐阜県多治見市及び郡上市への視察に係る費用 8万8725円（甲B26の2）については、工藤力議員、宮本隆志議員、山谷秀造議員の3名が同行し（甲B26の5の1），それぞれ学習特区及び景観特区の調査並びに自然環境（水辺環境）の保全の調査を目的とするものであり（甲B26の2），領収書（甲B26の5の2）が提出されている旅費・宿泊費 6万1965円については、外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

私鉄運賃等 4830円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれるものの、私鉄運賃等については社会通念上領収書等が発行されることが少ないこと、内訳や区間にについては詳細で具体的な説明がされていること（甲B26の2）などに照らせば、上記支出があったことについて合理的な説明があるといえるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

ホテル郡上八幡の宿泊費等 1万3650円については、3人分の宿泊費等 4万4484円の支出を裏付ける山谷秀造議員宛の領収書（甲B26の5の15）が提出され、上記のとおり同行した3名の議員による宿泊費等と考えるのが合理的であるところ、上記領収書（甲B26の5の15）によれば、1人分の宿泊費等は 1万3000円であり、消費税込みで 1万3650円となるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

りんご代 2400円については、それを上回る額である 7200円の支出を裏付ける領収書（甲B26の5の7）が提出されており、調査研修依頼を応諾していただいた儀礼として支出したと説明されている（乙22）ところ、前記説示のとおり、このような支出は社会通念上許される範囲といえるから、外形的に疑問もうかがわれず、本件使途基準に合致する支出と認める。

平成18年10月31日付けのタクシーレート210円については、それを上回る額である630円の支出を裏付ける領収書（甲B26の5の11）が提出されており、その記載内容からは調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれるものの、多治見駅及び宿泊場所間の移動のための支出と説明されており（甲B26の2），合理的な説明があるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

他方、同年11月2日付けのタクシーレート1220円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出もないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

食事代合計5000円については、既に説示のとおり、本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、上記支出のうち、6220円が本件使途基準に合致しない支出であるが、工藤力議員は、誤計算により、上記支出につき550円少なく計上していた（甲B26の2）。

(オ) 調査旅費として支出したとするガソリン代5万2092円（甲B26の2）については、合計8万6213円の支出を裏付ける領収書（甲B26の6の1ないし16）が提出され、市民の行政に対する苦情や要望、現場調査等の市民ニーズに対応するために調査に係る費用として、私的使用分等に相当する3万4121円を控除した5万2092円を計上したと説明されている（甲B26の2）ところ、条理に従って按分し、個人使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、その他の議員活動分を4分の1とするのが相当であるものの、原告らは、4万1486円の限度で違法な支出であると主張しているから、同額の限度で本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、上記支出のうち、4万1486円が本件使途基準に合致

しない支出となる。

(カ) したがって、調査旅費としての支出のうち15万6924円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### ウ 資料購入費

資料購入費として支出したとする15万5764円（甲B26の1）のうち、領収書の提出されている「毎日新聞」購読料3万6084円（甲B26の7の1ないし12）、「陸奥新報」購読料3万1200円（甲B26の7の13ないし24）、「東奥日報」購読料3万6000円（甲B26の7の25ないし36）については、いずれも議員としての調査研究活動に資する費用ということができ、本件使途基準に合致する支出と認める。

情報誌購入代合計3万6370円（甲B26の2）については、弘前市議会事務局発行の書店への支払に係る請求書兼領収書（甲B26の7の38ないし49）が提出されており、その発行主体に照らせば、調査研究活動と関連性につき外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

なお、原告らは、毎日新聞、陸奥新報、東奥日報の購読料の支払日が明らかではないから、当該年度の支出であるか不明で本件使途基準に合致する支出ではないと主張するが、当該年度外に支払があったと考えるべき事情もうかがわれないから、原告らの主張は採用しない。

#### エ 雜費

(ア) 雜費として支出したとする11万4667円（甲B26の1）について検討する。

(イ) コピーライタ等1530円（甲B26の2）については、3枚の領収書（甲B26の9の2ないし4）が提出され、その記載からは何をコピーしたか明らかでなく、外形的に疑問がうかがわれるものの、議会活動報告会の案内文をコピーした際の支出であると説明されており（甲B26の2）、

合理的な説明があるといえるから、本件使途基準に合致する支出と認め  
る。

(ウ) ファクシミリ用紙代598円（甲B26の2）については、領収書（甲B26の9の1）が提出されているものの、政務調査活動における使用分とそれ以外の使用分との合理的な区分が困難であるから、条理に従つて按分し、2分の1を政務調査活動以外のその他の議員活動分とするのが相当であり、299円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(エ) 電話代11万2539円（甲B26の2）のうち、携帯電話料金4万4460円（乙22）については、合計4万8211円の支出を裏付ける資料（甲B26の8の1, 3, 5, 7, 9, 11, 13, 15, 17, 19及び21）が提出され、1か月3705円として12か月分の4万4460円を計上したと説明されている（甲B26の2）ものの、政務調査活動において携帯電話を利用する必要性は乏しく、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もない。もっとも、原告らは、上記4万4460円のうち、3万7004円の限度で違法な支出であると主張しているから、同額の限度で本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、固定電話利用料金6万8079円（乙22）については、NTT東日本分10万4587円及び日本テレコム分5万8986円の合計16万3573円の支出を裏付ける資料（甲B26の8の1ないし10, 12, 13, 15, 17, 19, 21, 23, 25, 27, 29及び31）が提出されている。そして、NTT東日本分10万4587円及び日本テレコム分6万7864円の合計17万2451円から私的使用分に相当する10万4372円を控除した6万8079円を計上したと説明されている（甲B26の2）。そして、工藤力議員が私的利用分があると説明していること、事務所費の計上がないことからすれば、自宅と

事務所が兼用であったと認められるので、条理に従って按分し、私的利用分を2分の1、政務調査活動分を6分の1、その他の議員活動分を3分の1とするのが相当であり、支出を裏付ける資料が存在する16万3573円から、日本テレコムの平成18年4月分のうち前年度分を日割した金額1214円を控除した16万2359円の6分の1である2万7060円が本件使途基準に合致する支出となり、これと計上された上記6万8079円との差額である4万1019円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(オ) したがって、雑費としての支出のうち7万8322円が本件使途基準に合致しない支出となる。

オ 小活

以上によれば、23万5246円が本件使途基準に合致しない支出となるが、1万8962円については自己負担したと認めることができる（甲B25の1）から、違法な支出額は、21万6284円となる。

(25) 下山議員（別表番号25）について

ア 研究研修費

研究研修費として支出したとする札幌市での第68回全国都市問題会議への参加に係る費用1万円については、領収書（甲B27の4の1）が提出されており、前記(1)ア(イ)と同様、本件使途基準に合致する支出と認める。

イ 調査旅費

(ア) 調査旅費として支出したとする33万0712円（甲B27の1）について検討する。

(イ) 鹿児島県奄美市等への視察に係る費用13万5552円（甲B27の1）については、領収書（甲B27の4の2）が提出され、観光行政、市政一般等の調査を目的とし、観光客のニーズや交通に係る課題、大型観光団の受入態勢、観光資源活用の一環としての観光土産の開発等につ

いての意見交換を行ったりしたことなど説明がされており（甲B27の3），調査研究活動との関連性は認められるものの，前記(24)イ(ウ)で説示したとおり，私的観光の側面もあるというべきであるから，条理に従つて按分し，上記支出額の2分の1である6万7776円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ウ) 北海道斜里町への視察に係る旅費等13万4140円（甲B27の1）については，上記視察の内容は，大規模農業の現状，畠作農業の現況などについての説明を受けたり，魚類加工製品の流通過程の現状と価格への影響について調査したりするというものであり（甲B27の3，乙23），領収書（甲B27の4の3及び4）が提出されており，外形的に疑問もうかがわれないから，本件使途基準に合致する支出と認める。

(エ) 東京全酪連研修への参加に係る費用6万1020円（甲B27の1）については，法令遵守，コンプライアンスについての必要性と組織体制づくりについての研修を目的とするものであり（甲B27の3），航空券代及び宿泊代に係る領収書（甲B27の4の5）が提出されており，外形的に疑問もうかがわれないから，本件使途基準に合致する支出と認める。

(オ) したがって，調査旅費としての支出のうち6万7776円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### ウ 資料作成費

資料作成費として支出したとする4500円（甲B27の1）のうち，会議録製本代2500円（甲B27の1）については，領収書（甲B27の5の1）が提出され，弘前市議会会議録の合本製本代であり，会議録を整理し，市政に関わる資料として合本製本したと説明されており（乙23），外形的に疑問もうかがわれないから，本件使途基準に合致する支出と認める。

清水村郷土史コピ一代・製本代2000円（甲B27の1）については、領収書（甲B27の5の2）が提出され、市町村合併前の旧弘前市と市町村合併した清水村郷土史の歴史の学習を通じて弘前市の行政の歴史を検証し、その結果を施策に反映させるためと説明されており（乙23），外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

## エ 資料購入費

- (ア) 資料購入費として支出したとする7万0916円（甲B27の1）について検討する。
- (イ) 書籍購入代については、書店発行の領収書（甲B27の6の4ないし7，10，13及び18ないし27），財団法人青森県りんご協会発行の領収書（甲B27の6の8），請求書兼受領書（甲B27の6の9），弘前市議会事務局発行の書店への支払に係る請求書兼領収書（甲B27の14ないし17）が提出されている。

そして、書店等発行の領収書等の記載からは、如何なる書籍を購入したか明らかでなく、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれるものの、「経済辞典」（甲B27の6の4），「冷害はなぜ繰り返し起きるか？」（甲B27の6の5），「囚われた大地」及び「農協のコンプライアンス」（甲B27の6の6），「青森県りんご協会60年史」（甲B27の6の8），「弘前市史（上）」（甲B27の6の10）については、書籍のタイトルが明らかにされており（乙23），そのタイトルに照らせば、調査研究活動との関連性につき合理的な説明があるといえるから、合計1万0650円を本件使途基準に合致する支出と認める。

他方、「高木恭造詩文集」（甲B27の6の7）については、書籍のタイトルが明らかにされている（乙23）ものの、調査研究活動との関連性につき合理的な説明はないから、その支出額2000円を本件使途

基準に合致しない支出と認める。また、「ホタル帰る」の購入代1500円については、手書きで日付、書籍の表題、値段等が記載された紙片（甲B27の6の11）が提出されているにすぎず、支出を裏付けるに足りる資料の提出はなく、また、調査研究活動との関連性についても外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。さらに、書店発行の領収書（甲B27の6の18ないし27）が提出されている合計2万2997円については、タイトルも明らかにされておらず、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、弘前市議会事務局発行の書店への支払に係る請求書兼領収書（甲B27の6の14ないし17）が提出されている書籍代合計1万1019円については、書籍の購入にあたり弘前市議会事務局が介在していることに照らせば、外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

請求書兼受領書（甲B27の6の9）及び書店発行の領収書（甲B27の6の13）が提出されている合計1万5550円については、原告らが支出の違法性について主張していないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

- (ウ) 「全国農業新聞」購読料7200円（甲B27の1）については、議員としての調査研究活動に資する費用ということができ、平成18年4月分から同年12月分に係る領収書（甲B27の6の2及び3）に加え、平成19年1月分から同年3月分に係る領収書（甲B27の6の1）が提出されているから、その金額を本件使途基準に合致する支出と認める。
- (エ) したがって、資料購入費としての支出のうち2万6497円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### オ 広報費

広報費として支出したとする7万0667円（甲B27の1）のうち、資料印刷代として支出したとする6万0690円（甲B27の1）については、印刷会社作成の4枚の領収書（甲B27の7の2、3、6及び7）が提出され、資料印刷代として計上している印刷物は「市民と語る会」における弘前市予算書・決算書の抜粋等と参考資料であると説明されており（乙23），調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

はがき代3000円については、郵便局発行の領収書（甲B27の7の1）が提出されており、その記載からは調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれるものの、平成19年3月20日に下湯口研修会館において開催した「市民と語る会」の案内として利用したと説明されており（乙23），上記関連性について合理的な説明があるといえるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

写真代として支出したとする6977円（甲B27の1）については、2枚の領収書（甲B27の7の4及び5）が提出されており、その記載からは調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれるものの、りんごの凍霜害及びその後の肥立ちの記録を保存し、りんご樹・果実の管理状況を農業行政施策に反映させる資料とするために支出したと説明されており（乙23），上記関連性について合理的な説明があるといえるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

#### カ 会議費

会議費として支出したとする2万5800円（甲B27の1）のうち、会場費1万2000円（甲B27の1）については、領収書（甲B27の8の2）が提出されているところ、平成18年12月24日に吉川地区公民館で開催された「市民と語る会」における同公民館使用料と説明されて



おり（乙23），調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわ  
れないから，本件使途基準に合致する支出と認める。

ジュース代として支出したとする1万3800円（甲B27の1）につ  
いては，2枚の領収書（甲B27の8の1及び3）が提出されおり，その  
記載からは調査研究活動との関連性が明らかでなく，外形的に疑問はうか  
がわれるが，平成18年12月24日及び平成19年3月20日に開催さ  
れた「市民と語る会」分のものと説明され（甲B27の1），金額も社会  
通念上相当な範囲内であり，上記疑問に対する合理的な説明はあるから，  
いずれも本件使途基準に合致する支出と認める。

#### キ 雑費

雑費として支出したとするファイルブック，原稿用紙，ノート，筆記用  
具等の購入代金4438円（甲B27の1）については，文房具店ないし  
書店作成の領収書（甲B27の9の1ないし8）が提出され，専ら政務調  
査活動との関係で使用していると説明されている（乙23）ものの，条理  
上，政務調査活動分とその他の議員活動分を各2分の1と按分するのが相  
当であり，2218円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### ク 小活

以上によれば，9万6491円が違法な支出額となる。

### (26) 藤田隆司議員（別表番号26）について

#### ア 調査旅費

調査旅費として支出したとする22万7120円（甲B28の1）のうち，原告らが支出の違法性を主張しているのは，沖縄県宮古市・浦添市等  
への視察に係る旅費19万5860円についてであるから，これについて  
検討する。

同視察には藤田隆司議員，高谷議員，工藤栄弥議員，町田議員が同行し  
ている（甲B28の3の2）ところ，領収書（甲B28の3の1）が提出

されている。そして、同視察の目的はコミュニティーセンターゾーンの整備（カルチャーパーク内の公共施設と運動公園の一体的な整備）や市政一般を視察することであり（甲B28の2），実際に浦添市で入手したとされる資料（甲B28の3の4ないし8）も提出されるなど、同視察については調査研究活動との関連性はうかがわれるものの、他方では、同行した町田議員が、沖縄に一泊して、宮古島、石垣島を視察する予定であったが、台風のためにやむを得ず浦添市の市役所へ視察を行ったと説明している（甲B33の2）など、上記視察には私的観光の側面があったというべきであるから、条理に従って按分し、上記支出額の2分の1である9万7930円は本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### イ 小活

以上によれば、違法な支出額は9万7930円となる。

#### (27) 福士博嗣議員（別表番号27）について

福士議員は、平成18年度の政務調査費として合計89万8192円を支出したと報告している（甲B29）ものの、これを裏付けるに足りる資料の提出が全くないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、全額を本件使途基準に合致しない支出と認めるが、17万8192円は福士議員が自己負担したと認めることができる（甲B29）から、違法な支出額は72万円となる。

#### (28) 成田善一議員（別表番号28）について

##### ア 研究研修費

研究研修費として支出したとする議員教室参加費1万5448円（甲B30の1）のうち、8508円については、弘前市議会作成の領収書（甲B30の4の1）が提出されており、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

その余の6940円については、議員教室に係る会場費4万5500円

及び講師への謝礼金1万円の合計額である5万5500円を議員8名で均等に負担した額と説明されている（甲B30の4の2）ものの、上記4万5500円の支出を裏付ける資料として提出された領収書（甲B30の4の3）は、13人分の食事代として議員教室宛に作成されたものであり、また、上記謝礼金については支出を裏付ける資料の提出がなく、いずれも研究研修としての費用であることに外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、研究研修費としての支出のうち6940円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### イ 調査旅費

調査旅費として支出したとする鳥羽市、田原市等への旅費代16万7160円（甲B30の1）については、領収書（甲B30の5の2）が提出されているものの、その記載からは調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、収支報告書において「町村合併や政務調査費について」と記載されている（甲B30の1）のみで合理的な説明はないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### ウ 資料作成費

資料作成費として支出したとする印刷代及びコピー用紙代合計19万6090円（甲B30の1）については、6枚の領収書（甲B30の5の1及び3ないし7）が提出されているところ、そのうち7000円については、「議会だより印刷代」との記載がされた領収書（甲B30の5の3）が提出されており、外形的に疑問はうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

他方、その余の18万9090円については、領収書の記載からは調査研究活動との関連性が明らかではなく、外形的に疑問がうかがわれるが、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と

認める。

したがって、資料作成費としての支出のうち18万9090円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### エ 資料購入費

資料購入費として支出したとする地図代3万9690円(甲B30の1)については、領収書(甲B30の6)が提出されているものの、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### オ 広報費

広報費として支出したとする郵便代及び封筒代合計46万5420円(甲B30の1)については、7枚の領収書(甲B30の7の1ないし7)が提出されているものの、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### カ 会議費

会議費として支出したとする17万2000円(甲B30の1)については、4枚の領収書(甲B30の8の1ないし4)が提出され、平成18年8月ないし10月に開催された市政報告会の会場費と説明されており(甲B30の1)、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

#### キ 人件費

人件費として支出したとするアルバイト代合計18万6000円(甲B30の1)については、成田善一事務所宛の14枚の領収書(甲B30の9の1ないし14)が提出されているものの、調査研究活動のために雇用した者かにつき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### ク 事務所費

事務所費として支出したとする事務所賃料19万3375円（甲B30の1）のうち、5か月分の賃料17万5000円については、契約金明細書兼請求書（甲B30の10の2）が提出されているにすぎないから、支出を裏付ける資料もなく、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。その余の1万8375円については、仲介手数料の支出を裏付ける資料（甲B30の10の1）が提出されているものの、その記載からは調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### ケ 小活

以上によれば、成田善一議員の違法な支出額は、53万2492円となる。

#### (29) 高谷議員（別表番号29）について

##### ア 調査旅費

(ア) 調査旅費として支出したとする39万1100円（甲B31の1）について検討する。

(イ) 沖縄県宮古市・浦添市等への視察に係る旅費19万5860円（甲B31の2）については、領収書（甲B31の3の3）が提出されているものの、前記(26)アにおいて説示したとおり、私的観光の側面があったというべきであるから、条理に従って按分し、上記支出額の2分の1である9万7930円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ウ) 青森県むつ市脇野沢への視察に係る旅費3万1260円（甲B31の2）については、同視察には高谷議員、藤田隆司議員、工藤栄弥議員、町田議員が同行しているところ、領収書（甲B31の3の4）が提出され、市民団体からの請願及び要望を受けて同県六ヶ所村の視察を行った

り、猿害についてむつ市教育委員会から説明を受けたりしたなどの説明がされており（甲B31の2、乙25の1），調査研究活動との関連性につき外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

(エ) 米沢市への視察に係る旅費5万6780円（甲B31の2）については、同視察には高谷議員、工藤栄弥議員が同行しているところ、領収書（甲B31の3の2）が提出され、都市機能の基盤整備、中心市街地の活性化について地元商工会から説明を受けたと説明されており（甲B31の2、乙25の1），調査研究活動との関連性につき外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

(オ) 議員研修会（議員教室）に係る費用2万2000円については、議員教室は平成18年度に2度開催され、2度目はホテルニューキャッスルで行われたと説明されており（甲B31の2），ホテルニューキャッスル作成の上記金額を上回る7万7924円の支出を裏付ける領収書（甲B31の3の11）が提出されているものの、その宛名は議会教室とされているほか、ただし書に「会議会食代」と記載されているなど、研修費として支出されたか外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もない。また、同様に、他の2枚の領収書（甲B31の3の10及び12）も宛名は議員教室とされているほか、ただし書に「ゴム印代」や「ハガキ代」と記載されているなど、研修費として支出されたか外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もない。

よって、いずれも本件使途基準に合致しない支出と認める。

(カ) 八戸市、深浦町への視察に係る旅費8万5000円（甲B31の1）については、支出を裏付ける資料の提出もないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(キ) したがって、調査旅費としての支出のうち20万5130円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### イ 資料購入費

資料購入費として支出したとする18万0120円（甲B31の1）のうち、領収書（甲B31の4の1）が提出されている正論、諸君、サピオ、文芸春秋等の定期購読料2万2620円については、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

新聞購読料11万5200円（甲B31の1）については、同金額を上回る額である合計11万6934円分の領収書（再発行のものを含む。甲B31の4の2ないし4）が提出されており、いずれも議員としての調査研究活動に資する費用ということができるから、本件使途基準に合致する支出であると認め、上記11万5200円を超過する1734円については、高谷議員において自己負担したものと認める。

住宅地図購入費合計4万2300円（甲B31の1）については、支出を裏付けるに足りる資料が提出されないなど、外形的に疑問がうかがわれ、合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、資料購入費としての支出のうち、本件使途基準に合致しない支出の合計は4万2300円となる。

#### ウ 会議費

会議費として支出したとする市政を語る会に係る茶菓子代7万9200円（甲B31の1）については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### エ 人件費

人件費として支出したとする4万円（甲B31の1）については、支出

を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### オ 事務所費

事務所費として支出したとする借上料4万円（甲B31の1）については、4枚の領収書（甲B31の5の1ないし4）が提出され、「市政を語る会」を4回にわたって開くにあたり、自分の家では手狭であったために借りたと説明されており（甲B31の2），調査研究活動との関連性につき外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

#### カ 雑費

雑費として支出したとする文房具、コピーライタ3500円（甲B31の1）については、支出を裏付けるに足りる資料の提出もないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### キ 小活

以上によれば、合計37万0130円が本件使途基準に合致しない支出となるが、上記イで説示した1734円及び1万3920円は高谷議員が自己負担したと認めることができる（甲B31の1）から、違法な支出額は、35万4476円となる。

### (30) 工藤栄弥議員（別表番号30）について

#### ア 研究研修費

研究研修費として支出したとする5万1100円（甲B32の1）については、シャモロック（青森県産地鶏）の飼料購入代60万円ないし80万円の一部を計上したものと説明され（乙44），支出を裏付ける資料として、購買品取引明細書（甲B32の3の1）が提出されているが、議員

がシャモロック（青森県産地鶏）を飼育し、その試食会を開くことと調査研究活動の関連性には外形的に疑問がうかがわれ、この疑問に対する合理的な説明はないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### イ 調査旅費

- (ア) 調査旅費として支出したとする46万8900円（甲B32の1）について検討する。
- (イ) 沖縄県浦添市等への視察に係る旅費19万5860円については、領収書（甲B32の4の1）が提出され、同視察の目的は国際文化都市づくり及び指定管理者制度等について調査することであるとの説明がされている（甲B32の2の1）ものの、前記(26)アにおいて説示したとおり、条理に従って按分し、上記支出額の2分の1である9万7930円は本件使途基準に合致しない支出と認める。
- (ウ) 青森県むつ市脇野沢への視察に係る旅費3万1260円については、領収書（甲B32の4の2）が提出され、市民団体からの請願及び要望を受けて同県六ヶ所村の視察を行ったり、猿害についてむつ市教育委員会から説明を受けたりしたなどの説明がされており（甲B31の2、乙25の1）、前記(29)ア(ウ)と同様、本件使途基準に合致する支出と認める。
- (エ) 米沢市への視察に係る旅費5万6780円については、領収書（甲B32の4の3）が提出されており、前記(29)ア(エ)と同様、本件使途基準に合致する支出と認める。
- (オ) その余の18万5000円のうち、1万0710円については、宿泊料8800円、朝食代1400円、消費税510円の支出に係る1枚の領収書（乙27の6）が提出されているものの、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。
- 通行料金やガソリン代合計9万5400円分については、領収書（乙

27の6)が提出されており、条理に従って按分し、個人使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、その他の議員活動分を4分の1とするのが相当であり、7万1543円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

その余の7万8890円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(カ) したがって、調査旅費としての支出のうち25万9073円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### ウ 資料作成費

資料作成費として支出したとする8500円については、収支報告書(甲B32の1)には「市政報告、政策提案」と記載されているものの、提出された領収書(乙27の2)には「個別フォルダ代としてコピー紙代」と記載されており、専ら政務調査活動のために使用されたか外形的に疑問がうかがわれるから、条理に従って按分し、2分の1である4250円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### エ 資料購入費

(ア) 資料購入費として支出したとする16万8040円(甲B32の1)について検討する。

(イ) 資料購入費については、上記(ア)の金額を上回る21万7003円分の領収書等が提出されており、領収書(甲B32の5の1)が提出されている朝日新聞購読料1万6025円、購読したことの証明書(甲B32の5の3)が提出されている読売新聞購読料2万0242円については、議員としての調査研究活動に資する費用ということができ、外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

領収書(甲B32の5の2)が提出されている東奥日報購読料2万4

000円は、平成18年度分の経費に該当するとはいえない平成17年4月分から同年11月分までに係る購読料であるから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ウ) 書店作成の領収書（甲B32の5の4）が提出されている書籍等の代金4万6436円のうち、「ことば遊びの楽しみ」購入代735円、「わらう大英帝国」購入代777円、「警察物語」購入代1260円、「たそがれ清兵衛」購入代1470円については、そのタイトルから調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。他方、その余の4万2194円の支出については本件使途基準に合致する支出と認める。

株式会社弘前事務機器商会作成の領収書（乙27の3の①ないし③）が提出されている「世界全史」購入代1万4800円、「広辞苑」購入代1万円、「日本大歳時記、成語林」の購入代3万2500円については、そのタイトルに照らせば、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

他方、領収書（乙27の4）が提出されているBLUE MAP（住宅表示地図）の購入代6万3000円については、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(エ) したがって、資料購入費としての支出のうち9万1242円が本件使途基準に合致しない支出となる。もっとも、上記16万8040円と上記21万7003円の差額分である4万8963円については、工藤栄弥議員において自己負担したものと認められる。

#### オ 広報費

広報費として支出したとする4万7330円（甲B32の1）について

は、シャモロック（青森県産地鶏）の試食会の経費として支出したと説明され（甲B32の2の1），鍋用野菜代等に係る合計4万3052円分の領収書（乙27）が提出されているが、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明はないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### カ 会議費

会議費として支出したとする会場借上料1万2000円（甲B32の1）については、支出を裏付けるに足りる資料の提出もないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### キ 事務所費

事務所費として支出したとする電話料3万3140円（甲B32の1）については、支出を裏付けるに足りる資料の提出もないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### ク 雑費

雑費として支出したとするガソリン代7万9990円（甲B32の1）については、同金額を上回る10万0624円分の売上明細書（甲B32の6の14ないし18，20及び22）が提出されており、条理に従って按分し、個人使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、その他の議員活動分を4分の1とするのが相当であり、雑費としての支出のうち5万9992円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### ケ 小活

以上によれば、合計55万8127円が本件使途基準に合致しない支出となるが、上記エで説示した4万8963円及び14万9000円は工藤栄弥議員が自己負担したと認めることができる（甲B32の1）から、違

法な支出額は、36万0164円となる。

(31) 町田議員（別表番号31）について

ア 前記前提事実記載のとおり、町田議員は平成21年3月25日付けで収支報告書を訂正しているから、訂正後の収支報告書に基づいて以下検討する。

イ 調査旅費

(ア) 調査旅費として支出したとする25万8825円(甲B33の3の2)について検討する。

(イ) 沖縄県浦添市等への視察に係る旅費19万5865円については、そのうち19万5860円の支出を裏付ける領収書(甲B33の4の1)が提出されているものの、前記(26)アと同様、条理に従って按分し、上記金額の2分の1である9万7930円は本件使途基準に合致しない支出と認める。

その余の5円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ウ) 青森県むつ市脇野沢への視察に係る旅費3万1260円(甲B33の3の2)については、領収書(甲B33の4の6)が提出されているところ、猿害対策についての調査をしたとの説明がされており(乙28の1)，前記(29)ア(ウ)と同様、本件使途基準に合致する支出と認める。

(エ) 原子力発電・風力発電の調査旅費1万2000円(甲B33の3の2)のうち、6000円については、ホテル作成の領収書(甲B33の4の8)が提出されているものの、単に調査に行って來たとするのみであり(乙28の1)，具体的な日程や調査場所についても明らかでなく、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明はないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

その余の6000円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出もないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

- (オ) 秋田新幹線による駅付近の経済効果の調査旅費1万9700円（甲B33の3の2）については、ホテル作成の6450円分の領収書（甲B33の4の9）が提出されているものの、新幹線が隣県の秋田市まで来ているのでその経済効果や発展状況を調査しに行ったとする（乙28の1）のみで、具体的に如何なる調査を行ったのかは明らかでなく、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明はないから、全額を本件使途基準に合致しない支出と認める。
- (カ) したがって、調査旅費としての支出のうち12万9635円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### ウ 資料作成費

資料作成費として支出したとする議会報告の作成配布に係る費用2万5000円（甲B33の3の2）については、領収書（甲B33の5の1ないし4）が提出されており、外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

#### エ 資料購入費

資料購入費として支出したとする8万3616円（甲B33の3の2）のうち、領収書（甲B33の6の1ないし6）が提出されている新聞購読料合計7万7216円については、議員としての調査研究活動に資する費用ということができ、支出日が明らかでない部分も含め、本件使途基準に合致する支出と認める。その余の6400円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出もないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### オ 広報費

広報費として支出したとする6万1200円（甲B33の3の2）のうち、6万1100円については会場設営費、飲物代及び菓子代として領収書（甲B33の7の1ないし4）が提出されており、これらは議会報告や市政報告会及び意見交換会の際の支出と説明されており（甲B33の3の2），外形的に疑問もつかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

その余の100円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出もないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### カ 会議費

会議費として支出したとする2万2200円（甲B33の3の2）については、2回にわたる議員勉強会に係る費用という（甲B33の3の2）ものの、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### キ 人件費

人件費として支出したとする事務補助職員雇用代21万6000円（甲B33の3の2）については、ただし書に「事務代」と記載された領収書（甲B33の9の1ないし12）が提出されているところ、政務調査活動とその他の議員活動分の区分は困難であるから、条理に従い、各2分の1と按分するのが相当であり、10万8000円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### ク 事務所費

事務所費として支出したとする事務所賃貸料19万2000円（甲B33の3の2）については、領収書（甲B33の10の1及び2）が提出されており、当該事務所では政務調査活動のみ行っていると説明されている

(甲B33の2)ものの、上記キと同様、政務調査活動分とその他の議員活動分を各2分の1と按分するのが相当であるから、9万6000円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### ケ 雑費

雑費として支出したとする8万0721円(甲B33の3の2)のうち、携帯電話代3万4334円(甲B33の3の2)については、月々の電話料金及びその合計額(13万6339円)が記載されるとともに「ドコモショップ弘前駅前店」の印影のある書面(甲B33の11の1)が提出され、上記合計額を1000円上回る13万7339円の4分の1を政務調査活動分として計上したと説明されている(甲B33の3の2)ものの、前記(24)エ(エ)で説示したのと同様、政務調査活動において携帯電話を利用する必要性につき外形的に疑問があり、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

ガソリン代4万6387円(甲B33の3の2)については、18万5548円分の領収書(甲B33の11の3)が提出されており、りんごの花芽、水稻及びりんごの出来具合の調査のためにむつ市へ赴くなどしたことによるガソリン代と説明されている(甲B33の3の2)ことに照らし、条理に従って按分し、個人使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、その他の議員活動分を4分の1とするのが相当である。そして、町田議員は、上記18万5548円の4分の1を政務調査活動での使用分として計上したと説明している(甲B33の3の2)から、4万6387円全額を本件使途基準に合致する支出と認める。

したがって、雑費としての支出のうち3万4334円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### コ 小活

以上によれば、合計39万6669円が本件使途基準に合致しない支出

となるが、21万9562円は町田議員が自己負担したと認めることができる（甲B33の3の2）から、違法な支出額は、17万7107円となる。

(32) 工藤光志（別表番号32）について

ア 研究研修費

(ア) 研究研修費として支出したとする3万6000円（甲B34の1）について検討する。

(イ) 麻生太郎東北素淮会に係る支払1万円（甲B34の1，乙29）については、振込目的の記載がない振込金受取書（甲B34の3の1）が提出され、麻生太郎による国政の報告が行われたセミナーの参加費であると説明されているところ（乙29），工藤光志議員は平成19年4月22日当時麻生太郎の所属する自由民主党所属の議員であって（甲A28），平成18年度も同党に所属していると推認できるから、議員が他の団体の開催する研修会に参加するため要する出席者負担金に該当することにつき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ウ) 県議会議員県政報告会に係る費用5000円（甲B34の1）については、ただし書に「西谷きよし後援会連合会 議会報告会」会費と記載された領収書（甲B34の3の2）が提出されているところ、西谷氏による県政報告会への参加費と説明されており（乙29），弁論の全趣旨によれば、西谷きよしも自由民主党所属の議員であるから、議員が他の団体の開催する研修会に参加するため要する出席者負担金に該当することにつき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(エ) 札幌市での第68回全国都市問題会議への参加に係る費用1万円（甲B34の1）については、領収書（甲B34の3の3）が提出されてお

り、前記(1)ア(イ)と同様、本件使途基準に合致する支出と認める。

- (オ) 雪国住宅セミナーへの参加費1万円（甲B34の1）については、株式会社工藤金正建築設計作成の領収書（甲B34の3の4）が提出されているところ、降雪地帯で郊外に市街地の形成を求める要望がある弘前市においては、従前から個人住宅や商業施設の大規模開発が進められていることなど、上記セミナーへの参加と調査研究活動の関連性について説明されており（乙29），外形的に疑問もつかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。
- (カ) その余の1000円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。
- (キ) したがって、研究研修費としての支出のうち1万6000円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### イ 調査旅費

- (ア) 調査旅費として支出したとする32万8749円（甲B34の1）について検討する。
- (イ) 鹿児島県名瀬市及び同県指宿市への視察に係る費用については、航空チケット及び宿泊代13万5552円、その他の諸経費4万円の合計17万5552円が計上されている（甲B34の2の4、甲B34の4の16）。なお、別表記載の支出の項目のうち、実際には計上されていないものについては、前記(20)アと同様、「裁判所の判断」欄において「計上せず」と記載する。

まず、13万5552円（甲B34の2の4）については、領収書（甲B34の4の17）が提出されており、上記視察は観光行政及び政務調査費の調査を目的とし、目的地の市役所において担当者から説明を受けるとともに質疑を行ったと説明され（乙29），具体的な日程や視察場

所も明らかにされている（甲B34の4の7）ことから、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれないものの、他方、目的地の市役所における質疑等によって上記目的である視察調査は終了しているとも説明されていること（乙29），視察先には奄美パーク、知覧特攻平和館及び武家屋敷などの観光施設も含まれており、私的観光の側面もあるというべきであるから、条理に従って按分し、上記支出額の2分の1である6万7776円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

次に、4万円（甲B32の2の4）について、その内訳は、平成18年5月10日の宿泊代8295円、7回分の食事代合計2万2500円（同月8日の昼食代1500円、同日の夕食代5000円、同月9日の昼食代2000円、同日の夕食代5500円、同月10日の昼食代200円、同日の夕食代5000円、同月11日の昼食代1500円）、ジャンボタクシー「名瀬タクシー」及び「鹿児島第1交通」に係る代金合計5000円（前者につき2000円、後者につき3000円）及び諸雑費4205円である（甲B34の4の16）。

そして、このうち宿泊代8295円についてはそれを上回る4万1475円の領収書（甲B34の4の45）が提出されており、上記宿泊代13万5552円について述べたのと同様、条理に従って按分し、8295円の2分の1である4147円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

食事代合計2万2500円については、同額の支出を上回る7枚の領収書（甲B34の4の19ないし25）が提出されているものの、既に説示したとおり、その支出は本件使途基準に合致しないというべきところ、原告らは、同月8日の昼食代1500円については955円の限度で、同日の夕食代5000円については4460円の限度で、同月9日の昼食代2000円については1000円の限度で、同月9日の昼食代

5500円については5410円の限度で、同月10日の昼食代2000円については1312円の限度で、同月10日の夕食代5000円については4500円の限度で、同月11日の昼食代1500円については1150円の限度で、それぞれ違法と主張しているから、合計1万8787円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

ジャンボタクシー代合計5000円（甲B34の4の16）については、原告らが違法性を主張するタクシー代が上記ジャンボタクシー代を指すのか判然とせず、同支出については原告らによる違法性の主張があるとみるとみることはできないから、判断の対象とはならないというべきである。

諸雑費4205円については、その内容が判然とせず、調査研究活動との関連性が明らかではないところ、原告らは、同視察に係る費用のうち3476円の使途が不明であると主張しているから、3476円の限度で本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、上記支出のうち、本件使途基準に合致しない支出の合計は9万4186円となる。

(ウ) 北海道斜里町への視察に係る旅費については、金銭出納帳の摘要欄記載の「全国都市問題、斜里」に係る支払金額12万8140円、「食事、タクシー他」に係る3万円の合計15万8140円が計上されている（甲B34の2の4）ところ、国の新しい農業政策、横断的多目的就業安定化対策や集落営農集団対策の取り組みが開始されることから、既にこれらの取り組みにより成果を上げている斜里町の農協を視察先に選定としたと説明されており（乙29）、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれないから、そのうち旅行代理店作成の領収書（甲B34の4の46）が提出されているチケット代12万8140円を本件使途基準に合致する支出と認める。

その余の3万円については、ガソリン代、食事代などに係る種々の領収書（甲B34の4の46ないし63）が提出されており、合計金額は上記3万円を上回っているところ、そのうち、宿泊費6000円（甲B34の4の58）については、上記視察に伴うものとして、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問もうかがわれないから、本件使途基準に合致する支出と認める。

その余の2万4000円について検討するに、ガソリン代（甲B34の4の47）、レンタカー利用代（甲B34の4の48）及び硫黄山の駐車場利用代（甲B34の4の60）は、上記視察との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。品名をりんごワイン、お届け先を斜里町の議会事務局、斜里農協とする2通の送り状（甲B34の4の61及び62）及びりんごワイン代（甲B34の4の63）については、送り状のご依頼主欄に「公明・清友会」と記載されており、工藤光志議員個人の支出であるか外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

食事代等（甲B34の4の49ないし57）及び領収書の記載が判読不能なもの（甲B34の4の59）のうち、食事代の支出については、既に説示したとおり、本件使途基準に合致せず、その余の支出については外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、上記支出のうち、本件使途基準に合致しない支出の合計は2万4000円となる。

(エ) 弘前市・仙台市間のバス代8000円及び宿泊費5500円（甲B34の2の4）については、領収書（甲B34の4の1及び2）が提出され、麻生太郎による国政の報告が行われた上記ア(イ)のセミナーへ参加す

るために利用したと説明されている（乙29）から、上記ア(イ)と同様、本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、タクシ一代1700円については、合計額がその額を上回る3枚の領収書（甲B34の4の3、5及び6）が提出され、上記セミナーへ参加するために利用したと説明されている（乙29）から、上記ア(イ)と同様、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(オ) したがって、調査旅費としての支出のうち13万3386円が本件使途基準に合致しない支出となる。もっとも、工藤光志議員は、金銭出納帳記載の調査旅費の合計金額34万8892円（甲B34の2の4）のうち、32万8749円を收支報告書に記載している（甲B34の1）ため、残りの2万0143円を收支報告書に計上していないものと認められる。

#### ウ 資料作成費

資料作成費として支出したとする資料印刷代及び会議録製本代2万6125円（甲B34の1）については、領収書（甲B34の5の1ないし3）が提出されているが、資料の印刷、製本、会議録製本はそれぞれの議員が視察、調査委員会、本会議での一般質問等での質疑に必要なものを作成しておくものであるとの説明がされており（乙29），専ら政務調査活動に係るものとはいえないから、これに係る分と他の議員活動に係る分を条理に従って各2分の1と按分するのが相当であり、1万3062円については本件使途基準に合致しない支出と認める。

#### エ 資料購入費

資料購入費として支出したとする3万2294円（甲B34の1）については、3万1284円分の領収書（甲B34の6の1ないし6）が提出されているところ、その差額1010円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出もないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合

理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

他方、書店等の領収書が発行されている3万1284円のうち、「全国農業新聞」購読料7200円（甲B34の6の4）については、議員としての調査研究活動に資する費用ということができるから、平成18年度分の経費といえない同年1月分から同年3月分までの購読料1800円は本件使途基準に合致しないが、残額の5400円を本件使途基準に合致する支出と認める。

その余の2万4084円のうち、りんごニュース購読料1万6500円については、領収書（甲B34の6の5）が提出され、議員としての調査研究活動に資する費用ということができ、原告らも同支出については違法性を主張していないから、本件使途基準に合致する支出と認める。その余の7584円については、領収書（甲B34の6の1ないし3及び6）が提出されているものの、その記載からは如何なる書籍を購入したか不明であり、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、資料購入費としての支出のうち1万0394円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### 才 広報費

広報費として支出したとする12万0260円（甲B34の1）のうち、合計9万1500円については、領収書（甲B34の7の6ないし8）が提出されているが、ただし書の記載もなく、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれるものの、3回にわたって開催された市政報告会における飲物代及び菓子代であると説明されていること（甲B34の1、甲B34の2の7、乙29）に照らせば、上記合計金額も社会通念上相当な範囲内であり、上記疑問に対する合理的な説明があるといえるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

また、同様に、その余の3万6840円についても、郵便料金並びに切手及び葉書代に係る領収書（甲B34の7の1ないし5）が提出されており、その記載からは如何なる用途のために使用されたか外形的に疑問がうかがわれるものの、上記市政報告会の案内文の郵送料であると説明され（乙29），合理的な説明があるといえるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

もっとも、工藤光志議員は、金銭出納帳記載の広報費の合計金額12万8340円（甲B34の2の4）のうち、12万0260円を收支報告書に記載している（甲B34の1）ため、残りの8080円を收支報告書に計上していないものと認められる。

#### カ 会議費

会議費として支出したとする6万0845円（甲B34の1）のうち4万2320円については、領収書（甲B34の8の1）が提出され、平成18年4月1日付けの市民との意見交換会に係る会場借上料及び茶菓子代と説明されているものの（甲B34の1），他方で、上記領収書記載の宛名及び作成者（甲B34の8の1）並びに金銭出納帳の摘要欄の記載（甲B34の2の10）からは、政経懇話会の会員15名が飲食店で飲食をしたとの外形的な疑問があり、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

その余の1万8525円については、ただし書に会場費と記載された領収書（甲B34の8の2）が提出され、同年12月17日付けの市民との意見交換会に係る会場借上料及び茶菓子代と説明されているものの（甲B34の1），同領収書記載の作成者（甲B34の8の2）及び金銭出納帳の摘要欄の記載（甲B34の2の10）から、政経懇話会の会員7名が飲食店で飲食をしたとの外形的な疑問があり、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出であると認める。

#### キ 人件費

人件費として支出したとするアルバイト代36万円（甲B34の1）については、領収書（甲B34の9の1ないし12）が提出されているものの、調査研究活動の資料の整理、意見交換会の意見の整理、新聞記事の切り抜きなどを行わせ、これに基づき市議会での一般質問や政策提案等の議会活動を行っていたと説明されている（乙29）から、専ら政務調査活動に係るものとはいはず、これに係る分とその他の議員活動に係る分を条理に従って按分し、各2分の1とするのが相当であり、18万円については本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、人件費としての支出のうち18万円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### ク 事務所費

事務所費として支出したとする事務所電話代2万0160円（甲B34の1）については、1万3504円分の領収書（甲B34の10の1ないし8）が提出されているところ、その余の6656円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

他方、領収書の提出されている上記1万3504円については、条理に従って政務調査活動分とその他の議員活動分に按分すべきであり、政務調査活動分を3分の1とするのが相当であるから、各月ごとにその3分の2を本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、事務所費としての支出のうち1万5657円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### ケ 雑費

雑費として支出したとする8976円（甲B34の1）については、い



ずれも領収書（甲B34の11の1ないし7）が提出されているものの、条理に従って按分し、政務調査活動分とその他の議員活動分を各2分の1とすべきであるから、上記8976円の2分の1である4488円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、雑費としての支出のうち4488円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### コ 小活

以上によれば、合計43万3832円が本件使途基準に合致しない支出となるが、上記イで説示した2万0143円及び上記オで説示した8080円は収支報告書に計上されておらず、また、27万3409円は工藤光志議員が自己負担したと認めることができる（甲B34の1）から、違法な支出額は13万2200円となる。

#### (33) 小山内稔（別表番号33）について

##### ア 調査旅費

(ア) 調査旅費として支出したとする44万4350円（甲B35の1）について検討する。

(イ) 台湾台北市における調査に係る費用13万5860円（甲B35の1）のうち、4000円については交通旅費と説明されている（乙30の1）が、支出を裏付けるに足りる資料の提出もないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

12万8150円については、領収書（甲B35の3の1）が提出され、台湾におけるりんごの販売事情に係る調査旅費であると説明されるとともに、調査活動をまとめた報告書（甲B35の3の6）が提出されているものの、同視察については吉田議員及び工藤良憲議員と同行しており（甲B35の3の6），前記(1)イ(エ)と同様、条理に従って按分し、

上記支出額の2分の1である6万4075円は本件使途基準に合致しない支出と認める。

その余の3710円については保険料として説明されており（甲B35の3の2），保険契約申込書（甲35の3の4）が提出されているものの，これのみをもって上記3710円が支出されたことを裏付けるには足らないから，本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ウ) 鹿児島市役所及び種子島への視察に係る費用19万9700円（甲B35の1）については，領収書（甲B35の3の7）が提出され，行政観光視察をしたとする（甲B35の1）ものの，前記(12)アイと同様，本件使途基準に合致しない支出と認める。

(エ) 新潟県立こども自然王国及び滋賀県立びわ湖こどもの国の視察に係る費用10万8790円（甲B35の1）のうち，旅費7万4250円（甲B35の3の26）については，これを上回る額である7万9630円の領収書（甲B35の3の21）が提出されているところ，当該施設の建設の経緯（建設前の土地の状態，建設計画時における自然保护団体との紛争の有無，総工費用）や現在の運営状況などの調査を目的とすると説明され（甲B35の3の9及び19），金沢泊の予定が変更になったことはうかがわれる（甲B35の3の12）ものの，具体的な日程や視察場所は明らかであり，調査研究活動との関連性につき外形的に疑問はうかがわれないから，本件使途基準に合致する支出と認める。また，同様に，領収書（甲B35の3の13及び14）が提出されている宿泊費合計1万4700円を本件使途基準に合致する支出と認める。

タクシ一代4340円（甲B35の3の15及び26），「柏崎～じょんのび村」とだけ記載された1260円（甲B35の3の22及び26），「弘前駅～自宅」とだけ記載された4000円（甲B35の3の26）については，いずれも支出を裏付けるに足りる資料の提出がない

など、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

食事代合計1万0240円（甲B35の3の26）については、既に説示したとおり、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(オ) したがって、調査旅費としての支出については29万1325円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### イ 資料購入費

資料購入費として支出したとする14万4873円（甲B35の1）のうち、支出を裏付けるに足りる資料が提出されていない1260円については、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

その余の14万3298円のうち、領収書（乙30の2）の提出されている東奥日報購読料3万6000円については、議員としての調査研究活動に資する費用ということができるから、本件使途基準に合致する支出と認める。

他方、振込書（甲B35の4の9）が提出されている住宅地図代4万0005円については、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

払込受領書（甲B35の4の6）が提出されている「車で行く日本の旅」と題するDVD代4万0115円（甲B35の1、甲B35の4の1）については、自宅において日本各地の名勝や観光施設等の現状や整備等を知り、弘前市の今後の在り方を考えるためという（甲B35の1）ものの、平成19年4月の選挙に立候補しないなか（前記前提事実）、任期満了直前の購入であり（甲B35の4の6），調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明はないから、本件使

途基準に合致しない支出と認める。

7冊の書籍購入代2万7493円については、書店を受取人とする振込金受領書（甲B35の4の7及び8）が提出されているものの、いずれも平成19年度の弘前市議会議員選挙に立候補をしなかった小山内稔議員が議員としての任期満了直前の平成19年3月22日に支出したものであることに照らすと、調査研究活動との関連性につき外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、いずれも本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、資料購入費としての支出のうち10万8873円が本件使途基準に合致しない支出となる。

#### ウ 小活

以上によれば、合計40万0198円が違法な支出額となる。

#### (34) まとめ

以上によれば、吉田議員らによる本件政務調査費の支出のうち、上記各違法支出額については、「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」（本件条例8条）の支出ということができないから、吉田議員らのうち違法な支出額が残存する議員は、不当に利得していると認められる上記各違法支出額と同額の金員を弘前市に返還すべき義務を負い、他方、弘前市は、当該議員らに対し、上記各違法支出額と同額の金員について不当利得返還請求権を有している。

### 3 爭点(2)（被告の不当利得返還請求権行使の懈怠の違法性）について

上記説示のとおり、政務調査費については、収支報告書の提出、会計帳簿の調整、領収書等の整理保管が議員に義務付けられているところ、整理保管が義務付けられた領収書等の資料に照らし、社会通念上市政に関する調査研究に資する適正な支出でないと認められる支出があることが本件訴訟の弁論終結時までに判明した以上、被告が不当利得返還請求をしないことは違法な懈怠に当た

るものというべきである。

なお、本件条例には、交付を受けた政務調査費に残余がある場合の返還義務を定めた規定（8条）はあるものの、その返還時期について明確に定めた規定はない。しかしながら、収支報告書の提出期限を定める本件条例の規定（7条1項及び2項）及びその趣旨に照らせば、本件条例は、残余金の返還時期については、確定期限（政務調査費の交付に係る年度の翌年度の4月30日）又は不確定期限（議員でなくなった日から30日以内）を定めているというべきであり、また、各議員が政務調査費として支出した金員が本件使途基準に合致しない違法なものである場合には、違法支出額に相当する残余金があるものと同視すべきであるから、政務調査費を違法に支出したことの理由とする不当利得返還請求権における附帯請求の起算日は、任期途中で議員でなくなった場合を除き、政務調査費の交付を受けた年度の翌年度の5月1日と認めるのが相当である。

#### 4 まとめ

以上によれば、違法な支出額が残存する上記議員らは、それぞれ、弘前市に対し、平成18年度分の政務調査費に係る前記認定の違法支出額と同額の不当利得返還義務を負うとともに、これに対する平成19年5月1日（平成18年度の翌年度の4月30日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負うというべきである。

よって、原告らの本件請求は、主文の限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法64条本文を適用して、主文のとおり判決する。

青森地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 浦野真美子

裁判官 武 田 正

裁判官 須 藤 隆 太

別紙

主文目録

- 1 被告は、吉田銀三に対し、11万8051円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 2 被告は、蒔苗幸男に対し、16万7387円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 3 被告は、藤田昭に対し、4万9367円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 4 被告は、柳田誠逸に対し、30万4228円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 5 被告は、山崎和也に対し、72万円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 6 被告は、宮本隆志に対し、9万5011円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 7 被告は、木村定光に対し、50万3974円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 8 被告は、一戸兼一に対し、57万7355円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 9 被告は、三上秋雄に対し、24万2490円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 10 被告は、小山内司に対し、12万5807円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 11 被告は、谷川政人に対し、31万2260円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 12 被告は、佐藤克晴に対し、32万5739円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。

- 13 被告は、佐藤博人に対し、56万0490円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 14 被告は、三上優一に対し、3002円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 15 被告は、嶋口正美に対し、3000円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 16 被告は、山崎隆穂に対し、1万6400円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 17 被告は、清野一栄に対し、3560円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 18 被告は、成田功一に対し、1万4600円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 19 被告は、木村恵美に対し、20万2440円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 20 被告は、石田豪に対し、17万7500円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 21 被告は、工藤良憲に対し、37万4179円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 22 被告は、三上惇に対し、37万0764円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 23 被告は、工藤力に対し、21万6284円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 24 被告は、下山文雄に対し、9万6491円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 25 被告は、藤田隆司に対し、9万7930円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。

- 26 被告は、福士博嗣に対し、72万円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 27 被告は、成田善一に対し、53万2492円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 28 被告は、高谷友視に対し、35万4476円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 29 被告は、工藤栄弥に対し、36万0164円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 30 被告は、町田藤一郎に対し、17万7107円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 31 被告は、工藤光志に対し、13万2200円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 32 被告は、小山内稔に対し、40万0198円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 33 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 34 訴訟費用は、これを5分し、その3を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

以上

別紙

請求の趣旨目録

- 1 被告は、吉田銀三に対し、56万2741円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 2 被告は、蒔苗幸男に対し、62万1816円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 3 被告は、藤田昭に対し、23万3001円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 4 被告は、柳田誠逸に対し、69万8968円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 5 被告は、山崎和也に対し、72万円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 6 被告は、宮本隆志に対し、66万4552円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 7 被告は、木村定光に対し、72万円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 8 被告は、一戸兼一に対し、71万1165円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 9 被告は、三上秋雄に対し、44万7240円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 10 被告は、小山内司に対し、54万7839円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 11 被告は、谷川政人に対し、58万4337円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 12 被告は、佐藤克晴に対し、44万8269円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。

- 13 被告は、佐藤博人に対し、64万4490円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 14 被告は、三上優一に対し、69万6913円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 15 被告は、嶋口正美に対し、70万0892円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 16 被告は、山崎隆穂に対し、71万4292円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 17 被告は、清野一栄に対し、55万3540円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 18 被告は、藤田鉄芳に対し、50万9940円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 19 被告は、成田功一に対し、71万2492円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 20 被告は、木村恵美に対し、37万9940円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員並びに6万4060円に対する同日から平成21年3月27日まで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 21 被告は、石田豪に対し、42万2200円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 22 被告は、工藤良憲に対し、68万6667円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 23 被告は、三上惇に対し、72万円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 24 被告は、工藤力に対し、62万3071円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。

- 25 被告は、下山文雄に対し、49万5343円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 26 被告は、藤田隆司に対し、19万5860円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 27 被告は、福士博嗣に対し、72万円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 28 被告は、成田善一に対し、72万円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 29 被告は、高谷友視に対し、72万円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 30 被告は、工藤栄弥に対し、70万0396円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 31 被告は、町田藤一郎に対し、71万8400円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 32 被告は、工藤光志に対し、69万8100円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 33 被告は、小山内稔に対し、58万9223円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。

以上

## 別表

番号	議員名	科目	内訳	支出日	支出額	書証No.	原告らの主張		裁判所の判断 本件使途基準に合致しない支出額
							違法支出額	理由	
1 吉田銀三	研究研修費	9/19~9/21札幌市、全国都市問題会議90,850							
		会議参加費	7月20日	10,000	B1の7の2 の6の1	10,000			0
		旅費： 65,800円(航空券 +宿泊代2泊分)+ジャン ボタクシ一代11,250円 (7/19,20,21)	6月30日	77,050	B1の7の2 の6の2	77,050	会議に参加したという実質を示す資料が示されていない。会議の前日 から宿泊するも、前日の日程は観光旅行にすぎない。		0
		海老元8人分6,720円	7月19日	840	B1の7の2 の7の1	840	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。		840
		コクミン薬局(カメラ代) 1,760	7月19日	220	B1の7の2 の7の2	220	目的不明の支出である。		220
		魚や一丁(食事) 9,600	H17.7.19	1,200	B1の7の2 の7の3	1,200	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。期間 外支出である。		1,200
		タクシ一代(つばめ自動 車)1,560	7月20日	195	B1の7の2 の7の4	195	行程表によれば、ホテルと会議会場間の移動は貸し切ったジャンボタ クシーによるとされているから、別途タクシーを利用した目的が不明で ある。		195
		タクシ一代(やまとタク シー)1,560	7月20日	195	B1の7の2 の7の5	195			195
		キリンピール園アーバン 店飲食代9名 10,800	7月20日	1,200	B1の7の2 の7の6	1,200	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。な お、何故9名なのかは不明である。		1,200
		自己負担分		-50		-50			-50
		小計		90,850		90,850	50円は自己負担しているが、全額が使途基準に合致しない。		3,800
		1/9~1/12大津市、輪島市第3回全国市議セミナー外 111,663							
		旅費	1月5日	80,275	B1の8の6 の1	80,275	議員引退直前の旅行であり、旅行先で入手したとする資料は示されて いるが、政務調査活動が実質行われたということが検証できる程度の 説明もされていない。		0
		セミナー参加費	12月27日	10,000	B1の8の6 の2	10,000	配布資料が示されているだけである。調査研究の実質があったことが 窺えない。		0
		小松空港昼食 4,650	1月9日	1,550	B1の8の6 の9	1,550	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。		1,550
		輪島ホテル代 19,500	1月9日	6,500	B1の8の6 の10	6,500	朝食付きの宿泊費である。山崎和也宛のもので本人宛の領収書では ない。		0
		輪島夕食代 29,500	1月9日	9,833	B1の8の6 の6	9,833	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。		9,833
		夕食会場～ホテル タク シ一代	1月9日	620	B1の8の6 の8	620	目的外支出である。		413
		有料道路 1,550	1月9日	516	B1の8の6 の5	516	目的不明の旅行に係る支出である。		0

## 別表

	輪島昼食 3,900	1月10日	1,300	B1の8の6 の4	1,300	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。	1,300
	輪島キリコ会館入場料 1,290	1月10日	430	B1の8の6 の7	430	どのような調査が行われたのか不明である。	430
	和倉温泉 31,826	1月11日	10,609	B1の8の6 の11	10,609	山崎和也宛の領収証である。コンパニオン代を含む宴会費用であり、使途基準に合致しない。	10,609
	差額分(喫茶代) 164		55	B1の8の6 の3	55	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。	55
	自己負担分		-10,025		-10,025		-10,025
	小計		111,663		111,663		14,165
	科目合計		202,513		202,513		17,965
調査旅費	10/6~10/7岩泉町農林業行政調査 17,000						
	ホテル龍泉洞愛山	10月6日	8,400	B1の9の3	8,400	1泊2食付きの宿泊料金であるが、食事代は個人的な支出である。	0
	不明	不明	8,600	B1の9の2	8,600	支出を裏付ける領収証が示されていない。行程表には「4食8,600」のメモ書きがあるが、これは個人的な支出である。行程表のほか岩泉町に係る資料は示されているが、調査研究の実質があつたことを示す資料は示されていない。	8,600
	小計		17,000		17,000		8,600
調査旅費	10/9~10/11青梅市、藤沢市病院経営救急センター調査 60,350						
	旅費	9月28日	51,925	B1の10の2	51,925	2つの病院の入手資料はあり、藤沢市民病院の資料には9行のメモ書きが確認できるが、青梅市立病院の資料にはメモ書きすらない。	0
	不明	不明	8,425	B1の10の1	8,425	行程表に「7食8,400」のメモ書きがある。食費であれば個人的な支出である。支出があつたことが客観的に検証できない。	8,425
	小計		60,350		60,350		8,425
調査旅費	1/17~1/20台湾台北市りんご販売事情調査 128,150						
	旅費	1月10日	128,150	B1の11の1	128,150	(財)青森県りんご協会会长名による「海外研修参加費」領収書である。実際の旅行は1/23~26に行われたことが窺える。日程表によれば日程の大半が観光に充てられており、当該旅行に向けての事前調査が行われたということも窺えない。示された資料にはメモ書きさえなく、吉田議員によってどのような調査が行われたのか不明である。	64,075
	小計		128,150		128,150		64,075
	2/15~2/16むつ市、東通村小中学校教育問題 農作物獣害対策調査 16,442						
	昼食代	2月15日	1,500	B1の12の4	1,500	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。	1,500
	宿泊代	2月15日	9,800	B1の12の5	9,800	議員引退直前の旅行であり、政務調査活動の実質がない。	0
	昼食代	2月16日	1,500	B1の12の6	1,500	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。	1,500
	レンタカーダ	2月17日	4,000	B1の12の7	4,000	議員引退直前の旅行であり、政務調査活動の実質がない。	0
	軽油代	2月17日	1,142	B1の12の8	1,142	同上	0

## 別表

	自己負担分	-1,500		-1,500		-1,500
	小計	16,442		16,442	訪問先での入手資料や報告書が示されているが、吉田議員において弘前市政との関係でどのような問題意識を持って参加したのか不明である。議員引退直前の旅行であり、調査内容が議会活動に反映された形跡が認められない。	1,500
	科目合計	221,942		221,942		82,600
資料購入費	第一法規 37,270	11月29日	20,870	B1の13の4	20,870 何を購入したのか不明であり、市政との関わりも検証できない。	0
		H19.3.29	16,400	B1の13の6	16,400 任期満了直前の購入である。	16,400
	全国農業新聞 7,200	7月27日	3,600	B1の13の2	3,600 市民から相談を受けるのでそのために購読しているから目的外支出である。購読期間は18/1～18/6であり、1月～3月は期間外支出である。	1,800
		1月29日	3,600	B1の13の7	3,600 市民から相談を受けるのでそのために購読しているから目的外支出である。	0
	現代農業 9,600	1月22日	9,600	B1の13の11	9,600 同上。「07年2月号 * 724より12号分」であれば、10号分は期間外支出である。	8,000
	むつ新報 31,200	不明	31,200	B1の13の3	31,200 示された領収書はH19.3分だけである。	28,600
	ブリタニカジャパン 9,900	8月11日	9,900	B1の13の5	9,900 何を購入したのか不明であり、市政との関わりも検証できない。	0
	教育公論社 22,116	8月11日	33,180	B1の13の10	33,180	0
	教育新聞社 21,000	8月11日	15,750	B1の13の8	15,750 同上	0
		11月29日	31,500	B1の13の9	31,500	0
	自己負担分	-37,314		-37,314		-37,314
	科目合計	138,286		138,286		17,486
	総計	562,741		562,741		118,051
2 藤苗幸男 研究研修費	4/12～14自治体議会学会(東京)102,420円					
	旅費(フラワー観光)	H18.3.28	52,580	B2の4の3の1	52,580 前年度支出である。	0
	参加費(自治体議会政策学会)	H18.3.22	35,840	B2の4の3の4,5	35,840 同上	840
	「空航往復」とただし書きのある支出	4月14日	10,000	B2の4の3の3	10,000 目的不明の支出である。	0
	使途不明分	不明	4,000		4,000 支出されたことが確認できない。	4,000
	小計		102,420		102,420	4,840
	7/12～14自治体議会学会97,765円					
	旅費(フラワー観光)	7月3日	53,925	B2の5の3の4	53,925 本件旅行と弘前市政との関わりが不明である。単に議員としての素養を高めるために参加したものである。	0
	「独孤～駅往復」と但し書きのある支出	7月12日	4,000	B2の5の3の1	4,000 公共交通機関による交通費を計上すべきである。	0
	参加費(自治体議会政策学会)	6月5日	35,840	B2の5の3の2,3	35,840 本件旅行と弘前市政との関わりが不明である。単に議員としての素養を高めるために参加したものである。一般的な議員活動である。	840
	使途不明分	不明	4,000		4,000 支出されたことが確認できない。	4,000
	小計		97,765		97,765	4,840

## 別表

7/20~22全国都市問題会議(札幌市)101,050円						
旅費(フラワー観光)	6月30日	77,050	B2の6の2 の1	77,050	立法趣旨に合致しない支出である。	0
会議参加費	7月20日	10,000	B2の6の2 の2	10,000	同上	0
「航空往復」とただし書き のある支出	7月19日	10,000	B2の6の2 の3	10,000	目的外支出である。	0
食事代(海老元)6,720円8 名分	7月19日	840	B2の6の2 の5	840	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。	840
カメラ代(コクミン薬局) 1,760円8名で按分	7月19日	220	B2の6の2 の6	220	都市問題会議参加とカメラ購入の関係が不明であり、目的外支出である。	220
食事代(魚や一丁)9,600 円8名分	H17.7.19	1,200	B2の6の2 の7	1,200	食卓料は個人的な費用である。期間外支出である。	1200
タクシ一代(つばめ自動 車)1,560円 8名で按分	7月20日	195	B2の6の2 の8	195	目的不明の支出である。	195
タクシ一代(やまとタク シー)1,560円 8名で按分	7月20日	195	B2の6の2 の9	195	同上	195
飲食代(キリンビール園新 館アーバン店)10,800円 9名で按分	7月20日	1,200	B2の6の2 の10	1,200	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。	1200
使途不明分	不明	150		150	支出されたことが確認できない。	150
小計		101,050		101,050		4,000
1/9~11全国市町村国際会議(大津市)111,775円						
旅費(フラワー観光)	H19.1.5	80,275	B2の7の2 の11	80,275	立法趣旨に合致しない支出である。	0
会議参加費	12月27日	10,420	B2の7の2 の1	10,420	同上	0
「航空往復」とただし書き のある支出	H19.1.10	10,000	B2の7の2 の2	10,000	目的外支出である。	0
食事代(やぶ新橋)3,900 円 3名分	1月9日	1,300	B2の7の2 の3	1,300	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。	1,300
通行料 1,550円	1月9日	350	B2の7の2 の4	350	意味不明な支出である。	0
津志万 29,500円 3名	1月9日	9,833	B2の7の2 の5	9,833	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。	9,833
不明な支出 1,290円 3 名	1月10日	430	B2の7の2 の6	430	意味不明な支出である。	430
タクシ一代(港タクシー) 620円 3名	1月9日	207	B2の7の2 の7	207	同上	0
食事代(エアポート)4,650 円 3名	1月9日	1,550	B2の7の2 の8	1,550	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。	1,550
自己負担分		-2,590		-2,590		-2,590

## 別表

	小計	111,775		111,775		10,523			
	科目合計	413,010		413,010		24,203			
資料購入費	東奥日報(4月～3月)36,000円	不明	36,000	36,000	支出を確認できる資料がない。	36,000			
	読売新聞(8月～3月)24,056円	不明	24,056	B2の8の1 ～7	24,056	H18.9～H19.3分購読料に係る領収書は示されているが、支出日を確認できない。なお、8月分の領収書は示されていない。			
	教育公論社(4月～3月)41,580円	H18.3.15	41,580	B2の8の10	41,580	期間外支出である。			
	全国農業新聞7,800円	7月31日	3,600	B2の8の8	1,800	H18.1～3は期間外支出である。			
		12月27日	4,200	B2の8の9	0				
	農業新聞(農協)8,980円	不明	8,980	B2の1	8,980	支出を確認できる資料がない。			
	新弘前住宅地図15,000円	9月20日	15,000	B2の8の13	0				
		5月18日	5,460	B2の8の11	0				
	書籍(行政用語)32,760円	5月13日	27,300	B2の8の12	27,300	調査研究活動との関係が不明な支出である。			
	科目合計		166,176		139,716				
事務所費	@9,870×7月分(4～10月)パソコンリース代		69,090	B2の9	69,090	当初の契約金額が345,450円と高額である。商品名について「パーソナルコンピュータホリ」とされている。設置場所は自宅住所地にある「藤苗幸男事務所」となっており政務調査活動専用に使用されたものとは考えにくい。事実、「平成18年度弘前市議会政務調査費収支報告書」と題する書面は手書きのものであり、議員活動にさえ使用されていなかつたものと推認される。なお、支出されていることを確認できる資料が示されていない。	51,817		
	科目合計		69,090		69,090		51,817		
	総計		648,276		621,816		167,387		
3 藤田昭	研究研修費	特養ホームつがる三和会研修会		不明	5,000	B4	5,000	支出されたことを確認できない。「福祉関係に关心があり」参加した研修会であるとするが、それだけの理由であれば使途基準に合致した支出であると言えない。	5,000
		合計			5,000		5,000		5,000
調査旅	第68回全国都市問題会議(札幌市)90850円								
	会議参加費	7月20日	10,000	乙3の2(1)	10,000	会議に参加したという実質を示すも資料が示されていない。前泊する		0	
	旅費(フラワー観光)	6月30日	77,050	乙3の2(2)	77,050	も、その日程は観光である。		0	
	海老元8人分6,720円	7月19日	840	乙3の2(3) ①	840	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。		840	
	コクミン薬局(カメラ代) 1,760	7月19日	220	乙3の2(3) ②	220	何のためにカメラが必要であったのか目的が不明である。使用実績についても説明されていない。		220	
	魚や一丁(食事) 9,600	H17.7.19	1,200	乙3の2(3) ③	1,200	個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。期間外支出である。		1,200	
	タクシー代(つばめ自動車)1,560	7月20日	195	乙3の2(3) ④	195	行程表によれば、ホテルと会議会場間の移動はジャンボタクシー利用		195	

## 別表

会費	タクシーデ(やまとタクシー)1,560	7月20日	195	乙3の2(3) ④	195	となっている。目的が不明である。	195
	キリンビール園アーバン店飲食代9名 10,800	7月20日	1,200	乙3の2(3) ⑤	1,200	食卓料は個人的な費用であり議員報酬で賄うべき支出である。なお、何故9名なのは不明である。	1,200
	自己負担分		-50		-50		-50
	小計		90,850		90,850		3,800
	市内まわり・りんご園地まわり調査ガソリン代5692円						
	不明	5,692	B4	5,692	支出があつたことを確認できる資料が示されない。	5,692	
	小計	5,692		5,692		5,692	
	科目合計	96,542		96,542		9,492	
	会議録製本7,500円	8月24日	7,500	乙3の4	7,500	何を製本したのか、政務調査活動との関係が検証できない。	7,500
	科目合計	7,500		7,500		7,500	
資料費	読売新聞36,084円	H21.2.26	36,084	乙3の3(1)	36,084	期間外支出である。	0
	陸奥新報31,200円	毎月20日	31,200	B4の3の3 ~7	31,200	示された領収書は4月～8月分であり、残りの支出が確認できない。議員になる以前から購読していたものに便宜的に政務調査費を充当したものである。	18,200
	東奥日報36,000円	4月25日	36,000	乙3の3(2)	36,000	1年分購読料を一括して支出したとしても、いつ支出したものであるか検証できない。議員になる以前から購読していたものに便宜的に政務調査費を充当したものである。	0
	りんごニュース11,500円	H18.4.25	11,500	B4, 乙3の3(3)	11,500	「会員費」支出であるばかりでなく、領収書の日付によれば期間外支出である。	0
	書籍代5,315円	9月5日	3,360	乙3の5	3,360	政務調査活動のために購入したことが確認できない。	3,360
	不明		1,955		1,955	支出があつたことを確認できる資料が示されない。	1,955
	科目合計	120,099		120,099		23,515	
会議費	茶菓子代3,860円	不明	3,860	B4	3,860	支出があつたことを確認できる資料が示されない。	3,860
	科目合計		3,860		3,860		3,860
	総計	233,001		233,001		49,367	
柳田誠逸	第68回全国都市問題会議(札幌市)平成18年9月19日～21日 旅費77,050円参加費10,000円食費3,850円						
	旅費(フラワー観光)	6月30日	77,050	B5の3の2	77,050	全国都市問題会議に参加したことを裏付ける資料が一切示されていない。会議参加費を支払っただけで、調査研究活動を行ったという実質が窺えない。	0
	会議参加費	7月20日	10,000	B5の3の3	10,000		0
	食事代(魚や一丁)8名 9,600円	H17.7.19	1,200	B5の3の4	1,200	食事代は個人的支出である。期間外支出である。	1,200
	お食事代(海老元) 8名 6,720円	7月19日	840	B5の3の5	840		840

## 別表

	飲食代(キリンビール園新館アーバン店)9名10,800円	7月20日	1,200	B5の3の6	1,200	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。	1,200
	不明分	不明	610		610	支出があつたことが客観的に確認できない。	610
	科目合計		90,900		90,900		3,850
調査旅費	「農業を変えたい」有機農業推進研究大会 平成18年8月7日～9日ワタミファーム本社(太田区)旅費・宿泊費 87,700.-						
	航空券及び宿泊費	7月26日	87,700	B5の8の2	87,700	政務調査活動の実質がない。	0
	科目合計		87,700		87,700		0
資料作成費	「高齢者福祉の現状と介護を考える」印刷代130部@ 210.-						
	「印刷代として」有ささき	4月15日	27,300	B5の4の2	27,300	議員としての活動以外の目的の支出である。	0
	科目合計		27,300		27,300		0
資料購入費	資料及び図書						
	現代農業16,800	6月23日	9,600	乙4の3(1)	9,600	2006年7月号より12号分であるが、3号分は期間外支出である。	2,400
		7月23日	3,600	乙4の3(2)	3,600	「山・川・海の遊び仕事」より4号分。増刊は06年8月、11月、07年2月、5月に発行されている。07年5月分は期間外である。	0
		不明分	3,600		3,600	支出を確認できる資料が示されていない。	3,600
	全国農業新聞30,358	各月	30,358	B5の5の7～17	30,358	H18.3.28支出分2429円が含まれている。農協の正組合員であり、自身の職業のために購読しているものである。	2,550
	「地上」「家の光」15,715	各月	15,715	同上	15,715	H18.3.28支出分である562円及び572円が含まれている。	1,190
	科目合計		62,873		62,873		9,740
広報費	議会報告書作成費						
	4月20日31,500(100部)	4月20日	31,500	B5の6の3	31,500	控をとっているはずであるが、示されていない。何の「報告書」を印刷したのか検証できない。	0
	7月1日25,200(80部)	7月20日	25,200	B5の6の2	25,200		0
	科目合計		56,700		56,700		0
会議費	地域住民と語る会ジュース、お菓子代31,500	4月11日	15,750	B5の7の2	15,750	「品代」としか記載されていない。会議が行われたということを示す資料もない。	0
		10月25日	15,750	B5の7の3	15,750	「ジュース、おかし代」の支出とされる。会議が行われたということを示す資料もない。	0
	みかん13,000	12月7日	13,000	B5の7の4	13,000	「品代」としか記載されていない。会議が行われたということを示す資料もない。事務所で開催したという会議であることを考慮すると、購入したミカンの数が多くすぎであり、不自然である。	0
	コピ一代21,934.- 4月、10月、12月	12月29日	21,934	B5の7の5	21,934	4月、10月及び12月の3回会議を行っているとしているが、コピ一代支出がまとめて12月に行われているのは極めて不自然。	0
	科目合計		66,434		66,434		0
	事務所賃貸料25,000×	4月20日	150,000	B5の9の2	150,000	生計を一にする妻への賃借料支出である。自身の生活費への環流で	150,000

## 別表

	12=300,000	10月20日	150,000	B5の9の3	150,000	ある。	150,000
電気料37,629	16,187	4月11日	0	B5の9の4	0		0
		4月28日	5,346	B5の9の5			1,810
		5月31日	5,456	B5の9の6			2,728
		7月24日	5,368	B5の9の7			3,578
		不明	3,915	B5の9の7			2,610
		12月15日	2,311	B5の9の8			1,540
			1,885	同上			1,256
			1,807	B5の9の9	1,807		1,807
		不明	1,853	B5の9の10	1,853		1,853
			2,518	B5の9の11	2,518	事務所宛の請求であるが、支出されたことが確認できない。	2,518
			2,254	B5の9の12	2,254		2,254
			4,853	B5の9の13	4,853		4,853
			63		63		63
	小計		37,629		29,535		26,870
事務所費	20,087	5月8日	2,719	B5の9の14			1,812
		6月5日	2,719	B5の9の15			1,812
		7月5日	2,727	B5の9の16			1,818
		8月7日	2,773	B5の9の17			1,848
		9月5日	2,719	B5の9の18			1,812
		10月5日	2,719	B5の9の19			1,812
		11月6日	2,737	B5の9の20			1,824
		12月5日	2,719	B5の9の21			1,812
		1月5日	2,719	B5の9の22			1,812
		2月6日	2,719	B5の9の23			2,719
		3月6日	2,861	B5の9の24			2,861
		4月5日	2,780	B5の9の25	2,780	期間外支出である。	2,780
	小計		32,911		22,867		24,722
	電気工事料68,000	平成18年 12月	68,000	B5の9の26	68,000	使途基準に合致しない。	68,000
灯油37,013	12月5日	11,873	B5の9の27	7,915	按分計上すべきであり、3分の2が使途基準に合致しない。		5,936
		2月28日	25,140	B5の9の28	25,140	但書きが空欄であり、何を購入した代金なのか検証できない。	12,570
	小計		37,013		33,055		18,506
	科目合計		475,553		453,457		438,098
	総合計		867,460		845,364		451,688
	自己負担分		-147,460		-147,460		-147,460
	総計		720,000		697,904		304,228
5 山 崎 和 生	研究 研修	市内研修会参加	不明	78,000	B6	78,000	78,000

## 別表

	費	科目合計	78,000		78,000		78,000
	調査旅費	ガソリン代(総額の2割5分), 7月4日~7日高知・高松・姫路, 7月21日~24日斜里町, 8月19日東京, 11月24日青森, 1月9日~12日輪島・全国町村国際文化研究所	不明	375,536	B6	375,536	375,536
		科目合計	375,536		375,536		375,536
	資料作成費	パソコン記憶メディア等	不明	11,862	B6	11,862	11,862
		科目合計	11,862		11,862		11,862
	資料購入費	新聞(陸奥新報)2600円×12 図書購入	不明	95,635	B6	95,635	95,635
		科目合計	95,635		95,635		95,635
	雑費	インターネット接続基本料, インターネットカフェ利用料, 事務用品購入	不明	196,223	B6	196,223	196,223
		科目合計	196,223		196,223		196,223
		自己負担分		-37,256		-37,256	-37,256
		総計		720,000		720,000	720,000
6	宮本隆志	7/19~7/21札幌市, 全国都市問題会議90, 900					
	研究研修費	会議参加費	7月20日	10000	B7の3の4	10000	0
		旅費: 77,050円(フラワー観光)	6月30日	77050	B7の3の3	77050	0
		海老元8人分6,720円	7月19日	840	B7の3の8	840	840
		コクミン薬局(カメラ代)1,760	7月19日	220	B7の3の7	220	220
		魚や一丁(食事) 9,600	H17.7.19	1,200	B7の3の9	1,200	1,200
		タクシ一代(つばめ自動車)1,560	7月20日	195	B7の3の11	195	195
		タクシ一代(やまとタクシー)1,560	7月20日	195	B7の3の12	195	195
		キリンビール園アーバン店飲食代9名 10,800	7月20日	1,200	B7の3の10	1,200	1,200
		科目合計		90,900		90,900	3,850
		10/31~11/2多治見市, 郡上市視察84,020円					

## 別表

調査旅費	航空券代及びJR乗車券代、宿泊代	10月19日	61,965	B7の3の14	61,965	政務調査活動の実質があることが示されない。	0
	私鉄等	不明	4,740	B7の3の19	4,740		0
	宿泊費(郡上八幡ホテル)	不明	13,750	同上	13,750	支出を確認できる資料がない。	13,750
		不明	3,565		3,565	同上	3,565
	科目合計		84,020		84,020		17,315
資料購入費	書籍代(住宅地図等)22,817円	4月16日	5,219	B7の3の46	5,219	但書き欄には「書籍代として」とだけ記載されており、政務調査活動との関連が窺えない。	0
		7月31日	1,428	B7の3の47	1,428	同上	0
		11月1日	1,050	B7の3の48	1,050	但書き欄には「ブックレット No.9」とだけ記載されており、政務調査活動との関連が窺えない。	0
		3月26日	15,120	B7の3の49	15,120	弘前市の合併が行われてから1年以上経過している。任期満了直前の購入は、選挙目的のためであるとしか言いようがない。	15,120
	東奥日報		36,000	B7の3の32～43	36,000	領収書は示されているが、それらの支出がいつ為されたものであるか客観的に検証できない。本件政務調査費の期間内のものであるか不明である。議員になる以前から購読していたものに便宜的に政務調査費を充当したものである。	0
	陸奥新報		31,200	B7の3の20～31	31,200	「6月分紛失」とあり、その他の領収書は示されているが、それらの支出がいつ為されたものであるか客観的に検証できない。本件政務調査費の期間内のものであるか不明である。議員になる以前から購読していたものに便宜的に政務調査費を充当したものである。	2,600
	全国農業新聞	7月24日	1,800	B7の3の44	0	H18.4～6	0
		1月11日	3,600	B7の3の45	0	H18.7～12	0
		不明	1,800	乙5の2(2)	1,800	H21.3.16付再発行領収書は示されているが、支出が行われた日付は不明のままである。	0
	科目合計		97,217		91,817		17,720
広報費	報告書印刷代231,000円	10月17日	231,000	B7の3の50, 乙5の2(1)	231,000	再発行された領収書によって報告書印刷代として支出されたことは確認されるが、自身の選挙目的に作成されたものである。	0
	郵送代96,245円	不明	20,000	B7の3の51	20,000	葉書購入代金と思料される。宮本議員の筆跡と思料される「18年8月」のメモ書きはあるが、支出が実際行われた日付印が押印されていない。記載されている金額の筆跡と弘前郵便局と書かれた筆跡が異なり、極めて不自然である。	0
		10月5日	71,685	B7の3の52	71,685	@75×781, @90×107, @120×29の合計金額であるが、何を郵送したのか不明である。	0
		7月3日	3,600	B7の3の53	3,600	50円切手72枚分の代金であるが、目的不明の支出である。	0
		5月18日	960	B7の3の54	960	80円切手12枚分の代金支出であるが、目的不明の支出である。	0
	科目合計		327,245		327,245		0

## 別表

会議費	市政について語る会(茶菓代) 11,800円	8月27日	11,800	B7の3の55	11,800	「市政を語る会」が開催されたということを検証できる資料が示されない。領収証には「品代として」とだけしか記載されておらず、何を購入したものであるかも不明である。	0
	科目合計		11,800		11,800		0
事務所費	事務所賃借料120,000円	4月15日	60,000	B7の3の56	40,000	事務所前には「宮本隆志後援会」の看板が設置されている。按分して計上すべきであり3分の2は目的外支出である。	40,000
		10月13日	60,000	B7の3の57	40,000		40,000
	小計		120,000		80,000		80,000
	事務所電話代23,003円	4月27日	2,645	B7の3の62	2,645	「平成18年3月分」電話料である。期間外支出である。	2,645
		5月27日	2,541	B7の3の63	1,694	後援会事務所にかかる電話料支出であるが、使用実態に即しで按分し、3分の2が目的外支出である。	1,694
		不明	3,066	B7の3の64	2,044	同上	2,044
		7月10日	2,520	B7の3の65	1,680	同上	1,680
		9月4日	2,520	B7の3の66	1,680	同上	1,680
		10月5日	2,564	B7の3の67	1,709	同上	1,709
		H19.1.18	2,606	B7の3の68	1,737	同上	1,737
		H19.3.5	2,520	B7の3の69	1,680	同上	1,680
		H19.4.2	2,021	B7の3の70	2,021	H19.3分であるが、支出日が期間外である。	1,347
		小計	23,003		16,891		16,216
	科目合計		143,003		96,891		96,216
雑費	事務用品、消耗品11,808円	9月23日	2,505	B7の3の58	1,670	後援会事務所にかかる支出であるが使用実態に即し、3分の2が目的外支出である。	1,252
		6月28日	1,978	B7の3の59	1,319		989
		9月27日	3,860	B7の3の60	2,573		1,930
		9月21日	3,465	B7の3の61	2,310		1,732
	科目合計		11,808		7,872		5,903
合計			765,993		710,545		141,004
	自己負担分		-45,993		-45,993		-45,993
	総計		720,000		664,552		95,011
木村定光	研究研修費	18年6月6日新和地区体育文化交流センター 講師謝金(交通費含む)茶菓代、講師2名	不明	38,500	B8	38,500 支出されたことを確認できる資料が示されない。	38,500
		科目合計		38,500		38,500	38,500
	北海道(18年7月25日～27日室蘭市役所等)110,550円						
	交通費	7月12日	84,220	乙6の1 (1), (4)	84,220	行程表は示されているが、訪問目的も不明であり、政務調査活動が行われたということを示す資料が一切示されていない。	0
			19,950		19,950		0
			5,040		5,040		5,040
			1,340		1,340		0
			小計		110,550		5,040
	仙台(18年8月29日～30日仙台市博物館)						
	JR仙台フリー切符		19,000		19,000	訪問目的も不明であり、調査研究活動を行ったという事実を推認でき	9,500

## 別表

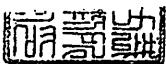
調査旅費	タクシー代		15,600		15,600	る資料が全く示されていない。	7,800
	宿泊費ホテルメトロポリタン仙台		17,010	乙6の1(2), (6)	17,010	弘前市議員報酬・費用弁償等の額及びその支給方法条例においては、甲地方14,800円、乙地方13,300円となっているから、その額を上回る分は違法である。調査研究活動を行ったという事実を推認できる資料が示されていない。	8,505
	瑞鳳殿入場料		700		700		700
	瑞鳳殿入場料		550		550		550
	仙台市博物館入館料		400		400		400
	瑞巖寺拝観料		700		700		700
	傷害保険、企画料金		840		840	目的外支出である。	420
	小計		54,800		54,800		28,575
	科目合計		165,350		165,350		33,615
作成料費	印刷製本代(ナカジマ印刷)	11月10日	48,000	乙6の3(2)	48,000	「印刷代」とだけ但書きに記載されている。何を印刷したのか検証できない。	48,000
	科目合計		48,000		48,000		48,000
資料購入費	東奥年鑑	12月10日	14,850	乙6の2(8)	14,850	東奥年鑑は5,250円である。残り9,600円の支出は何を購入したのか全く不明である。東奥年鑑購入費が本件使途基準に合致するとはいえない。	14,850
	東奥日報	不明	12,000	乙6の2(1)~(4)	12,000	領収書は4か月分だけ示されたが、支出がいつなされたか検証できない。政務調査活動を行う上で、期間を限定して購読したことがどのような意味をもつのか説明されない。単に支出しただけとも解される。	0
	陸奥新報	不明	7,800	乙6の2(5)~(7)	7,800	領収書は3か月分だけ示されたが、政務調査活動を行う上で、期間を限定して購読したことがどのような意味をもつのか説明されない。単に支出しただけとも解される。	0
	住宅地図(弘前・岩木・相馬)	H19.1.10	39,000	乙6の2(9)	39,000	任期満了直前の購入であり、選挙目的である。	39,000
	使途不明分		24,000		24,000	支出が確認できない。	24,000
	科目合計		97,650		97,650		77,850
広報費	報告書印刷代(ナカジマ印刷) 125,000円	9月20日	125,000	乙6の3(1), (3)	125,000	「2002年全国選抜ゲートボール大会の補助金の疑わくがもたれましたのでそのチラシを市民に配りました」というのであれば本件使途基準に合致しない。	125,000
	科目合計		125,000		125,000		125,000
会議費	18年6月10日(木村家具センター)		0		0	支出があつたことが確認できない。会議が実際に開催されたことが客観的に検証できない。	0
	18年7月3日(木村家具センター) 大井商店	7月3日	28,600	乙6の4(2)	28,600	会議が実際に開催されたことさえ客観的に検証できない。	28,600
	18年7月17日(木村家具センター) 大井商店	7月17日	26,300	乙6の4(1)	26,300		26,300

## 別表

	不明分		4,656		4,656 支出を確認できない。		4,656
	科目合計		59,556		59,556		59,556
人 件 費	アルバイト料3,500×1	7月17日	3,500	乙6の5(1)	3,500	但書きには「手伝い」との記載があるが、目的不明である。領収証発行者の住所もきちんと記載されていない。	1,750
	アルバイト料3,000×1	7月17日	3,000	乙6の5(6)	3,000	但書きには「運搬料」との記載があるが、目的不明である。領収証発行者の住所もきちんと記載されていない。	1,500
	アルバイト料5,000×10	7月3日	5,000	乙6の5(2)	5,000	但書きには「手伝い」との記載があるが、目的不明である。領収証発行者の住所もきちんと記載されていない。	2,500
		9/26,9/27, 9/28	15,000	乙6の5(3)	15,000	何のチラシを配布したのか目的不明である。「2002年全国選抜ゲートボール大会の補助金の疑わくがもたれましたのでそのチラシを市民に配りました」というのであれば使途基準に合致しない。領収証発行者の住所もきちんと記載されていない。	15,000
		10/15,10/ 16,10/17	15,000	乙6の5(4)	15,000	同上	7,500
		9/26,9/27, 9/28	15,000	乙6の5(5)	15,000	同上	15,000
	科目合計		56,500		56,500		43,250
事 務 所 費	電話料金72,196円の一部		21,000	-	21,000	電話料支出を示す資料が示されていない。計上している金額の根拠が不明である。	21,000
	科目合計		21,000		21,000		21,000
雜 費	ガソリン代1年分135,324円(内82,000円調査費用)		82,000	乙6の6(1) ~(48)	82,000	乙6の6(3), (7), (8), (11)~(19), (21), (27), (32), (34), (35), (37)~(39), (42), (44)~(46), (48)の分の計76,852円はそもそも何を購入したのか不明である。また、(29), (30)はそれぞれつがる市柏、青森市のガソリンスタンドの領収書で、何故、その地で給油が必要であったのか、目的不明である。 なお、木村議員は視力が極めて弱いと言いながら、車を運転していたのだろうか。これらガソリン代支出と政務調査との関連が不明である。	48,169
	小計		82,000		82,000		48,169
	事務用品34,820円	7月18日	34,820	乙6の6(49)	34,820	目的外支出である。	17,410
	科目合計		116,820		116,820		65,579
	自己負担分		-8,376		-8,376		-8,376
	総計		720,000		720,000		503,974
8 一 戸 兼 一 研 究 研 修 費	全国都市問題会議(札幌市2泊3日 7/20~7/21) 研修費(10,000円)旅費(57,300円)						
	会議参加費	7月20日	10,000	B9の3の57	10,000	参加すれば当然のごとく入手しているであろう資料も示されない。政務調査活動の実質があったといえない。	0
	旅費・宿泊費	7月4日	57,300	B9の3の56	57,300	政務調査活動の実質があったといえない。	0

## 別表

	科目合計		67,300		67,300		0
調査旅費	ガソリン代(月平均20L)	12月28日	33,600	B9の3の3	33,600	額面43,200円の領収書には「コピー、ガソリン代として」の但書きがあるが、その内訳は不明である。大半が目的外支出である。	8,400
	科目合計		33,600		33,600		8,400
資料作成	コピーダイ(月平均200枚)	12月28日	24,000	B9の3の3	24,000	43,200円のうち33,600円が上記ガソリン代だとすれば、コピーダイは差額9,600円となるが、説明と符合しない。計上金額の根拠が曖昧である。	6,000
	科目合計		24,000		24,000		6,000
その他新聞 3,100円	トウオウニッポウチョウカン	H19.3.23	100	B9の3の14	100	「新聞の切り抜き(毎日7紙)を毎日行っており、その中でも重要なものはコピーをして分野別にファイルしている」(甲B9の2)との説明との整合性が無い。個人的な購読のための支出である。	0
	同上	H19.3.8	100	B9の3の15	100		0
	同上	H19.3.27	100	B9の3の16	100		0
	シンブン	H19.1.28	130	B9の3の17	130		0
	トウオウニッポウチョウカン	H19.1.25	100	B9の3の18	100		0
	アサヒシンブン チョウカン	H19.1.27	130	B9の3の19	130		0
	シンブン	H19.1.16	100	B9の3の20	100		0
	シンブン		130	同上	130		0
	シンブン @140×3	H19.1.1	420	B9の3の21	420		0
	シンブン		110	同上	110		0
	シンブン @130×2	H18.12.15	260	B9の3の22	260		0
	シンブン50エン	H18.11.13	50	B9の3の23	50		0
	シンブン100エン	H18.10.2	100	B9の3の24	100		0
	シンブン50エン	H18.9.12	50	B9の3の25	50		0
	シンブン100エン2ヶ	H18.9.6	200	B9の3の26	200		0
	シンブン140エン	H18.8.11	140	B9の3の27	140		0
	シンブン100エン	H18.6.11	100	B9の3の28	100		0
	トウオウニッポウチョウカン	H18.5.21	100	B9の3の29	100		0
	シンブン50エン	H18.7.25	50	B9の3の30	50		0
	トウオウニッポウチョウカン	H18.6.14	100	B9の3の31	100		0
	トウオウニッポウチョウカン	H18.5.9	100	B9の3の32	100		0
	シンブン130エン	H18.4.17	130	B9の3の33	130		0
	シンブン100エン		200	同上	200		0
	シンブン100エン	H18.4.3	100	B9の3の34	100		0
	赤旗紙代2006.12～2007.11月まで	H18.12.13	9,600	B9の3の35	6,400	期間外購読料に係る支出である。	6,400
	小計		12,700		9,500		6,400
本代 7,088円	助東京市政調査会	7月20日	2,100	B9の3の4	0		0
	紀伊国屋書店弘前店	H19.3.12	4,988	B9の3の8	4,988		0



## 別表

	小計		7,088	4,988		0
	科目合計		19,788	14,488		6,400
家賃・駐車代	家賃@38,500×12	H19.3.1	462,000	B9の3の36	462,000	自身が役員を務めていたか又は務めている法人への支出であり、利益供与である。
	駐車場代@3,000×2×12		72,000	同上	72,000	同上
	小計		534,000		534,000	
事務所費	H19.3分	H19.4.5	3,584	B9の3の44	3,584	期間外支出である。
	H19.2分	H19.3.5	3,491	B9の3の45	3,491	
	H19.1分	H19.2.5	3,459	B9の3の46	3,459	
	H18.12分	H19.1.5	3,395	B9の3の47	3,395	
	H18.11分	H18.12.5	3,721	B9の3の48	3,721	
	H18.10分	H18.11.6	3,733	B9の3の49	3,733	「次回口座振替のお知らせ」に記載された金額を計上している。支出されたことについて検証できない。
	H18.9分	H18.10.5	3,404	B9の3の50	3,404	
	H18.8分	H18.9.5	3,408	B9の3の51	3,408	
	H18.7分	H18.8.7	3,431	B9の3の52	3,431	
	H18.6分	H18.7.5	3,449	B9の3の53	3,449	
	H18.5分	H18.6.5	3,395	B9の3の54	3,395	
	H18.4分	H18.5.8	3,559	B9の3の55	3,559	
	小計		42,029		42,029	
文具・事務用品	文具代(サンワドー)	H19.3.7	1,995	B9の3の38	1,330	一般的な議員活動、後援会活動、政務調査活動に按分し、計上している3分の2は使途基準に合致しない。
	雑貨(100YENPLAZA)	H19.2.1	1,680	B9の3の39	1,120	同上
	文具代(サンワドー)	H18.10.16	1,470	B9の3の40	980	同上
	ザ・ダイソー	H18.5.16	2,100	B9の3の42	1,400	同上
	判読不能	判読不能	3,360	B9の3の41	2,240	同上
	インスタントカメラ(さくらはうす)	H18.8.6	1,260	B9の3の43	1,260	土産品店での支出であり、領収書には「15:51」との購入時刻が印字されている。ねぶた祭り用に購入したものと推認される。
	小計		11,865		8,330	
	科目合計		587,894		584,359	
	総合計		732,582		723,747	
	自己負担分		-12,582		-12,582	
	総計		720,000		711,165	
9 三上秋雄	9/19~9/21札幌市、全国都市問題会議90, 900					
	会議参加費	7月20日	10,000	B10の3の23	10,000	
	旅費：65,800円(航空券+宿泊代2泊分)+ジャンボタクシ一代11,250円(7/19,20,21)	6月30日	77,050	B10の3の22	77,050	会議に参加したという実質を示すものがない。前泊するも、その日程は観光旅行にすぎない。
	海老元8人分6,720円	7月19日	840	B10の3の16	840	食費は本件使途基準に合致しない。

別表

調査旅費	コクミン薬局(カメラ代) 1,760	7月19日	220	B10の3の17	220	目的不明の支出である。	220
	魚や一丁(食事) 9,600	H17.7.19	1,200	B10の3の18	1,200	食費は使途基準に合致しない。期間外支出である。	1,200
	タクシー代(つばめ自動車)1,560	7月20日	195	B10の3の19	195	行程表によれば、ホテルと会議会場間の移動はジャンボタクシー利用となっているから、目的不明のタクシー利用である。	195
	タクシー代(やまとタクシー)1,560	7月20日	195	B10の3の20	195		195
	キリンビール園アーバン店飲食代9名 10,800	7月20日	1,200	B10の3の21	1,200	食費は使途基準に合致しない。なお、何故9名なのか不明である。	1,200
	小計		90,900		90,900	50円は自己負担しているが、全額が使途基準に合致しない。	3,850
	弘前産りんご・米等の弘前りんごの会と農業生産者と共同消費宣伝事業10/28~10/29(48,140円)						
	旅費	10月26日	44,500	B10の3の31	44,500	「消費宣伝」のための旅費であり、使途基準に合致しない目的外支出である。	22,250
	お食事代(炭火創菜とう庵)	10月27日	1,400	B10の3の32	1,400	自身の食費代は使途基準に合致しない。	1,400
	お弁当代(株式会社日本レストランエンタプライズ)	10月27日	1,240	B10の3の33	1,240	同上	1,240
	インスタントカメラ(NEWDAYS)	10月27日	1,000	B10の3の34	1,000	目的不明である。	500
	小計		48,140		48,140		25,390
	科目合計		139,040		139,040		29,240
資料購入費	住宅地図 49,000	12月1日	49,000	B10の2の13	49,000	住宅地図以外の購入費も含まれている。選挙用に購入されたものであり、目的外支出である。	49,000
	農業新聞 7,200		7,200		7,200	支出を確認できる資料が示されない。	7,200
	科目合計		56,200		56,200		56,200
	プレハブリース代21,000円×12ヶ月						
事務所費	「レンタル代」(コマツ青森)	126,000	B10の2の2,4~8	126,000	H18.10~H19.3。後援会事務所のリース料である。	63,000	
	「リース代」(大川産業)	126,000	B10の2の9~12	126,000	B10の2の9はH18.3分で期間外支出である。H18.4,8,9の分の領収書がない。領収書の宛先が「三上秋雄後援会」となっているものがある。同一物件にかかる支出であれば目的外支出である。	94,500	
	科目合計	252,000		252,000		157,500	
10 小山内司	総計	447,240		447,240			242,490
	一般図書42,990円						
	第一法規	11月13日	1,470	B11の3の50	1,470	弘前市政との関わりとともに説明する本を購入したものか不明である。	0

## 別表

資料購入費		11月21日	1,470	B11の3の52	1,470	同上	0
	紀伊国屋書店(歴史)	11月13日	9,990	B11の3の51	9,990	説明する書籍の価格は11,000円である。説明とは異なる書籍の購入費用であり、個人的支出というべきである。	0
	ユーキャン(日本大地図)	H19.2.16	29,000	B11の3の55	29,000	議会派遣による行政視察旅行先選定のための購入とされるが、購入時期は任期満了を直後に控えた2月である。政務調査活動との関係がうかがえない。	0
	MimiConvi(延岡市)	8月9日	540	B11の3の71	540	書名は「幕末維新あの人、その後」であるとする。弘前市政に係る政務調査活動との関係がうかがえない。	0
	SORA Books(福岡空港)	8月11日	520	B11の3の72	520	書名は「官かくあるべし」である。弘前市政に係る政務調査活動との関係がうかがえない。	0
	小計		42,990		42,990		0
	第一法規51,600円		51,600	B11の3の7,乙7	51,600	「口座振替お支払い明細書」によれば過去債務への支出である。	0
	追録96,000円		96,000	B11の3の8~19,乙7	96,000	各月8,000円の「口座振替のご案内」	0
	教育新聞31,500円	不明	31,500	乙7	31,500	支出したことを確認できる資料が示されていない。	0
	日本農業新聞12,046円	不明	12,046	B11の3の53,乙7	12,046	示されたのは支出日不明のH18.11分購読料に係る領収書だけであり、領収書の額面は1,846円である。	0
市政だより印刷代106,453円	科目合計		234,136		234,136		0
	市政報告(2006年夏号)	7月25日	45,675	B11の3の70,乙7	45,675	「住民の意見を議会活動に反映させることを目的としたものであるか否かを基本として判断すべき」視点が欠落している。本件使途基準に合致しない。	0
	挨拶状(市政報告)	8月23日	15,103	B11の3の73	15,103	単なる挨拶状であれば本件使途基準に合致したものといえない。	0
	印刷代	12月30日	45,675	B11の3の76	45,675	「住民の意見を議会活動に反映させることを目的としたものであるか否かを基本として判断すべき」視点が欠落している。本件使途基準に合致しない。	45,675
	小計		106,453		106,453		45,675
広報費	市政だより配布・郵便代67,170円						
	配布代@20×250枚	9月11日	5,000	B11の3の49	5,000	一般的な議員活動のための支出である。	0
	市政報告配布分700部	8月31日	14,000	B11の3の74	14,000	領収書発行者の住所が確認できない。	14,000
	広報紙配布料500枚	8月28日	10,000	B11の3の75	10,000	一般的な議員活動のための支出である。	0
	@80×70枚	H19.1.16	5,600	B11の3の54	5,600	目的不明の支出である。	5,600
	@50×20枚	7月27日	1,000	B11の3の57	1,000	同上	1,000
	@80×3(定形)		240		240	同上	240

別表

	@65×434通(区内特別基 (定))	8月28日	28,210	B11の3の 58	28,210	同上	28,210	
	@80×39	H19.1.24	3,120	B11の3の77	3,120	同上	3,120	
	小計		67,170		67,170		52,170	
	科目合計		173,623		173,623		97,845	
事務所費	事務機借上料63,000円		63,000	B11の3の 41~ 48,56,59,62, 68	63,000	コピー機レンタル料としての計上である。同一金額の同一発行元の領収書は12枚示されているがうち1枚(B11の3の68)については但書きが空欄で、どのような債務への支出であるか検証できない。他の7枚についても「レンタル代」とだけしか記載が無く、何をレンタルしたのか検証できない。本件使途基準に合致しない。	31,500	
	事務機保守点検料33,033円		33,033	B11の3の 20~28	33,033	4/24引落分は請求期間が平成18年の2/24~3/28分で期間外債務への支出である。示されている保守点検に関する資料から、11か月分のコピー枚数は1194枚である。前記事務機借上料と合算して計算すると、1枚当たり単価はおよそ80.4円となり、市中のコピー料金に比較して極めて高額である。公益性に欠ける無駄な支出であり、地方財政法の趣旨に反する。政務調査活動の実質がない。	18,184	
	インターネット料及びファックス 回線使用料158,068円		158,741	B11の3の 29~39	134,007	支出にはH18.3分13,703円が含まれる。期間外である。本件支出は自宅電話料金の全額を計上したものであり、個人的支出を2分の1、残り2分の1のうち、その他の一般的な議員活動分、後援会活動分、政務調査費分をそれぞれを3分の1として按分計上すべきであり、したがって、 $(158,741-673-13,703) \div 6 \times 5 = 120,304$ 円に期間外分支出13,703円を加えた134,007円が使途基準に合致しない支出である。	114,741	
	自己負担分	-673					-673	
	科目合計		254,101		230,040		163,752	
雑費	ラベル用紙代(レンゴウ)	8月28日	6,048	B11の3の60	6,048	目的不明の支出である。	0	
	インク、ハードディスク(レンゴ ウ)	11月28日	20,254	B11の3の61	20,254	選挙活動のための支出である。	10,127	
	コピー用紙代(レンゴウ)	12月25日	2,278	B11の3の64	2,278	同上	1,139	
	ワープロインクリボン等(レンゴ ウ)	H19.1.29	3,885	B11の3の65	3,885	同上	0	
	コピー用紙代(レンゴウ)	H19.2.26	4,005	B11の3の66	4,005	同上	2,002	
	品代金(レンゴウ)	H19.3.26	45,255	B11の3の67	45,255	「小山内司後援会事務所」宛である。	22,627	
	科目合計		81,725		81,725		35,895	
	自己負担分		-171,685		-171,685		-171,685	
	総計		571,900		547,839		125,807	
11 谷川政人	資料作成費	議事録製本代	9月21日	2,500	B12の3	2,500	何の会議録を製本したのか不明である。公益性に欠け、政務調査活動の実質があるといえない。	0
		科目合計		2,500		2,500		0
		書籍代						

## 別表

資料購入費	小児科砂漠	5月26日	1,680	B12の4の1	1,680	議員が主張する一般質問との関連性がうかがえない。	0
	少子化をのりこえたデンマーク		1,365		1,365	同上	0
	津軽藩の犯罪と刑罰	6月24日	1,365	B12の4の2	1,365	個人的な教養を養うための支出で本件使途基準に合致しない。	0
	24時間365日在宅ケアに挑戦して		764		764	同上	0
	科目合計		5,174		5,174		0
広報費	広報紙印刷代(調査活動レポート)	H19.1.9	40,000	B12の5の2	40,000	選挙活動のための支出である。	0
	送料 定形 @80 12通	5月24日	960	B12の5の1	960	個人的支出である。	0
	科目合計		40,960		40,960		0
人件費	政務調査資料採取整理補助作業5/5.5/6 12:00~17:00	5月6日	10,000	B12の6の1	10,000	事務所水光熱費支出の実態から、勤務の実態の存在が疑われる。	5,000
	政務調査資料採取整理補助作業6/10.6/11 12:00~17:00	6月11日	10,000	B12の6の2	10,000	同上	5,000
	政務調査資料採取整理補助作業11/11.11/12 12:00~17:00	11月12日	10,000	B12の6の3	10,000	同上	5,000
	政務調査資料採取整理補助作業12/9.12/10 12:00~17:00	12月10日	10,000	B12の6の4	10,000	同上	5,000
	科目合計		40,000		40,000		20,000
事務所費	事務所 家賃 @45,000×12	各月	540,000	B12の7の1～12	435,000	事務所としての使用実態が疑われる。本件使途基準に合致している支出とはいえない。	270,000
	事務所電話料 67,539円	H18.5.8～H19.4.5	67,539	B12の7の13	58,239	「平成19年2月分」並びに「平成19年3月分」電話料の支出が期間外の平成19年4月に支出されている(12,012円)。また、残りの電話代についてもガス料金支出のない5か月分を除く27,900円の少なくとも3分の2は本件使途基準に合致しない支出というべきである。	45,026
	水道料 31,752円	H18.5.31～H19.5.2	31,752	B12の7の14,15	26,824	H19.3分はH19.5.2に支出されている。期間外支出である。残り29,106円についてはガス料金支出のない5か月分を除く14,784円の少なくとも3分の2は本件使途基準に合致しない支出というべきである。	15,876
	電気料金 35,455円	H18.4.28～H19.3.30	35,455	B12の7の16～27	27,774	ガス料金が発生していない5か月分を除く23,043円の少なくとも3分の2は本件使途基準に合致しない支出というべきである。	17,727
	ガス料金 7か月分13,395円	H18.4.27～H19.3.27	13,395	B12の7の28	8,930	平成18年8月、9月、11月、12月並びに平成19年1月分のガス料金が発生していない。事務所の使用実態が疑われる。計上している金額の少なくとも3分の2は本件使途基準に合致しない支出というべきである。	6,697
	灯油代	H19.2.3	1,000	B12の8の7	667		500
	科目合計		689,141		557,434		355,826
雄	印刷のためのインク料(6,908円)	5月25日	1,811	B12の8の1	1,207	ファイル、ボールペン、修正液他	905
		6月24日	2,540	B12の8の2	1,693	インクリボン代(帳簿には「印刷インク」と記載)	1,270
		6月10日	1,050	B12の8の3	700	事務用品代	525

## 別表

		事務用品、消耗品(4,960円)	H19.1.2	1,240	B12の8の4	827	コピー用紙文具他代	620
			H18.6	859	B12の8の5	573	事務用品、ノート紙製品代	573
			H19.2.6	4,368	B12の8の6	2,912	インク代	2,184
		科目合計		11,868		7,912		6,077
		自己負担分		-69,643		-69,643		-69,643
		総計		720,000		584,337		312,260
12	佐藤克晴	H6.11.29～12.2日鹿児島市の一般行政観光(新幹線乗り入れなどについて)等の説明を受ける。知覧町に行き武家屋敷等を弘前と比較してきた。199,700円						
	調査旅費	(株)日専連旅行センター 弘前	11月25日	199,700	B13の3の6	199,700	訪問先での入手資料も示されない。政務調査活動の実質があつたといえない。	199,700
		小計		199,700		199,700		199,700
		H7.2.14～17日新潟県立こども自然王国について視察を行う。滋賀県立びわ湖子どもの国の視察、管理委託などの説明を受ける。106,170円						
		旅費(フラワー観光)	H19.2.7	79,630	B13の3の7	79,630	訪問先での入手資料も示されない。政務調査活動の実質があつたといえない。	0
		不明		26,540	-	26,540	支出したことを示す資料が示されておらず、真実支出したものであるかさえ確認できない。	26,540
		小計		106,170		106,170		26,540
		科目合計		305,870		305,870		226,240
	資料費購入	新聞代(東奥日報)36,000円	不明	36,000		36,000	支出したことを示す資料が示されておらず、真実支出したものであるかさえ確認できない。	36,000
		科目合計		36,000		36,000		36,000
		会場費お菓子代(弘前市真土東川166佐藤ハルエ)	6月30日	8,300	B13の3の8	8,300	お菓子代支出について真正の債権者による領収書ではない。また、このような集会が開催されたということが客観的に検証できない。	0
			9月29日	8,000	B13の3の9	8,000	同上	0
			12月28日	8,000	B13の3の10	8,000	同上	0
			H19.3.31	8,600	B13の3の11	8,600	同上	0
			小計	32,900		32,900		0
	会議費	H6.5月岩木地区警察官連絡協議会3,000円÷3	5月11日	1,000	B13の4の1	1,000	定期総会後の懇親会費であるが、本件支出に政務調査活動の実質があつたことについて具体的に説明さえされない。	0
		6月理事者と議員懇談会7,000円÷3	6月21日	2,333	B13の4の5	2,333	本件支出に政務調査活動の実質があつたことについて具体的に説明さえされない。	0
		8月木村太郎政経フォーラム10,000円÷3	8月26日	3,333	B13の4の2	3,333	同上	0
		H7.1木村太郎を囲む集い3,000円÷3	H19.1.14	1,000	B13の4の3	1,000	「木村太郎を囲む新春の集い」会費である。本件支出に政務調査活動の実質があつたことについて具体的に説明さえされない。	0

## 別表

	H7.2育太郎(木村太郎)子供の保育など7,000円÷3	H19.2.18	2,333	B13の4の4	2,333	懇親会費である。本件支出に政務調査活動の実質があったことについて具体的に説明さえされない。	0
	3月理事者と議員懇談会7,000円÷3	不明	2,333	-	2,333	支出したことを示す資料が示されておらず、真実支出したものであるかさえ確認できない。	2,333
	小計		12,333		12,333		2,333
	科目合計		45,233		45,233		2,333
雜費	電話代120,814÷4=30,203	不明	30,203	-	30,203	支出したことを示す資料が示されておらず、真実支出したものであるかさえ確認できない。	30,203
	ガソリン代123,852÷4=30,963	不明	30,963	-	30,963	同上	30,963
	科目合計		61,166		61,166		61,166
	総計		448,269		448,269		325,739
13	佐藤博人	鹿児島・種子島(新幹線開通による波及効果通年観光)調査 199,700円食事代3×2,000=6,000円					
	旅費等	不明	199,700		199,700	支出したことを裏付ける資料さえ示されていない。	199,700
	食事代	不明	6,000		6,000	同上	6,000
	小計		205,700		205,700		205,700
	仙台泉石巻区画整理事業視察現場10/29～30, 11/7～8 交通費81,200円、宿泊費19,400円、食事代2×2,000円=4,000円						
調査旅費	交通費	不明	81,200	-	59,800	本訴提起前に21,400円分の領収書は確認したが、その他の支出については支出したことを裏付ける資料さえ示されていない。	59,800
	宿泊費	不明	19,400	-	19,400	支出したことを裏付ける資料さえ示されていない。	19,400
	食事代	不明	4,000	-	4,000	同上	4,000
	小計		104,600		83,200		83,200
	盛岡高速インター付近区画整理視察11/19交通費	11月19日	12,000	-	12,000	支出したことを裏付ける資料さえ示されていない。	12,000
	青森(中心商店街活性化地理的調査)7回程、その他地域交通費ガソリン代	不明	6,000	-	6,000	同上	6,000
	科目合計		328,300		306,900		306,900
資料購入費	全国農業新聞12か月分		7,200	-	7,200	支出したことを裏付ける資料さえ示されていない。	7,200
	週刊教育資料6か月分		20,790	-	20,790	同上	20,790
	公用あいさつ資料一冊		6,600	-	6,600	同上	6,600
	科目合計		34,590		34,590		34,590
人件費	資料制作料	11月5日	72,000	B14の3の1	72,000	収支報告書では「1日3,000円×56日=¥168,000(一般質問等のための資料作成、電話での聞き込み調査)」としているが、勤務の事実を示す資料もない。	36,000
	資料制作料	H19.3.4	96,000	B14の3の2	96,000		48,000

## 別表

	科目合計		168,000		168,000		84,000
事務所費	月々8,000円×12ヶ月=¥96,000 (電気、光熱費、パソコン使用料含む。コピー代、電話代)	各月	96,000	-	96,000	「自宅のパソコンからはずし、購入したという証拠のため事務所に運びだした」と説明する。そうだとすれば、自宅に設置したパソコンが使用されていたということになる。「妻のクレジットカード」で購入したとするが、支出したことを示す資料さえ示せない。	96,000
	科目合計		96,000		96,000		96,000
雑費	カラーコピー機(プリンター) ¥39,000		39,000	-	39,000		39,000
	科目合計		39,000		39,000		39,000
	総計		665,890		644,490		560,490
14	三上優一	H18.5.24~5.26 和歌山県みなべ町(梅の振興について)、田辺市(梅産業の取り組みについて)、大阪市・大阪育果KK(果実の市場情勢について)71,940円					
	旅費(日本旅行)	H18.5.19	71,940	B9	71,940	入手資料等は一部示されてはいるが、具体的な活動は不明であり、政務調査活動の実質があつたといえない。	0
	小計		71,940		71,940		0
	H18.11.21~11/26 オーストラリア・タスマニア島ホーバート・シドニー438,000円						
	旅費(JTB)	11月20日	438,000	B15の3の2	438,000	入手資料等は示されてはいるが、具体的な活動がどのように行われたのか不明であり、政務調査活動の実質があつたといえないというべきである。	0
	小計		438,000		438,000		0
	H19.1.17~1.20 台湾(台北・台中)台湾りんご関連施設及び流通視察173,000円						
	旅費(日専連)	H19.1.10	173,010	B15の3の18	173,010	入手資料等は示されてはいるが、具体的な活動がどのように行われたのか不明であり、政務調査活動の実質があつたといえないというべきである。	0
	小計		173,010		173,010		0
	H19.2.15~2.16東通村教育委員会特区視察、むつ市脇野沢支所及びサル被害視察						
	弁当代(やまじゅ)	H19.2.15	1,500	B15の3の26	1,500	日常的な個人的支出である。	1,500
	宿泊代(民宿ドーム)	H19.2.16	9,800	B15の3の27	7,533	宿泊代に含まれているであろう夕食、朝食の2食分支出3,000円(夕食2,000円、朝食1,000円)は個人的支出である。また、本件旅行の3分の2に弘前市政との関わりで行われた政務調査活動としての実質がない。 $9,800 - 3,000 = 6,800$ $6,800 \times 2 / 3 = 4,533$ $3,000 + 4,533 = 7,533$	0
	昼食代	H19.2.16	1,500	B15の3の28	1,500	日常的な個人的支出である。	1,500
	軽油代5,712円	H19.2.17	1,144	B15の3の29	763	本件旅行の3分の2については、弘前市政との関わりで行われた政務調査活動としての実質がない。	2

## 別表

車借上げ20,000円	H19.2.17	4,000	B15の3の30	2,667	同上	0
小計		17,944		13,963		3,002
科目合計		700,894		696,913		3,002
総計		700,894		696,913		3,002

15 鳴口正美	H18.5.24~5.26 和歌山県みなべ町(梅の振興について), 田辺市(梅産業の取り組みについて), 大阪市・大阪青果KK(果実の市場情勢について)71,940円								
	旅費(日本旅行)	H18.5.19	71,940	乙10	71,940	入手資料等は一部示されてはいるが、具体的な活動がどのように行われたのか不明であり、政務調査活動の実質があったといえないべきである。			0
	小計		71,940		71,940				0
	H18.11.21~11/26 りんご栽培及びりんご産業について、りんご流通形態調査について、シドニー環境対策について、オーストラリア・タスマニア島ホバート・シドニー 438,000円								
	旅費(JTB)	11月20日	438,000	B16の3の2	438,000	入手資料等は示されてはいるが、具体的な活動がどのように行われたのか不明であり、政務調査活動の実質があったといえないべきである。			0
	小計		438,000		438,000				0
	H19.1.17~1.20 台湾(台北・台中)台湾りんご関連施設及び流通視察173,000円								
	旅費(日専連)	H19.1.10	173,010	B16の5の2	173,010	入手資料等は示されてはいるが、具体的な活動がどのように行われたのか不明であり、政務調査活動の実質があったといえないべきである。			0
	小計		173,010		173,010				0
	H19.2.15~2.16東通村教育委員会特区視察, むつ市臨野沢支所及びサル被害視察								
調査旅費	弁当代(やまじゅ)	H19.2.15	1,500	B16の4の2	1,500	日常的な個人的支出である。			1,500
	宿泊代(民宿ドーム)	H19.2.16	9,800	B16の4の3	9,800	宿泊代に含まれているであろう夕食, 朝食の2食分支出3,000円(夕食2,000円, 朝食1,000円)は個人的支出である。また、鳴口議員において本件旅行に弘前市政との関わりで行われた政務調査活動としての実質がない。			0
	昼食代	H19.2.16	1,500	B16の4の4	1,500	日常的な個人的支出である。			1,500
	軽油代5,712円	H19.2.17	1,142	B16の4の6	1,142	本件旅行に弘前市政との関わりで行われた政務調査活動としての実質がない。			0
	車借上げ20,000円	H19.2.17	4,000	B16の4の5	4,000	同上			0
	小計		17,942	B16の4の7	17,942				3,000
	科目合計		700,892		700,892				3,000
	総計		700,892		700,892				3,000

## 別表

16 山崎 隆穂	調査旅費	H18.5.24～5.26 和歌山県みなべ町(梅の振興について), 田辺市(梅産業の取り組みについて), 大阪市・大阪青果KK(果実の市場情勢について) 71,940円					
		旅費(日本旅行)	H18.5.19	71,940	乙11	71,940	入手資料等は一部示されてはいるが、具体的な活動がどのように行われたのか不明のままであり、政務調査活動の実質があったといえないというべきである。
		小計		71,940		71,940	
		H18.11.21～11/26 オーストラリア・タスマニア島ホーバート・シドニー438,000円		B17の3の1			
		旅費(JTB)	11月20日	438,000	B17の3の2	438,000	入手資料等は示されてはいるが、具体的な活動がどのように行われたのか不明のままであり、政務調査活動の実質があったといえないというべきである。
		小計		438,000		438,000	
		H19.1.17～1.20 台湾(台北・台中)台湾りんご関連施設及び流通視察173,000円		B17の4の1			
		旅費(日専連)	H19.1.10	173,010	B17の4の2	173,010	入手資料等は示されてはいるが、具体的な活動がどのように行われたのか不明のままであり、政務調査活動の実質があったといえないというべきである。
		小計		173,010		173,010	
		H19.2.15～2.16 東通村教育委員会特区視察, むつ市脇野沢支所及びサル被害視察		B17の5の1			
		弁当代(やまじゅ)	H19.2.15	1,500	B17の5の2	1,500	日常的な個人的支出である。
		宿泊代(民宿ドーム)	H19.2.16	9,800	B17の5の3	9,800	宿泊代に含まれているであろう夕食, 朝食の2食分支出3,000円(夕食2,000円, 朝食1,000円)は個人的支出である。また, 本件旅行に弘前市政との関わりで行われた政務調査活動としての実質があるといえない。
		昼食代	H19.2.16	1,500	B17の5の4	1,500	日常的な個人的支出である。
		軽油代5,712円	H19.2.17	1,142	B17の5の6	1,142	本件旅行に弘前市政との関わりで行われた政務調査活動としての実質があるといえない。
		車借上げ20,000円	H19.2.17	4,000	B17の5の5	4,000	同上
		小計		17,942	B17の5の7	17,942	
		科目合計		700,892		700,892	
資料購入費		全国農業新聞 12か月分		H18.8.28	7,200	B17の2の2	1,800 期間外支出である。
		科目合計		7,200		1,800	
		写真代(パール堂)	H18.6.5	1,500	乙11	1,500	支出されたことが検証できず, 計上している金額の正当性も検証できない。

## 別表

17	清野一榮	研究研修費	写真代(パール堂)	H18.12.10	4,500	B17の6の3	4,500	政務調査活動の実質があったといえない旅行の写真代支岡である。	4,500
			写真代(パール堂)	H19.2.5	3,800	B17の6の2	3,800	同上	3,800
			写真代(パール堂)	H19.2.29	1,800	B17の6の1	1,800	同上	1,800
			科目合計		11,600		11,600		11,600
			総計		719,692		714,292		16,400
17	清野一榮	調査旅費	第8期自治政策講座受講料		5,000	乙13	5,000	政務調査活動が行われたということが検証できるだけの立証がされない。政務調査活動の実質がないといべきである。	0
			科目合計		5,000		5,000		0
			H18.5.24～5.26 和歌山県みなべ町(梅の振興について), 田辺市(梅産業の取り組みについて), 大阪市・大阪青果KK(果実の市場情勢について)71,940円						
			旅費(日本旅行)	H18.5.19	71,940	乙13	71,940	入手資料等は一部示されてはいるが, 具体的な活動がどのように行われたのか不明のままであり, 政務調査活動の実質があったといえないといるべきである。	0
			小計		71,940		71,940		0
			H18.11.21～11/26 オーストラリア・タスマニア島ホバート・シドニー438,000円		B19の3の1				
			旅費(JTB)	11月20日	438,000	B19の3の2	438,000	入手資料等は示されてはいるが, 具体的な活動がどのように行われたのか不明のままであり, 政務調査活動の実質があったといえないといるべきである。	0
			小計		438,000		438,000		0
			H18.7.11～7.12 東京都三鷹市 三鷹市立にしみたか学園 小中一貫性導入までの経過・実態把握						
			バス(相馬～弘前駅)往復	H18.7.11～12	1,020	乙13	1,020	政務調査活動の実質がない。	1,020
17	清野一榮	調査旅費	バス(弘前駅～青森空港)往復	H18.7.11～12	1,600	乙13	1,600	同上	1,600
			浜松町～新宿		380	乙13	380	同上	0
			新宿～三鷹		420	乙13	420	同上	0
			モノレール		940	乙13	940	同上	0
			旅費(宿泊費込み)	H18.6.23	33,300	乙13	33,300	同上	940
			不明分		940		940	支出を裏付ける資料が示されない。	3,560
			小計		38,600		38,600		3,560
			科目合計		548,540		548,540		3,560
			総計		553,540		553,540		3,560

## 別表

18	藤田 鉄芳	H18.5.24～5.26 和歌山県みなべ町(梅の振興について), 田辺市(梅産業の取り組みについて), 大阪市・大阪青果KK(果実の市場情勢について)71,940円						
		旅費(日本旅行)	H18.5.19	71,940	乙14	71,940	入手資料等は一部示されてはいるが, 具体的な活動がどのように行われたのか不明のままであり, 政務調査活動の実質があったといえない。	0
		小計		71,940		71,940		0
		H18.11.21～11/26 オーストラリア・タスマニア島ホバート・シドニー438,000円		B20の3の1				
		旅費(JTB)	11月20日	438,000	B20の3の2	438,000	入手資料等は示されてはいるが, 具体的な活動が不明であり, 政務調査活動の実質があったといえない。	0
		小計		438,000		438,000		0
		科目合計		509,940		509,940		0
		資料費購入	全国農業新聞 H18.6～H19.3 10ヶ月分		6,000	乙14	0	0
		科目合計		6,000		0		0
		総計		515,940		509,940		0
19	成田 功一	H18.5.24～5.26 和歌山県みなべ町(梅の振興について), 田辺市(梅産業の取り組みについて), 大阪市・大阪青果KK(果実の市場情勢について)71,940円						
		旅費(日本旅行)	H18.5.19	71,940	乙15	71,940	入手資料等は一部示されてはいるが, 具体的な活動がどのように行われたのか不明のままであり, 政務調査活動の実質があったといえないというべきである。	0
		小計		71,940		71,940		0
		H18.11.21～11/26 りんご栽培及びりんご産業について, りんご流通形態調査について, シドニー環境対策について, オーストラリア・タスマニア島ホバート・シドニー438,000円						
		旅費(JTB)	11月20日	438,000	B21の1	438,000	入手資料等は示されてはいるが, 具体的な活動がどのように行われたのか不明のままであり, 成田議員宛て領収書が示されていない。支出されたことが確認できない。政務調査活動の実質があったといえない。	0
		小計		438,000		438,000		0
		H19.1.17～1.20 台湾(台北・台中)台湾りんご関連施設及び流通視察173,000円						
		旅費(日専連)	H19.1.10	173,010	B21の1	173,010	入手資料等は示されてはいるが, 具体的な活動がどのように行われたのか不明のままであり, 成田議員宛て領収書が示されていない。支出されたことが確認できない。政務調査活動の実質があったといえない。	0
		調査						

## 別表

旅費	小計		173,010		173,010		0	
	H19.2.15～2.16東通村教育委員会特区視察、むつ市脇野沢支所及びサル被害視察							
	弁当代(やまじゅ)	H19.2.15	1,500	B21の1	1,500	日常的な個人的支出である。成田議員宛て領収書が示されていない。	1,500	
	宿泊代(民宿ドーム)	H19.2.16	9,800	B21の1	9,800	宿泊代に含まれているであろう夕食、朝食の2食分支出3,000円(夕食2,000円、朝食1,000円)は個人的支出である。成田議員宛て領収書が示されていない。また、成田議員において本件旅行に弘前市政との関わりで行われた政務調査活動としての実質があるといえない。	0	
	昼食代	H19.2.16	1,500	B21の1	1,500	日常的な個人的支出である。成田議員宛て領収書が示されていない。	1,500	
	軽油代5,712円		1,142	B21の1	1,142	本件旅行に弘前市政との関わりで行われた政務調査活動としての実質があるといえない。成田議員宛て領収書が示されていない。	0	
	車借上げ20,000円		4,000	B21の1	4,000	同上	0	
	小計		17,942		17,942		3,000	
	写真代 (パール堂)							
	カメラのパール堂	H19.2.20	1,800	乙15	1,800	政務調査活動の実質がない。	1,800	
木村 征美	同上	H19.1.25	2,950	乙15	2,950	同上	2,950	
	同上	H18.11.30	4,500	乙15	4,500	同上	4,500	
	同上	H18.5.30	2,350	乙15	2,350	同上	2,350	
	小計		11,600		11,600		11,600	
	科目合計		712,492		712,492		14,600	
	総計		712,492		712,492		14,600	
	調査旅費	H18.11.22～11/27 オーストラリア・シドニー視察	B22の3の1					
	旅費(JTB)	11月8日	355,000	B22の3の2	355,000	政務調査活動の実質があったといえないというべきであり、本件使途基準に合致しない支出である。	177,500	
	資料購入	科目合計	355,000		355,000		177,500	
	会議費	地方自治法質疑応答集等	64,060	乙17の2, 乙17の5	0		計上せず	
		科目合計	64,060		0		計上せず	
		議員教室等		B22の4の1				
		議員教室 (菊富士)	H18.10.12	6,940	B22の4の2	6,940	木村議員自身による支出を裏付ける資料がない。政務調査活動が行われたということを検証できる資料、説明がない。	6,940
		医療懇談会会費(弘前市医師会)	H18.10.30	3,000	B22の5の1	3,000	政務調査活動が行われたということを検証できる資料、説明がない。	3,000
		新年会・祝賀会会費(弘前市体育協会)	H19.1.12	4,000	B22の5の2	4,000	同上	4,000

## 別表

		理事者と議員の懇談会 (弘前市議会事務局)	H19.3.8	7,000	B22の5の3	7,000	同上	7,000
		科目合計		20,940		20,940		20,940
		雑費 議員用カバン	不明	4,000	B22の2	4,000	支出したことを裏付ける資料さえ示されていない。	4,000
		科目合計		4,000		4,000		4,000
		総計		444,000		379,940		202,440
21	石田豪	調査旅費	H18.11.22～11/27 オーストラリア・シドニー視察	B23の2の1				
		旅費(JTB)	11月8日	355,000	B23の2の4	355,000	政務調査活動の実質があったといえないというべきであり、本件使途基準に合致しない支出である。	177,500
		科目合計		355,000		355,000		177,500
		資料購入費	陸奥新報 H18.4～H19.3		31,200	B23の3の2	31,200	弘前市議会議員になる以前から自宅で購読していたものと説明されている。領収証には支出日の記載、印紙の貼付もない。
		東奥日報 H18.4～H19.3		36,000	B23の3の3	36,000	領収証には印紙の貼付もなく、真正が疑われる。	0
		科目合計		67,200		67,200		0
		総計		422,200		422,200		177,500
22	工藤良憲	救急医療研究調査(青梅市、藤沢市104,175.-)						
		旅費	9月28日	51,925	B24の3の1	51,925	政務調査活動の実質があつたことが検証できない。	0
		宿泊代(ホテル法華クラブ藤沢)	10月11日	9,765	B24の3の2	9,765	同上	0
		炭火焼鳥鳥海山	10月10日	6,331	B24の5の2	6,331	日常的な個人的支出である。	6,331
		不明分	不明	36,154		36,154	支出を裏付ける資料が示されない。	36,154
		小計		104,175		104,175		42,485
		食育研究会費20,000.- 交通費(熱海市)19,590.-						
		伊豆大仁「食育研修」参加	10月30日	20,000	B24の3の4	20,000	「自由民主党21世紀青森をつくる会」による領収書である。政務調査活動の実質があつたことが検証できない。	0
		旅費	不明	19,590	-	19,590	支出したことを客観的に検証できる資料が示されていない。	19,590
		小計		39,590		39,590		19,590
		リンゴ研究会15,000.-						
		H16, 17, 18年度会費	不明	15,000	B24の3の5	15,000	青森県りんご協会内青森県りんご育種同好会の3年分の年会費であるが、支出したことを客観的に検証できる資料が示されていない。	15,000
		小計		15,000		15,000		15,000
		科目合計		158,765		158,765		77,075
		上海市リンゴ市場調査77,000.- パスポート取得 12,500.-						
		上海市リンゴ輸出市場事情について	H22.12.26	77,500	B24の4の3	77,500	政務調査活動の実質があつたことが検証できない。	77,500

## 別表

調査旅費	パスポート取得費	不明	12,500	-	12,500	支出したことを客観的に検証できる資料が示されていない。そもそも、本件使途基準に合致しない支出である。	12,500
	自己負担分		-500		-500		-500
	小計		89,500		89,500		89,500
	台湾リンク輸出調査(リンク協会) 128,150.-						
	台湾視察研修参加費	H19.1.22	125,000	B24の4の2	125,000	自身が所属する「青森県りんご育種同好会」のある財青森県りんご協会主催の旅行費用である。	62,500
	使途不明分	不明	3,150	-	3,150	支出したことを客観的に検証できる資料が示されていない。	3,150
	小計		128,150		128,150		65,650
	森林浴について(岩手県、専用自動車) 14,800.-						
	宿泊代(ホテル龍泉洞愛山)一泊二食	10月7日	8,400	B24の5の1	8,400	個人的支出とすべき食事代2回分を含む宿泊費である。加えて、本件旅行に政務調査活動の実質があつたことが検証できない。	0
	ホテル龍泉洞愛山	10月7日	2,310	B24の5の3	2,310	飲酒代金であり、本件使途基準に合致しない個人的支出である。	2,310
	使途不明分	不明	4,090	-	4,090	支出したことを客観的に検証できる資料が示されていない。	4,090
	小計		14,800		14,800		6,400
	科目合計		232,450		232,450		161,550
資料購入費	日本政治史39,000.-	H19.2.13	39,000	B24の6の3	39,000	弘前市政との関わりが不明である。個人的支出というべきである。	0
	日本農業新聞30,600.-	H19.3.30	30,600	B24の6の2	30,600	自身の職業のために購読している新聞購読料である。	0
	日本地図39,000	不明	39,000	-	39,000	支出したことを客観的に検証できる資料が示されていない。	39,000
	全国農業新聞7,500	不明	7,500	-	7,500	同上	7,500
	科目合計		116,100		116,100		46,500
広報費	印刷代28,000	不明	28,000	-	28,000	支出したことを客観的に検証できる資料が示されていない。	28,000
	封筒7,500.-	H19.3.27	7,500	B24の7の2	7,500	支出は確認できるが、購入した封筒の使途が不明である。	7,500
	切手80,000.-	不明	80,000	-	80,000	支出したことを客観的に検証できる資料が示されていない。	80,000
	科目合計		115,500		115,500		115,500
	都市会議(札幌)81,780						
会議費	会議参加費	7月20日	10,000	B24の8の1	10,000	都市問題会議に参加したことを裏付ける資料について、会議参加費以外は全く示されていない。政務調査活動の実質があつたということが検証できない。	0
	使途不明分	不明	71,780	-	71,780	支出したことを客観的に検証できる資料が示されていない。	71,780
	小計		81,780		81,780		71,780
	市政報告会(140回×3,000)	不明	420,000	-	420,000	支出したことを客観的に検証できる資料が示されていない。	420,000
	小計		420,000		420,000		420,000
	科目合計		501,780		501,780		491,780
事務所費	事務所借上料100,000.-	8月13日	100,000	B24の9の1	66,667	使用実態が不明であるが、当該事務所が政務調査活動に限定して使用されていることを推認し得る資料も示されない。後援会活動、その他の一般的な活動と按分し、支出金額の3分の2が本件使途基準に合致しない支出である。	50,000
	デンキ基本料金内	H19.3.30	9,444	B24の9の5	9,444	真正の債権者による領収書が示されない。計上金額の妥当性が客観的に検証できない。	4,722
	デンワ基本料金内	H19.3.30	23,049	B24の9の3	23,049	同上	15,366

## 別表

	水道料基本料金内	H19.3.30	17,736	B24の9の4	17,736	同上	8,868
	使途不明分	不明	20,000	-	20,000	支出したことを客観的に検証できる資料が示されていない。	20,000
	科目合計		170,229		136,896		98,956
	雑費 専用小型自動車燃料代(1年分 84,717 ÷ 1/2) 42,358.-	H19.3.30	42,358	B24の10の4	42,358	費用弁償と二重取りしていることも否定できず、計上している金額の根拠も不明である。	0
	科目合計		42,358		42,358		0
	自己負担分		-617,182		-617,182		-617,182
	総計		720,000		686,667		374,179

23

三上惇	全国都市問題会議 札幌他 46,400						
	会議参加費	7月20日	10,000	B25の2の5	10,000	政務調査活動の実質があったことが検証できない。	0
	(財)青森地域社会研究所 平成18年度会費	4月24日	5,000	B25の2の1	5,000	団体の活動を支える為の支出であり、本件使途基準に合致しない。	0
	(財)統計研究会	5月12日	7,000	B25の2の2	7,000	目的不明の支出である。	0
	日本会議会員係	5月12日	10,000	B25の2の3	10,000	団体の活動を支える為の支出であり、本件使途基準に合致しない。	0
	青森県教育協議会	9月5日	14,400	B25の2の4	14,400	目的不明の支出である。	0
	科目合計		46,400		46,400		0
研究研修費	日本旅行宛て振り込み	H18.3.24	30,000	B25の3の7	30,000	「日本インド 友好親善訪問旅行」申込金である。期間外支出である。	0
	JR券代	4月10日	29,400	B25の3の1	29,400	政務調査活動の実質があったことが検証できない。	0
	日本旅行宛て振り込み	4月7日	196,200	B25の3の5	196,200	「日本インド 友好親善訪問旅行」に係る支出であるが、政務調査活動の実質があったことの検証ができず、本件使途基準に合致しない。	9,000
	日本旅行宛て振り込み	4月25日	14,000	B25の3の2	14,000	同上	0
	航空券代	5月12日	40,900	B25の3の3	40,900	領収証の宛先は「駅前タクシー 三上惇様」となっている。自身の職業のための支出である。日銀総裁の講演を聴きに行った旅費とされるが、政務調査活動の実質があったことが検証できない。	40,900
	同上	5月26日	39,050	B25の3の4	39,050	領収証の宛先は「駅前タクシー 三上惇様」となっている。自身の職業のための支出である。外務大臣の講演を聴きに行った旅費であるとされるが、政務調査活動の実質があったことが検証できない。	39,050
	科目合計		349,550		349,550		88,950
調査旅費	あすなろ書房	判読不能	989	B25の4の1	989	弘前市政との関わりが不明で、政務調査活動の実質が存在するとはいえない。	989
	メディアイン 週刊誌3冊	4月1日	980	B25の4の2	980	同上	980
	紀伊国屋書店 地図ガイド	4月10日	1,869	B25の4の3	1,869	同上	1,869
	ブックス弘前 月刊誌	5月23日	709	B25の4の6	709	同上	709
	(有)人事新報社	5月12日	12,600	B25の4の4	12,600	同上	12,600
	紀伊国屋書店 文房具	4月18日	10,080	B25の4の5	10,080	同上	5,040
	国会資料編纂会	12月11日	35,000	B25の4の7	35,000	同上	0
	21・地方行政委員会	10月3日	39,000	B25の4の8	39,000	「株式会社弘前駅前タクシー 三上惇」名での支出である。	39,000

別表

資料購入費	紀伊国屋書店 書籍代	8月6日	10,241	B25の4の9	10,241	弘前市政との関わりが不明であり、政務調査活動の実質が存在するとはいえない。	10,241
	紀伊国屋書店 歴史	5月23日	1,470	B25の4の10	1,470	同上	1,470
	判読不能	H19.3.12	8,000	B25の4の11	8,000	同上	8,000
	教育公論社	9月5日	7,770	B25の4の12	7,770	同上	7,770
	紀伊国屋書店 書籍代	H19.1.16	4,890	B25の4の13	4,890	同上	4,890
	Mr.コンセント LDプレー ヤー修理代	10月29日	19,950	B25の4の 14	19,950	LDプレーヤーの修理費用であり、個人的支出である。	19,950
	紀伊国屋書店 歴史	1月9日	20,790	B25の4の 15	20,790	弘前市政との関わりが不明であり、政務調査活動の実質が存在するとはいえない。	20,790
	紀伊国屋書店 書籍代	H19.3.5	3,885	B25の4の16	3,885	同上	3,885
	紀伊国屋書店 地図ガイド他	H19.1.5	5,208	B25の4の17	5,208	同上	5,208
	紀伊国屋書店 書籍	H19.1.8	5,775	B25の4の18	5,775	同上	5,775
	青森県立美術館ミュージ アムショップ(図録代)	9月24日	4,500	B25の4の 19	4,500	同上	4,500
	ブックス弘前 月刊誌他	H19.3.29	6,665	B25の4の20	6,665	同上	6,665
	教育公論社	10月23日	7,770	B25の4の22	7,770	同上	7,770
	「地方選挙早わかり」		1,500	B25の4の 24	1,500	自身の選挙活動のために為した支出である。政務調査活動の実質がない。	0
	教育公論社	H19.3.12	7,770	B25の4の 21	7,770	弘前市政との関わりが不明であり、政務調査活動の実質が存在するとはいえない。	7,770
	ブリタニカ・ジャパン	10月23日	9,900	B25の4の23	9,900	同上	9,900
科目合計			227,311		227,311		185,771
会議費	市民と語る会他(和風ス ナック 浜新)	10月12日	23,000	B25の5の1	23,000	「後援会員23名と市政を語る」と説明されているが、後援会員との飲食代支出である。後援会活動への支出である。	23,000
	科目合計		23,000		23,000		23,000
事務所費	株式会社弘前駅前タク シー宛て6か月分事務所 家賃	4月3日	60,000	B25の6の1	60,000	事務所としての使用実態も定かではなく、自身が代表取締役を務める企業への利益供与である。	60,000
	株式会社弘前駅前タク シー宛て6か月分家賃	9月26日	60,000	B25の6の2	60,000	同上	60,000
	科目合計		120,000		120,000		120,000
雑費	郵便料金	H18.3.15	80	B25の7の1	80	期間外支出である。	80
	同上	H18.3.24	560	B25の7の2	560	同上	560
	駐車料(ホテルサンルート 青森)	4月8日	480	B25の7の3	480	政務調査活動の実質があつたことが検証できない。	360
	高速道路(鹿角八幡平)	5月6日	1,550	B25の7の4	1,550	同上	1,162

## 別表

		貢	往復はがき	5月18日	1,500	B25の7の5	1,500	同上	1,500
			青森空港有料道路	5月15日	200	B25の7の6	200	同上	150
			高速道路(浪岡)	5月8日	550	B25の7の7	550	同上	412
			シリンダー錠他	4月10日	20,081	B25の7の8	20,081	同上	20,081
			科目合計		25,001		25,001		24,305
			自己負担分		-71,262		-71,262		-71,262
			総計		720,000		720,000		370,764
24	工藤力	研究研修費	都市問題会議参加費						
			会議参加費	7月20日	10,000	B26の3の7	10,000	実際に会議に参加していたことさえ検証できない。本件支出に政務調査活動の実質があったとはいえない。	0
			科目合計		10,000		10,000		0
			都市問題会議、斜里町 7/19~23 145,716円						
			タクシ一代(7/19自宅～バスターミナル)	7月19日	1,220	-	1,220	支出したことを客観的に検証できる資料が示されていない。領収書がないことを本人も認めている。	1,220
			御飲食代(キヨウドリョウリユック) 5,620円	7月19日	1,000	B26の3の1	1,000	食事代は日常的な個人的支出である。本件使途基準に合致しない。	1,000
			お食事代(さっぽろっこ) 32,780円	7月19日	2,500	B26の3の2	2,500	同上	2,500
			食事代(北海番屋) 19,060円	7月20日	2,500	B26の3の3	2,500	同上	2,500
			(生そばやまよ) 5,000円	7月21日	1,000	B26の3の5	1,000	同上	1,000
			(食事処春日) 20,000円	7月21日	2,500	B26の3の4	2,500	同上	2,500
			(松の家旅館) 6,000円	7月22日	6,000	B26の3の6	6,000	同上	0
			参加費振り込み料		56	-	56	支出したことを客観的に検証できる資料が示されていない。	0
			チケット代(ジャパンツアーシステムみちのく)	6月28日	128,140	B26の3の8	128,140	政務調査活動の実質があったといえない。全額が本件使途基準に合致しない支出である。	0
			バス代(青森空港～バスターミナル) 800円	7月23日	800	-	800	支出したことを客観的に検証できる資料が示されていない。領収書がないことを本人も認めている。	800
			小計		145,716		145,716		11,520
			奄美市、指宿市 171,998円						
			旅費	4月28日	135,552	B26の4の2	135,552	政務調査活動の実質があったといえない。全額が本件使途基準に合致しない支出である。	67,776
			りんごジュース代(弘前物産協会)	4月27日	1,726	B26の4の1	1,726	同上	0
			タクシ一代(自宅～バスターミナル)	5月8日	1,220	-	1,220	支出したことを客観的に検証できる資料が示されていない。領収書がないことを本人も認めている。	1,220
			昼食代(きょう豊)	5月8日	954	B26の4の5	954	食事代は個人的支出である。	954

## 別表

調査旅費	夕食代(花かけ)22,300円	5月8日	2,500	B26の4の8	2,500	同上	2,500
	昼食代(阿麻弥姑)5,000円	5月9日	1,000	B26の4の4	1,000	同上	1,000
	タクシー代(奄美パーク～奄美空港)田中タクシー	5月9日	200	B26の4の14 B26の4の16	200	政務調査活動の実質があったといえない。全額が本件使途基準に合致しない支出である。 同上	50 50
	大島紬村入場料	5月9日	500	B26の4の6	500	単なる観光である。	500
	夕食代(さつま味)27,050円	5月9日	3,000	B26の4の9	3,000	食事代は個人的支出である。	3,000
	昼食代(長寿庵)	5月10日	1,312	B26の4の11	1,312	同上	1,312
	夕食代(吾愛人)	5月10日	2,500	B26の4の7	2,500	同上	2,500
	宿泊代(グリーンホテル錦生館)朝食付き41,475÷5	5月10日	8,295	B26の4の18	8,295	朝食付き宿泊代である。	4,147
	バス代(ホテル前～鹿児島空港)	5月11日	1,100	－	1,100	支出したことを客観的に検証できる資料が示されていない。領収書がないことを本人も認めている。	1,100
	昼食代(横)5,750円	5月11日	1,150	B26の4の10	1,150	食事代は個人的支出である。	1,150
	タクシー代(バスターミナル～空港)	5月11日	1,220	－	1,220	支出したことを客観的に検証できる資料が示されていない。領収書がないことを本人も認めている。	1,220
	過剰計上分		9,769	－	9,769	過剰計上であることを本人も認めている。	9,769
	小計		171,998		171,998		98,248
	多治見市、郡上市10/31～11/2 88,725円						
	旅費(弘南観光)	10月19日	61,965	B26の5の2	61,965	政務調査活動の実質があったといえない。全額が本件使途基準に合致しない支出である。	0
	中部空港～名鉄名古屋	10月31日	1,200	－	1,200	支出したことを客観的に検証できる資料が示されていない。領収書がないことを本人も認めている。	0
	名古屋～多治見	10月31日	310	－	310	同上	0
	美濃太田～郡上八幡	11月1日	1,200	－	1,200	同上	0
	宿泊費(ホテル郡上八幡)	11月2日	13,650	B26の5の15	13,650	1泊2食付き宿泊料である。	0
	郡上八幡～美濃太田	11月2日	1,200	－	1,200	支出したことを客観的に検証できる資料が示されていない。領収書がないことを本人も認めている。	0
	多治見～金山	11月2日	570	－	570	同上	0
	金山～中部空港	11月2日	350	－	350	同上	0
	リンゴ代(津軽石川農協)	10月20日	2,400	B26の5の7	2,400	政務調査活動の実質があったといえない。全額が本件使途基準に合致しない支出である。	0
	昼食代(きしめんの吉田)	10月31日	1,000	B26の5の10	1,000	食事代は個人的支出である。	1,000
	タクシー代(多治見駅～ホテル)近鉄東美タクシー	10月31日	210	B26の5の11	210	政務調査活動の実質があったといえない。全額が本件使途基準に合致しない支出である。	0

別表

	夕食代(木曾路)12,631円	10月31日	2,500	B26の5の14	2,500	食事代は個人的支出である。	2,500
	昼食代(山茶屋)	11月1日	1,000	B26の5の13	1,000	同上	1,000
	昼食代	11月2日	500	-	500	支出したことを客観的に検証できる資料が示されていない。領収書がないことを本人も認めている。	500
	タクシー代(バスター・ミナル～自宅)	11月2日	1,220	-	1,220	同上	1,220
	誤計算分		-550	-	-550		-550
	小計		88,725		88,725		5,670
	ガソリン代(ディア宮園)	7月15日	5,676	B26の6の1	4,967	8分の7が使途基準に合致しない。	4,257
		6月17日	5,544	B26の6の2	4,851	同上	4,158
		4月13日	5,456	B26の6の3	4,774	同上	4,092
		10月3日	5,320	B26の6の4	4,655	同上	3,990
		9月6日	5,934	B26の6の5	5,192	同上	4,450
		8月15日	5,866	B26の6の6	5,133	同上	4,399
		10月23日	6,097	B26の6の7	5,335	同上	4,572
		10月11日	4,453	B26の6の8	3,896	同上	3,339
		5月1日	5,272	B26の6の9	4,613	同上	3,954
		H19.1.12	5,668	B26の6の10	4,960	同上	4,251
		12月10日	5,394	B26の6の11	4,720	同上	4,045
		11月19日	5,733	B26の6の12	5,016	同上	4,299
		H19.3.2	2,476	B26の6の13	2,167	同上	1,857
	ガソリン代他(ディア宮園)	H19.2.14	6,777	B26の6の14	4,736	エンジン洗浄剤1,365円を除く8分の7が本件使途基準に合致しない。	4,059
		H19.1.19	5,591	B26の6の15	4,892	同上	4,193
		H19.3.26	4,956	B26の6の16	4,337	同上	3,717
	自己負担分		-34,121		-32,756	エンジン洗浄剤1365円と自己負担分とする金額の調整分	-22,146
	小計		52,092		41,486		41,486
	科目合計		458,531		406,439		156,924
資料購入費	毎日新聞36,084円	不明	36,084	B26の7の1 ～12	36,084	本件政務調査費の期間内に支出されたのか客観的に検証できない。	0
	陸奥新報31,200円	不明	31,200	B26の7の 13～24	31,200	本件政務調査費の期間内に支出されたのか客観的に検証できない。 家族での購読である。	0
	東奥日報36,000円	不明	36,000	B26の7の 25～36	36,000	同上	0
	議会事務局を通して購入した黒滝書店扱い「情報誌」		36,730	B26の7の 38～49	36,730	内容について「情報誌」とだけしか説明されていない。政務調査活動との関連が説明もされず、全く不明である。	0
	旧相馬村、岩木町地図(ゼンリン)	5月1日	15,750	B26の7の37	0		0
	科目合計		155,764		140,014		0
	議会報告会案内文コピー代 1,530円						
		5月24日	500	B26の9の4	500	報告会が開催されたという事実が客観的に検証できない。目的外支出である。	0
		7月31日	550	B26の9の3	550	同上	0

## 別表

		12月10日	480	B26の9の2	480	同上	0
小計			1,530		1,530		0
ファクシミリ用紙							
SANWADO	4月25日	598	B26の9の1	523	個人的使用分、その他一般的な議員活動分、政党活動分、後援会活動分、政務調査活動分に案分して計上すべきである。8分の7は本件使途基準に合致しない。	299	
小計		598		523		299	
電話代 112,539円							
携帯	5,027	H19.3.26	3,705	B26の8の1	3,705	政務調査活動のためではなく、一般的な議員活動のために携帯している電話の料金である。本件使途基準に合致しない。	3,705
	5,129	H19.2.26	3,705	B26の8の3	3,705	同上	3,705
	6,095	H19.1.25	3,705	B26の8の5	3,705	同上	3,705
	3,995	12月25日	3,705	B26の8の7	3,705	同上	3,705
	3,995	11月27日	3,705	B26の8の9	3,705	同上	3,705
	3,995	10月25日	3,705	B26の8の11	3,705	同上	3,705
	3,995	9月25日	3,705	B26の8の13	3,705	同上	3,705
	3,995	8月25日	3,705	B26の8の15	3,705	同上	3,705
	3,995	7月25日	3,705	B26の8の17	3,705	同上	3,705
	3,995	6月26日	3,795	B26の8の19	3,705	同上	3,705
	3,995	5月25日	3,705	B26の8の21	3,705	同上	3,705
	不明	不明	3,705	不明	3,705	支出したことを検証できる資料が示されていない。H19.4に支出したというのであれば期間外支出である。	3,705
	小計		44,460		44,460		44,460
自己負担分		0		-7,456		-7,456	
携帯電話代合計		44,460		37,004		37,004	
NTT(A)	10,284	5月8日	10,284	B26の8の2	8,999	8分の7は本件使途基準に合致しない支出である。	
	9,028	6月5日	9,028	B26の8の1	7,900	同上	
	8,233	7月5日	8,233	B26の8の4	7,204	同上	
	10,067	8月7日	10,067	B26の8の3	8,809	同上	
	9,835	9月5日	9,835	B26の8の6	8,606	同上	
	9,703	10月5日	9,703	B26の8の5	8,490	同上	
	8,835	11月6日	8,835	B26の8の8	7,731	同上	
	8,689	12月5日	8,689	B26の8の7	7,603	同上	
	10,353	H19.1.5	10,353	B26の8の10	9,059	同上	
	10,240	H19.2.5	10,240	B26の8の9	8,960	同上	
	9,320	H19.3.5	9,320	B26の8の12	8,155	同上	
	小計		104,587		91,514		
	日本	3,423	5月15日	3,423	B26の8の13	2,995	8分の7は本件使途基準に合致しない支出である。
5,115		6月15日	5,115	B26の8の15	4,476	同上	
8,673		7月18日	8,673	B26の8の17	7,589	同上	
5,260		8月15日	5,260	B26の8の19	4,603	同上	
5,691		9月15日	5,691	B26の8の21	4,980	同上	
3,906		10月16日	3,906	B26の8の23	3,418	同上	

## 別表

		4,903	11月15日	4,903	B26の8の25	4,290	同上
		3,116	12月15日	3,116	B26の8の27	2,727	同上
		5,229	H19.1.15	5,229	B26の8の29	4,575	同上
		4,588	H19.2.15	4,588	B26の8の31	4,015	同上
		9,082	H19.4.16	9,082	B26の8の33	7,947	1/21～3/20分の9082円は、本件政務調査費と関係のない支出である。計上した全額が使途基準に合致しない。
		不明分	8,878	8,878		7,768	支出したことが確認できない。計上した全額が使途基準に合致しない。
		小計		67,864		59,381	
		合計(A)+(B)		172,451		150,895	1/21～3/20分の9082円は、本件政務調査費と関係のない支出である。支出したことが検証できない8878円が計上されている。
		自己負担分		-104,372		-104,372	自己負担分の内訳・根拠が不明
		固定電話代合計		68,079		46,523	
		携帯+固定 計		112,539		83,527	
		科目合計		114,667		85,580	
		総合計		738,962		642,033	
		自己負担分		-18,962		-18,962	
		総計		720,000		623,071	
25	下山文雄	7月20日、札幌市第68回全国都市問題会議参加費 10,000					
		領収証、会議参加費として、第68回全国都市問題会議実行委員会	H18.7.20	10,000	B27の4の1	10,000	政務調査活動の実質があったといえない。
		小計		10,000		10,000	
		科目合計		10,000		10,000	
		5/8～11日、奄美市、指宿市(市政一般、観光調査費) 135,552					
	調査旅費	領収証、チケット宿泊代として、ジャパンツアーシステムみちのく株式会社	H18.4.28	135,552	B27の4の2	135,552	領収書内訳明細も示されず、示された資料によつても政務調査活動の実質があつたといえない。
		小計		135,552		135,552	
		7/21～23日、北海道斜里町(大規模畑作農業) 134,140					
		領収証、松の家旅館	H18.7.22	6,000	B27の4の3	6,000	政務調査活動の実質があつたといえない。
		領収証、チケット代として、ジャパンツアーステムみちのく株式会社	H18.6.28	128,140	B27の4の4	128,140	領収書内訳明細も示されず、示された資料によつても政務調査活動の実質があつたといえない。
		小計		134,140		134,140	
	1/30～31日、東京全酪連研修(コンプラアンス体制) 61,020						

別表

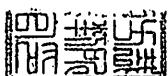
	領収証、航空券代、ご宿泊代として、JTBトラベラント	H19.1.11	61,020	B27の4の5	61,020	領収書内説明細も示されず、示された資料によっても政務調査活動の実質があったといえない。	0
	小計		61,020		61,020		0
	科目合計		330,712		330,712		67,776
	会議録製本代 2,500						
資料作成費	領収証、製本代、弘前製本印刷	H18.8.24	2,500	B27の5の1	2,500	何を製本したのか客観的に検証できず、政務調査活動の実質があるといえない。	0
	小計		2,500		2,500		0
	清水村郷土誌コピーと製本代 2,000						
資料購入費	領収証、製本代として、佐藤製本所	H18.4.28	2,000	B27の5の2	2,000	誰宛のものであるか、何を製本したことによる領収書であるか不明である。政務調査活動の実質があるといえない。	0
	小計		2,000		2,000		0
	合計		4,500		4,500		0
	書籍購入 63,716						
資料購入費	領収書、書籍代として、経済辞典、弘前書店	H19.2.8	2,500	B27の6の4	2,500	弘前市政との関わりが不明である。政務調査活動の実質があるといえない。	0
	書籍代として、農学の野外科学の方法、冷害はなぜ繰り返し起きるか？、日本百名山	H18.9.8	3,000	B27の6の5	3,000	同上	0
	領収証、書籍代として、囚われの大地、農協のコンプラアンス、弘前書店	H18.6.3	2,500	B27の6の6	2,500	同上	0
	領収証、書籍代として、高木恭造詩文集、弘前書店	H18.4.21	2,000	B27の6の7	2,000	同上	2,000
	領収証、本代、青森県りんご協会60年誌、青森県りんご協会	H18.10.23	2,200	B27の6の8	2,200	同上	0
	請求書兼受領書、住宅地図、弘前小沢郵便局	H18.9.22	15,000	B27の6の9	0		0
	お買上票、200、250、弘前市史(上)	H18.5.31	450	B27の6の10	450	200円と250円の本を各1冊購入したものであるが、メモ書きには1冊分しか記載されていない。メモ書きの本をいくらで購入したのか不明である。	0
	平成18年5月10日で始まるメモ書き、ホタル帰る	H18.5.10	1,500	B27の6の11	1,500	支出が為されたことが客観的に検証できない上、弘前市政との関わりが不明である。政務調査活動の実質があるといえない。	1,500
	領収証、弘前市史(下)成田古書店	不明	550	B27の6の13	0		0
	請求書兼領収書、弘前市議会事務局総務係	H18.7.21	1,890	B27の6の14	1,890	政務調査活動の実質があるといえず、個人的な購読料というべきである。	0

## 別表

請求書兼領収書, 弘前市議会事務局総務係	H18.6.21	2,060	B27の6の15	2,060	同上	0
請求書兼領収書, 弘前市議会事務局総務係	H18.5.19	1,580	B27の6の16	1,580	同上	0
請求書兼領収書, 弘前市議会事務局総務係	H18.4.21	5,489	B27の6の17	5,489	同上	0
領収書, その他和書, 紀伊國屋書店弘前店	H19.2.14	979	B27の6の18	979	同上	979
領収書, 評論隨筆詩歌 999, 評論隨筆詩歌 1,575, 小説外国文学 1,600, 新書766, 紀伊國屋書店弘前店	H18.10.20	4,940	B27の6の19	4,940	同上	4,940
領収書, 文庫一般924, 文庫一般924, 文庫一般 798, 紀伊國屋書店弘前店	H19.2.14	2,646	B27の6の20	2,646	同上	2,646
領収書, 文庫一般890, 紀伊國屋書店弘前店	H18.9.13	890	B27の6の21	890	同上	890
領収書, 歴史1,200, 文庫一般619, 紀伊國屋書店弘前店	H19.2.7	1,819	B27の6の22	1,819	同上	1,819
領収書, 歴史1,890, 紀伊國屋書店弘前店	H18.4.21	1,890	B27の6の23	1,890	同上	1,890
領収書, 小説外国文学 1,260, 文庫一般539, 新書840, 歴史999, 紀伊國屋書店弘前店	H19.2.4	3,638	B27の6の24	3,638	同上	3,638
領収書, 評論隨筆詩歌 1,575, 評論隨筆詩歌 1,260, 紀伊國屋書店弘前店	H18.4.21	2,835	B27の6の25	2,835	同上	2,835
領収書, 歴史1,680, 紀伊國屋書店弘前店	H18.12.20	1,680	B27の6の26	1,680	同上	1,680
領収書, 文庫一般896, 紀伊國屋書店弘前店	H18.4.6	1,680	B27の6の27	1,680	同上	1,680
小計		63,716		48,166		26,497
全国農業新聞600×12ヶ月	7,200					

## 別表

	領収証、平成19年1月～19年6月分までの全国農業新聞購読料として、全国農業新聞青森支局 3,600	H19.7.25	1,800	B27の6の1	1,800	支出日は本件政務調査費と関係のない時期のものである。	0
	領収証、平成18年7月～18年12月分までの全国農業新聞購読料として、全国農業新聞青森支局 3,600	H19.1.29	3,600	B27の6の2	0		0
	領収証、平成18年1月～18年6月分までの全国農業新聞購読料として、全国農業新聞青森支局 3,600	H18.7.27	1,800	B27の6の3	0	平成18年1月から3月までの3か月分購読料は、本件政務調査費の期間外にかかる購読料であるのでH18.4～6の分を計上したものと思われる。	0
	小計		7,200		1,800		0
	科目合計		70,916		49,966		26,497
広報費	資料(広報)印刷…17年度決算、18年度予算、19年度予算、農業ポジティブ、新農政の概要他 60,690						0
	領収証、資料印刷代として、アサヒ印刷	H18.12.25	19,140	B27の7の2	19,140	「市民と語る会」開催との関連がない。政務調査活動の実質がない。	0
	領収証、資料印刷代として、アサヒ印刷	H18.10.4	13,800	B27の7の3	13,800	同上	0
	領収証、資料印刷代として、アサヒ印刷	H18.7.6	17,250	B27の7の6	17,250	同上	0
	領収証、資料印刷代として、アサヒ印刷	H18.5.15	10,500	B27の7の7	10,500	同上	0
	小計		60,690		60,690		0
	葉書60枚 3,000						
写真代 6,977	領収証書50円60枚、弘前小沢郵便局	H18.12.25	3,000	B27の7の1	3,000	「市民と語る会」開催をしたという事実を確認できないし、開催していたとしても、開催時期からすればむしろ選挙活動のための支出というべきである。	0
	小計		3,000		3,000		0
	科目合計		70,667		70,667		0
会	市民と語る会12月24日吉川集会所70人						



## 別表

議費	領収証、公民館使用料、館長佐藤孝	H18.12.24	12,000	B27の8の2	12,000	会開催の案内文も示されず、説明するような集会が開催されたことが客観的に検証できない。政務調査活動の実質がない。	0
	領収証、ジュース120円×75、下山商店	H18.12.24	9,000	B27の8の3	9,000	同上	0
	小計		21,000		21,000		0
	市民と語る会3月20日下湯口研修会館42人						
	領収証、40×120円ジュース、下山商店	H19.3.20	4,800	B27の8の1	4,800	会開催の案内文も示されず、説明するような集会が開催されたことが客観的に検証できない。政務調査活動の実質がない。	0
	小計		4,800		4,800		0
	科目合計		25,800		25,800		0
	ファイルブック、原稿用紙、ノート、筆記用具他 4,438						
	領収証、359、文苑堂	H18.4.11	359	B27の9の1	299	購入物不明。計上額の6分の5は本件使途基準に合致しない。	179
	領収証、94、文苑堂	H18.8.18	94	B27の9の2	78	同上	47
雑費	領収証、328、文苑堂	H18.8.22	328	B27の9の3	273	同上	164
	領収証、252、文苑堂	H18.8.19	252	B27の9の4	210	同上	126
	領収証、294、文苑堂	H18.8.18	294	B27の9の5	245	同上	147
	領収証、文房具3個、紀伊國屋書店弘前店	H18.10.3	1,071	B27の9の6	893	同上	535
	平山萬年堂のレシート	H19.1.19	1,200	B27の9の7	1,000	同上	600
	平山萬年堂のレシート	H18.12.5	840	B27の9の8	700	同上	420
	小計		4,438		3,698		2,218
	科目合計		4,438		3,698		2,218
	総計		517,033		495,343		96,491
26 藤田隆司	浦添市行政視察(一般行政、国際文化都市づくりの取り組み等)旅費 195,860						
	領収証、7/12~7/16沖縄都旅行費用として、日本旅行	H18.7.3	195,860	B28の3の1の1	195,860	旅程も不明であり、唯一訪問したことが分かる浦添市に関する政務調査活動の実質があったといえない。	97,930
	科目合計		195,860		195,860		97,930
	総計		195,860		195,860		97,930
27 福士博嗣	市政懇談会参加費	不明	8,508	不明	8,508	支出があったことを裏付ける資料が全く示されない。当該支出があつたことさえ検証できず、政務調査活動の実質があつたといえない。	8,508

## 別表

調査旅費	政務調査費訴訟旅費	不明	13,400	不明	13,400	同上	13,400
資料作成費	事務用品・プリンターインク	不明	45,790	不明	45,790	同上	45,790
資料購入費	本、雑誌、新聞、法律書	不明	51,450	不明	51,450	同上	51,450
広報費	議会報告書送達料	不明	193,200	不明	193,200	同上	193,200
人件費	アルバイト料	不明	360,000	不明	360,000	同上	360,000
事務所費	賃借料、ガス・灯油	不明	150,000	不明	150,000	同上	150,000
雜費	電話代(事務所設置)	不明	75,844	不明	75,844	同上	75,844
	自己負担分		-178,192		-178,192		-178,192
	合計		720,000		720,000		720,000

28

成田 善一	研究研修費	議員教室参加費 15,448					
		領収証、研修会費、弘前市議会「議員教室」会計	H18.8.29	8,508	B30の4の1	8,508	政務調査活動の実質があったということが窺える資料も示されず、説明もされない。
		第2回「議員教室」收支報告書、一人当たり6,940円 領収証、議員教室宛、13名様御食事代、菊富士	H18.10.12	6,940	B30の4の2 B30の4の3	6,940	成田議員による支出であるか検証できない上、政務調査活動の実質があったということが窺えない。
調査旅費		科目合計		15,448		15,448	6,940
		鳥羽市、田原市町村合併や政務調査費について(北彩観光へ旅費) 167,160					
		領収証、5/8~5/11旅費代として、北彩観光	H18.4.7	167,160	B30の5の2	167,160	政務調査活動の実質があったということが窺える資料も示されず、説明もされない。
資料作成		小計		167,160		167,160	167,160
		科目合計		167,160		167,160	167,160
		印刷代 190,150					0
		領収証、議会だより印刷代として、太田印房	H18.6.2	7,000	B30の5の3	7,000	「議会だより」が印刷されたとするが、政務調査活動としての内容であるか検証できない。政務調査活動の実質が存在したといえない。

## 別表

費	領収証, 印刷代として, 阿波屋印刷	H18.9.5	18,000	B30の5の4	18,000	「印刷代として」とだけ記載された領収書しか示されない。政務調査活動としての内容であるか検証できず、政務調査活動の実質が存在したといえない。	18,000
	領収書, 資料印刷代として, 太田印房	H18.10.23	120,000	B30の5の5	120,000	同上	120,000
	領収証, 印刷代として, 阿波屋印刷	H18.11.29	10,500	B30の5の6	10,500	同上	10,500
	領収証, 印刷代として, 阿波屋印刷	H18.12.29	34,650	B30の5の7	34,650	同上	34,650
	小計		190,150		190,150		183,150
	コピー						
資料購入費	領収証, コピー用紙代として, ザ・サンワ 横の口店	H18.12.20	5,940	B30の5の1	5,940	自身の県議選のための支出というべきである。政務調査活動の実質があったといえない。	5,940
	小計		5,940		5,940		5,940
	科目合計		196,090		196,090		189,090
資料購入費	地図代 39,690						
	領収証, 地図代金, 横口書店	H18.4.1	39,690	B30の6	39,690	どのような地図を何の目的で購入したのか全く不明である。政務調査活動の実質があったといえない。	39,690
	小計		39,690		39,690		39,690
	科目合計		39,690		39,690		39,690
広報費	郵便代 458,595						
	郵便料金受領証, 市内特別￥65円2539通, ￥80円83通, 弘前大清水	H18.6.5	171,675	B30の7の1	171,675	政務調査活動の実質があったということが窺える資料も示されず、説明もされない。自身の県議選のための支出というべきである。	171,675
	郵便料金受領証, 市内特別￥75円2747通, ￥90円100通, 弘前大清水	H18.10.23	215,025	B30の7の2	215,025	同上	215,025
	郵便料金受領証, 市内特別￥75円276通, ￥90円35通, 弘前大清水	H18.10.26	23,850	B30の7の3	23,850	同上	23,850
	郵便料金受領証, 市内特別￥75円116通, ￥90円5通, 弘前大清水	H18.11.2	9,150	B30の7の4	9,150	同上	9,150
	郵便料金受領証, 市内特別￥75円116通, ￥90円5通, 弘前大清水	H19.2.2	35,895	B30の7の5	35,895	同上	35,895
	領収証書, 100円30枚, 弘前郵便局	H18.12.23	3,000	B30の7の6	3,000	同上	3,000
	小計		458,595		458,595		458,595
	封筒 6,825						

## 別表

	領収証、品代として、文修	H18.11.1	6,825	B30の7の7	6,825	政務調査活動の実質があったということが窺える資料も示されず、説明もされていない。自身の県議選のための支出というべきである。	6,825
	小計		6,825		6,825		6,825
	科目合計		465,420		465,420		465,420
会 議 費	会場費 市政報告会8月 80,000						
	領収書、会場費として、秋田屋仕出し店	H18.8.19	40,000	B30の8の1	40,000	会議が真実行われたということが説明されていない。政務調査活動の実質があったということが窺える資料も示されず、説明もない。自身の県議選のための支出というべきである。	0
	領収書、8/17会場費として、弘前プリンスホテル	H18.8.18	40,000	B30の8の2	40,000	同上	0
	小計		80,000		80,000		0
	会場費 市政報告会9月 52,000						
	領収書、市政報告会会場費として、秋田屋仕出し店	H18.9.25	52,000	B30の8の3	52,000	会議が真実行われたということが説明されていない。政務調査活動の実質があったということが窺える資料も示されず、説明もない。自身の県議選のための支出というべきである。	0
	小計		52,000		52,000		0
	会場費 市政報告会10月 40,000						
	領収書、報告会会場費代として、弘前プリンスホテル	H18.10.1	40,000	B30の8の4	40,000	会議が真実行われたということが説明されていない。政務調査活動の実質があったということが窺える資料も示されず、説明もない。自身の県議選のための支出というべきである。	0
	小計		40,000		40,000		0
	科目合計		172,000		172,000		0
人 件 費	事務アリバイト4月 30,000						
	領収証、事務アリバイト代として、西川善人	H18.4.21	30,000	B30の9の1	30,000	単に「事務アリバイト代」としての支出である。目的不明であり、自身の県議選のための支出というべきである。	30,000
	小計		30,000		30,000		30,000
	事務アリバイト6月 75,000						
	領収証、アルバイト代として、斎藤香世	H18.6.3	25,000	B30の9の2	25,000	単に「アルバイト代」としての支出である。目的不明であり、自身の県議選のための支出というべきである。	25,000
	領収証、事務アルバイト代として(4月分)、今泉昌一	H18.6.5	25,000	B30の9の3	25,000	単に「事務アルバイト代」としての支出である。目的不明であり、自身の県議選のための支出というべきである。	25,000
	領収証、事務アルバイト代として(5月分)、今泉昌一	H18.6.5	25,000	B30の9の12	25,000	同上	25,000
	小計		75,000		75,000		75,000
	事務アルバイト7月 20,000						
	領収証、事務アルバイト料として、西川善人	H18.7.13	20,000	B30の9の13	20,000	単に「事務アルバイト代」としての支出である。目的不明であり、自身の県議選のための支出というべきである。	20,000
	小計		20,000		20,000		20,000
	事務アリバイト8月 25,000						

別表

	領収証、事務アルバイト代として、田澤賢一	H18.8.30	25,000	B30の9の14	25,000	単に「事務アルバイト代」としての支出である。目的不明であり、自身の県議選のための支出というべきである。	25,000
	小計		25,000		25,000		25,000
	事務アライバイト10月 36,000						
	領収証、事務アルバイト代として、奈良淳子	H18.10.26	3,000	B30の9の4	3,000	単に「事務アルバイト代」としての支出である。目的不明であり、自身の県議選のための支出というべきである。	3,000
	領収証、事務アルバイト代、柿崎その	H18.10.26	5,000	B30の9の5	5,000	同上	5,000
	領収証、事務アルバイト代、葛西次子	H18.10.26	5,000	B30の9の6	5,000	同上	5,000
	領収証、事務アルバイト代として、八木橋拓子	H18.10.26	3,000	B30の9の7	3,000	同上	3,000
	領収証、事務アルバイト代として、山口はつよ	H18.10.26	5,000	B30の9の8	5,000	同上	5,000
	領収証、事務アルバイト代として、森山節子	H18.10.26	5,000	B30の9の9	5,000	同上	5,000
	領収証、事務アルバイト代として、鎌田栄子	H18.10.26	5,000	B30の9の10	5,000	同上	5,000
	領収証、事務アルバイト代として、白取繁男	H18.10.26	5,000	B30の9の11	5,000	同上	5,000
	小計		36,000		36,000		36,000
	科目合計		186,000		186,000		186,000
	事務所賃料 193,375						
	領収証、仲介手数料として、第一不動産	H18.8.3	18,375	B30の10の1	18,375	政務調査活動の実質がない。	18,375
	契約金明細書兼請求書、5か月分賃料、第一不動産	H18.7.27	175,000	B30の10の2	175,000	支出があったことを裏付ける資料が全く示されない。当該支出があつたことさえ検証できず、政務調査活動の実質があつたといえない。	175,000
	小計		193,375		193,375		193,375
	科目合計		193,375		193,375		193,375
	自己負担分		-715,183		-715,183		-715,183
	総計		720,000		720,000		532,492
29	高谷友視	7/12～16 沖縄 195,860					
	領収証、7/12～16沖縄宮古旅行費用として、日本旅行	H18.7.3	195,860	B31の3の3	195,860	入手したとする名刺、資料は示されているが、それだけである。政務調査活動の実質があつたといえない。	97,930
	小計		195,860		195,860		97,930
	8/30～31 脇野沢(むつ市) 31,260						

## 別表

	領収証、8/30~31むつ市旅行費用として 日本旅行	H18.8.24	31,260	B33の3の4	31,260	入手したとする名刺は示されているが、それだけである。政務調査活動の実質があったといえない。	0
	小計		31,260		31,260		0
	H18.5/20~22 米沢市 56,780						
	領収証、H18.5/20~22米沢市旅行費用として、日本旅行	H18.5.17	56,780	B31の3の2	56,780	何処を訪問し、誰と会ったのかも示されない。政務調査活動の実質があつたといえない。	0
	小計		56,780		56,780		0
	議員研修会 22,200						
	領収書、弘前市議会議員教室会計宛、ゴム印代として、太田印房	H18.8.21	1,680	B31の3の10	1,680	高谷議員が参加したかさえ不明であり、参加したとしても、高谷議員がどのような調査活動を行ったのか示されていない。	1,680
	領収書、弘前市議会議員教室宛、会議会食代として、ホテルニューキャッスル	H18.8.19	77,924	B31の3の11	77,924	同上	77,924
	領収証、議員教室宛、八ガキ代として、弘前市職員労働組合連合会	H18.8.10	1,000	B31の3の12	1,000	同上	1,000
	不明		-58,404		-58,404		-58,404
	小計		22,200		22,200		22,200
	八戸市、深浦 85,000						
	不明		85,000		85,000	支出があつたことを裏付ける資料が全く示されない。当該支出があつたことさえ検証できず、政務調査活動の実質があつたといえない。	85,000
	小計		85,000		85,000		85,000
	科目合計		391,100		391,100		205,130
資料購入費	定期購読、文芸春秋・正論など 22,620						
	領収書、「定期購読」正論・諸君・サビオ・文芸春秋等、平成18年4月～平成19年3月末、アイブック	不明	22,620	B31の4の1	22,620	示された領収書から、いつ支出したものであるか特定できない。政務調査活動との関連が不明であり、個人的な支出というべきである。	0
	小計		22,620		22,620		0
	新聞3紙 115,200						
	領収証、陸奥新報、平成18年4月～平成19年3月、陸奥新報販売センター	不明	31,200	B31の4の2	31,200	1年分の購読料支出に係る領収書ではあるが、この支出がいつ為されたのか特定できない。家族的に購読していたとも推量され、個人的支出というべきである。	0
	領収証、読売新聞、H18.4月～H19.3月分読売及び報知新聞代、YC城西	H19.7.4	49,734	B31の4の3	49,734	支出日が平成19年7月4日である。本件政務調査費とは関係がない。	0

## 別表

	領収証、H18.4月分～H19.3月分購読料として、再発行 東奥日報販売株式会社弘前支社	H19.7.4	36,000	B31の4の4	36,000	再発行された領収書で、その日付は平成19年7月4日である。収支報告書提出時には記載の支出を裏付ける領収書がなかったということになる。真正の支出日が不明であり、家族的購読の費用支出である。	0
	不明		-1,734		-1,734		-1,734
	小計		115,200		115,200		-1,734
	住宅地図(旧弘前市) 27,300						
	不明		27,300		27,300	支出があつたことを裏付ける資料が全く示されない。当該支出があつたことさえ検証できず、政務調査活動の実質があつたといえない。	27,300
	小計		27,300		27,300		27,300
	住宅地図(岩木) 15,000						
	不明		15,000		15,000	支出があつたことを裏付ける資料が全く示されない。当該支出があつたことさえ検証できず、政務調査活動の実質があつたといえない。	15,000
	小計		15,000		15,000		15,000
	科目合計		180,120		180,120		40,566
会議費	市政を語る会4回茶菓子1人1,600円 79,200						
	不明		79,200		79,200	支出があつたことを裏付ける資料が全く示されない。当該支出があつたことさえ検証できず、政務調査活動の実質があつたといえない。	79,200
	小計		79,200		79,200		79,200
	科目合計		79,200		79,200		79,200
人件費	市政を語る会4回1人5,000円、1回2人 40,000						
	不明		40,000		40,000	支出があつたことを裏付ける資料が全く示されない。当該支出があつたことさえ検証できず、政務調査活動の実質があつたといえない。	40,000
	小計		40,000		40,000		40,000
	科目合計		40,000		40,000		40,000
事務所費	事務所借上4回 40,000						
	領収証、市政を語る会事務所借り上げ代として、対馬正治	H18.4.10	10,000	B31の5の1	10,000	領収書には「市政を語る会事務所借上代として」と記載されているが、そのような集会が開かれたことを裏付ける資料は全く示されていない。政務調査活動の実質が存在したとはいえない。	0
	領収証、市政を語る会事務所借り上げ代として、対馬正治	H18.8.9	10,000	B31の5の2	10,000	同上	0
	領収証、市政を語る会事務所借り上げ代として、対馬正治	H18.11.22	10,000	B31の5の3	10,000	同上	0
	領収証、市政を語る会事務所借り上げ代として、対馬正治	H19.1.12	10,000	B31の5の4	10,000	同上	0
	小計		40,000		40,000		0
	科目合計		40,000		40,000		0

## 別表

		文房具、コピー代 3,500					
	雑費	不明	不明	3,500	不明	3,500	支出があったことを裏付ける資料が全く示されない。当該支出があつたことさえ検証できず、政務調査活動の実質があつたといえない。
		小計		3,500		3,500	
		科目合計		3,500		3,500	
				-13,920		-13,920	
		総計		720,000		720,000	354,476
30 工藤 栄弥	研究 研修費	飼料、農材、「議員教室」 51,100					
		購買品取引明細書 458,600	H20.8.20	51,100	B32の3の1	51,100	シャモロックの飼育に政務調査活動の実質があつたという立証がされない。議員教室についての費用支出の存在が不明である。使途基準に合致した支出であるといえない。
		小計		51,100		51,100	
		科目合計		51,100		51,100	
	調査 旅費	沖縄、米沢市、むつ市、八戸市、二戸町、深浦町、八幡平村、秋田市、六戸町、三沢市 468,900					
		領収証、7/12～16沖縄宮古旅行費用として、日本旅行弘前旅行サービス	H18.7.3	195,860	B32の4の1	195,860	政務調査活動の実質があつたことが示されない。したがって、本件使途基準に合致しない支出である。
		領収証、8/30～8/31むつ市旅行費用として、日本旅行弘前旅行サービス	H18.8.24	31,260	B32の4の2	31,260	同上
		領収証、H18.5/20～5/22米沢市旅行費用として、日本旅行弘前旅行サービス	H20.5.17	56,780	B32の4の3	56,780	同上
		ガソリン代 富士見総業 大鰐弘前インター	H18.6.5	6,958	乙27の6	6,958	同上
		ホテルセンターイン米沢	H18(判読できず)	10,710		10,710	宿泊費の他に2人分朝食代が計上されている。米沢への旅行費用は別途計上されている。意味不明である。政務調査活動の実質があつたといえない。
		利用証明書 いわき中央	H18.6.12	3,150		3,150	政務調査活動の実質があつたことが示されていないから、本件使途基準に合致しない支出である。
		利用証明書 大鰐弘前	H18.6.13	8,450		8,450	同上
		領収書 福島県道路公社	H18.6.13	300		300	同上
		ENEOS 納品書(領収書) いわき市	H18.6.12	9,011		9,011	同上
		ガソリン代 富士見総業	H18.6.19	8,836		8,836	同上
							6,627

## 別表

ガソリン代 富士見総業 大鰐弘前インター	H18.7.26	7,450
利用証明書 十和田(「八 戸市」とメモ書き有り)	H18.7.26	1,200
利用証明書 琴丘森岳本 線(「秋田市」とメモ書きあ り)	H18.8.5	1,500
利用証明書 秋田中央 (「秋田市」とメモ書きあり)	H18.8.5	1,750
ガソリン代 秋田市中通	H18.8.5	5,991
ガソリン代 丹藤	H18.11.1	7,322
同上	H18.11.9	8,447
利用証明書 古川(「米沢 市」とメモ書き有り)	H18.11.1	5,900
利用証明書 大鰐弘前 (「米沢市」とメモ書き有 り)	H18.11.2	5,250
ENEOS 納品書(領収書) 花輪サービスエリア	H18.11.2	3,020
ガソリン代 富士見総業 大鰐弘前インター	H18.12.26	8,435
利用証明書 青森中央本 線	H19.1.3	800
領収書 みちのく有料道 路	H19.1.3	830
利用証明書 浪岡	H19.1.4	800
不明		78,890
小計		468,900
科目合計		468,900

乙27の6

7,450	同上	5,587
1,200	同上	900
1,500	同上	1,125
1,750	同上	1,312
5,991	同上	4,493
7,322	同上	5,491
8,447	同上	6,333
5,900	同上	4,425
5,250	同上	3,937
3,020	同上	2,265
8,435	同上	6,326
800	同上	600
830	同上	622
800	同上	600
78,890	支出を裏付ける資料が示されず、政務調査活動の実質があったことが 検証できない。	78,890
468,900		259,073
468,900		259,073

資料 作成費	市政報告、政策提案 8,500					
	個別フォルダ一代としてコ ピー一紙代 (株)弘前事務 機器商会	H18.8.8	8,500	乙27の2	5,667	按分して計上すべきであり、3分の2は使途基準に合致しない。
	小計		8,500		5,667	
	科目合計		8,500		5,667	
資	新聞2紙、書籍、研究資料文献 168,040					

別表

料 購 入 費	領収証, H18/4～H18/6 迄3,007×3=9,021, H18/7=990, H19/2～ H19/3=3,007×2=6,014, ASA弘前中央	不明	16,025	B32の5の1	16,025	支出した日付が検証できない。本件政務調査費の支出を裏付ける資料とはいえない。	0
	領収証, 東奥日報購読料 (H17年4月～H17年11月 分)として(再発行), 東奥 日報販売株式会社弘前 支社	H20.8.20	24,000	B32の5の2	24,000	再発行された領収書であり, その日付は平成20年8月20日である。 收支報告書提出時には記載の支出を裏付ける領収書がなかったとい うことになり, 真正の支出日が不明である。	24,000
	証明書, 読売新聞, 平成 18年7月2,200円, 8月 3,007円, 9月3,007円, 10 月3,007円, 11月3,007円, 12月3,007円, 币制19年1 月3,007円, YC弘前大学	H20.8.7	20,242	B32の5の3	20,242	購読料支出がいつ為されたか不明である。	0
	領収, 正論4, 文藝春秋 3, ウルトラダラー, サピオ 5, ことば遊びの楽しみ, 笑う大英帝国, 小計 10,417, 黒滝書店	不明	10,417	B32の5の4	10,417	政務調査活動との関連が具体的に立証されていないから, 政務調査 活動の実質があつたといえず, 使途基準に合致した支出とはいえない。 個人的な購読料というべきである。いつ支出されたのかは不明で ある。	1,512
	領収, 正論3, 文藝春秋 3, サピオ5, 警察物語, 夜 の橋, 刺客, 小計12,115, 黒滝書店	不明	12,115	B32の5の4	12,115	同上	1,260
	領収, 正論3, 正論別冊, 文藝春秋3, サピオ6, た そがれ滑兵衛, 共産主義 黒書, 小計12,450, 黒滝 書店	不明	12,450	B32の5の4	12,450	同上	1,470
	領収, 正論3, 正論別冊, 文藝春秋3, サピオ6, 国 家の品格, 日本の論点, 小計11,454, 黒滝書店	不明	11,454	B32の5の4	11,454	同上	0
	世界全史 (株)弘前事務機 器商会	H18.7.11	14,800	乙27の3①	14,800	政務調査活動との関連が具体的に立証されず, したがって政務調査 活動の実質があつたといえない。そうである以上, 使途基準に合致した 支出とはいえない。個人的な購読料というべきである。	0
	広辞苑 (株)弘前事務機器 商会	H18.10.2	10,000	乙27の3②	10,000	同上	0

## 別表

	日本大歳時記、成語林 株弘前事務機器商会	H18.10.19	22,500	乙27の3③	22,500	同上	0
	BLUemap (有)五輪商事	H18.9.25	63,000	乙27の4	63,000	同上	63,000
	小計		217,003		217,003		91,242
	自己負担分		-48,963		-48,963		-48,963
	科目合計		168,040		168,040		42,279
広報費	シャモロック試食会、自然、低農薬農産物試食飲食会 47,330						
	田中商店 野菜他品代	H17.10.2	14,990	乙27の7	14,990	本件政務調査費とは関係のない時期の支出である。	14,990
	田中商店 鍋用ヤサイ 100人分	H18.2.22	17,160		17,160	同上	17,160
	桜紙業 品代	H18.2.22	10,902		10,902	同上	10,902
	不明	不明	4,278		4,278	支出を裏付ける資料が示されていない。計上している金額の根拠も不明である。	4,278
	小計		47,330		47,330		47,330
	科目合計		47,330		47,330		47,330
会議費	会場借上料2回 12,000						
	不明	不明	12,000	不明	12,000	支出を裏付ける資料が全く示されていない。計上している金額の根拠も不明である。	12,000
	小計		12,000		12,000		12,000
	科目合計		12,000		12,000		12,000
事務所費	電話料 33,140						
	不明	不明	33,140	不明	33,140	支出を裏付ける資料が全く示されていない。計上している金額の根拠も不明である。	33,140
	小計		33,140		33,140		33,140
	科目合計		33,140		33,140		33,140
雑費	ガソリン、文房具 79,990						
	領収証 株丹藤 6,955	H19.4.22	0	B32の6の2	0	支出日が本件政務調査費と関係のない支出である。	0
	同上	7,242	H19.5.29	0 B32の6の3	0	同上	0
	同上	8,290	H19.6.20	0 B32の6の4	0	同上	0
	同上	8,455	H19.7.17	0 B32の6の5	0	同上	0
	同上	7,485	H19.8.30	0 B32の6の6	0	同上	0
	同上	8,383	H19.10.1	0 B32の6の7	0	同上	0
	同上	8,410	H19.12.24	0 B32の6の8	0	同上	0
	同上	8,587	H20.1.18	0 B32の6の9	0	同上	0
	同上	8,597	H20.2.25	0 B32の6の10	0	同上	0
	同上	9,256	H20.3.9	0 B32の6の11	0	同上	0

## 別表

		「ご利用先」で始まる表, 6/14, 32,394	不明	32,394	B32の6の14	26,995	支出金額の2分の1は個人的支出であり、残りについて一般的な議員活動分、後援会活動分、政務調査活動分に按分し、全体の6分の5は本件使途基準に合致しない。	24,295
ガソリン代	売上明細書, 7/12, 6,668, 株式会社弘善商会	7.20頃		6,668	B32の6の15	5,557	同上	5,001
	「ご利用先」で始まる表, 8/14, 14,128	不明		14,128	B32の6の16	11,773	同上	10,596
	「ご利用先」で始まる表, 9/13, 9,989	不明		9,989	B32の6の17	8,324	同上	7,491
	売上明細書, 10/12, 10,381, 株式会社弘善商	H18.10.20 頃		10,381	B32の6の18	8,651	同上	7,785
	売上明細書, H19.1/12, 9,256,株式会社弘善商会	H19.1.20頃		9,256	B32の6の20	7,713	同上	6,942
	売上明細書, H19.3/14, 17,808, 株式会社弘善商	H19.3.20頃		17,808	B32の6の22	14,840	同上	13,356
	不明 30,156			0		0	支出を裏付ける資料が示されていない。計上している金額の根拠も不明である。	0
	ガソリン代小計			100,624		83,853		75,466
	自己負担分			-20,634		-20,634		-15,474
	ガソリン代計			79,990		63,219		59,992
31 町田 藤一郎	科目合計			79,990		63,219		59,992
	総合計			869,000		849,396		509,164
	自己負担分			-149,000		-149,000		-149,000
	総計			720,000		700,396		360,164
	調査旅費	7/13~16 一般行政、浦添市(指定管理者制度導入及び市の概要について)国際文化都市作りの取り組み等(沖縄)(石垣島、宮古島視察の予定が台風のために変更) 195,865						
	領収証、日本旅行7/12~16沖縄都旅行費用として	H18.7.3	195,860	B33の4の1	195,860	政務調査活動の実質がない。		97,930
	不明		5		5	支出があつたことを裏付ける資料が全く示されない。		5
	小計		195,865		195,865			97,935
	8/30~31 脇野沢猿の調査、下北方面 31,260							
	領収証、日本旅行8/30~31むつ市旅行費用として 脇野沢猿	H18.8.24	31,260	B33の4の6	31,260	政務調査活動の実質がない。		0
	小計		31,260		31,260			0
	11/26~27 原子力発電、風力発電調査 12,000							

## 別表

	プラザホテルむつ	H18.11.27	6,000	B33の4の8	6,000	政務調査活動の実質がない。	6,000
	不明		6,000		6,000	支出を裏付ける資料がない。	6,000
	小計		12,000		12,000		12,000
	H19/2/3~4 秋田新幹線による駅付近の経済効果調査 19,700						
	領収書、ホテルルートイン グランティア秋田	H19.2.4	6,450	B33の4の9	6,450	政務調査活動の実質があったといえない。	6,450
	旅費往復代	不明	8,660	B33の4の10	8,660	支出を裏付ける資料がない。	8,660
	食事代	不明	4,590	B33の4の10	4,590	同上	4,590
	小計		19,700		19,700		19,700
	科目合計		258,825		258,825		129,635
資料作成費	7/9 市民と語る会及議会報告資料(6月議会報告)						
	領収証、7/9の資料作成 代として、町田幸雄	H18.7.5	5,000	B33の5の1	5,000	政務調査活動との関連が具体的に立証されない以上、本件使途基準 に合致した支出とはいえない。	0
	領収証、7/9の資料作成 代として、蒔苗良巳	H18.7.5	7,000	B33の5の2	7,000	同上	0
	小計		12,000		12,000		0
	H19/3/12 市政報告会及意見交換会資料 13,000						
資料購入費	領収証、3/12の資料作成 代として、蒔苗良巳	H19.3.5	8,000	B33の5の3	8,000	政務調査活動との関連が具体的に立証されない以上、本件使途基準 に合致した支出とはいえない。	0
	領収証、3/12の資料作成 代として、町田幸雄	H19.3.5	5,000	B33の5の4	5,000	同上	0
	小計		13,000		13,000		0
	科目合計		25,000		25,000		0
	赤旗800／月 9,600						
資料購入費	領収書「しんぶん赤旗」日 曜版2006年6月分	H18.6.21	800	B33の6の1	0		0
	領収書「しんぶん赤旗」日 曜版2006年7月分	不明	800	B33の6の2	800	いつ為された支出であるのか検証できない。	0
	領収書「しんぶん赤旗」日 曜版2006年8月分	H18.8.21	800	B33の6の3	0		0
	領収書「しんぶん赤旗」日 曜版2006年9月分	不明	800	B33の6の4	800	いつ為された支出であるのか検証できない。	0
	不明	不明	6,400		6,400	支出したという事実について検証できない。	6,400
	小計		9,600		8,000		6,400
資料購入費	日経新聞3,568／月 42,816						
	領収証、日経新聞H18.4 月～H19.3月分として	H19.7.7	42,816	B33の6の6	42,816	支出した日付によれば、本件政務調査費と関係のない支出ということ になる。再発行したものであるということも客観的に検証できず、支出 日が不明である。	0
	小計		42,816		42,816		0

## 別表

	陸奥新報2,600／月 31,200						
	領収証, H18.4～H19.3月分	H20.8.20	31,200	B33の6の5	31,200	支出した日付によれば、本件政務調査費と関係のない支出しである。再発行したものであるということも客観的に検証できず、真正の支出日が不明である。	0
	小計		31,200		31,200		0
	科目合計		83,616		82,016		6,400
広報費	7/9 市民と語る会議会報告 27,200						
	領収証、会場作り及び片づけ代4人分(3,500円×4人)町田君子	H18.7.9	14,000	B33の7の1	14,000	集会が開催されたことも検証できず、真実記載された人件費が支出されたということもかなりの蓋然性をもって疑われる。政務調査活動の実質があったといえない。	0
	領収証、ジュース2400×5ケース、菓子1200円(有)マルフジ商店	H18.7.9	13,200	B33の7の3	13,200	集会が開催されたことも検証できない。政務調査活動の実質があったといえない。	0
	小計		27,200		27,200		0
	H19.3/12 市政報告会及意見交換会 33,900						
	領収証、会場作り及び片づけ代5人分(3,500円×5人)町田君子	H19.3.12	17,500	B33の7の2	17,500	集会が開催されたことも検証できず、真実記載された人件費が支出されたということもかなりの蓋然性をもって疑われる。政務調査活動の実質があったといえない。	0
	領収証、ジュース2400×6ケース、お菓子代2,000円(有)マルフジ商店	H19.3.12	16,400	B33の7の4	16,400	集会が開催されたことも検証できない。政務調査活動の実質があったといえない。	0
	小計		33,900		33,900		0
	不明	不明	100		100	支出されたことが確認できない。	100
	科目合計		61,200		61,200		100
会議費	議員勉強会2回、8/19、10/12(今後のりんごについて、これから広域観光について)					町田議員において政務調査活動が行われたということについて立証されないのであるから本件支出に政務調査活動の実質があったといえない。	22,200
	小計		22,200		22,200		22,200
	科目合計		22,200		22,200		22,200
人件費	事務補助職員雇用代 時給750円 9時～4時 1週間に1日 216,000						
	領収証、事務代として(4月分)阿部徳子	H18.4.28	18,000	B33の9の1	18,000	政務調査活動の実質があったという立証がされない以上、本件使途基準に合致したものということはできない。	9,000
	領収証、事務代として(5月分)阿部徳子	H18.5.31	18,000	B33の9の2	18,000	同上	9,000
	領収証、事務代として(6月分)阿部徳子	H18.6.30	18,000	B33の9の3	18,000	同上	9,000
	領収証、事務代として(7月分)阿部徳子	H18.7.31	18,000	B33の9の4	18,000	同上	9,000
	領収証、事務代として(8月分)阿部徳子	H18.8.31	18,000	B33の9の5	18,000	同上	9,000

## 別表

	領収証、事務代として(9月分)阿部徳子	H18.9.29	18,000	B33の9の6	18,000	同上	9,000
	領収証、事務代として(10月分)阿部徳子	H18.10.31	18,000	B33の9の7	18,000	同上	9,000
	領収証、事務代として(11月分)阿部徳子	H18.11.30	18,000	B33の9の8	18,000	同上	9,000
	領収証、事務代として(12月分)阿部徳子	H18.12.29	18,000	B33の9の9	18,000	同上	9,000
	領収証、事務代として(1月分)阿部徳子	H19.1.31	18,000	B33の9の10	18,000	同上	9,000
	領収証、事務代として(2月分)阿部徳子	H19.2.28	18,000	B33の9の11	18,000	同上	9,000
	領収証、事務代として(3月分)阿部徳子	H19.3.30	18,000	B33の9の12	18,000	同上	9,000
	小計		216,000		216,000		108,000
	科目合計		216,000		216,000		108,000
事務所費	事務所賃貸料 16,000／月(電気・水道代含む)						
	領収書、賃貸料6ヶ月分として、東洋重機建設有限会社	H18.4.28	96,000	B33の10の1	96,000	事務所としての実質を供えていたのかも不明であり、何を対象とした「賃貸料」であるか不明である。	48,000
	領収書、賃貸料6ヶ月分として、東洋重機建設有限会社	H18.10.30	96,000	B33の10の2	96,000	同上	48,000
	小計		192,000		192,000		96,000
	科目合計		192,000		192,000		96,000
雑費	電話代(携帯) 137,339×1/4=34,334						
	メモ書きのある書面 136,339×1/4=34,084	不明	34,084	B33の11の1	34,084	支出をしたという金額の根拠に欠ける。領収書も示されない。	34,084
	不明	不明	250		250	同上	250
	小計		34,334		34,334		34,334
	ガソリン代 185,548×1/4=46,387						
	領収証、幣制18年4月～平成19年3月迄のガソリン代、弘前貨物プレステージ城東給油所185,548×1/4=46,387	H19.4.27	46,387	B33の11の3	46,387	示された領収書は本件政務調査費とは関係のない支出である。計上している支出があったことが検証できない。	0
	小計		46,387		46,387		0
	科目合計		80,721		80,721		34,334
	総合計		939,562		937,962		396,669
			-219,562		-219,562		-219,562

## 別表

		総計	720,000		718,400		177,107
32 工藤光志	研究研修費	6/10東北素淮会セミナー(仙台市) 10,000					
		振込金(兼手数料)受取書	H18.6.1	10,000 B34の3の1	10,000	麻生太郎の資金管理団体への資金提供であり、自身が所属する政党活動のための支出である。政務調査活動が行われたということも説明されない。	10,000
		小計		10,000	10,000		10,000
		6/30県議会議員県政報告会(弘前) 5,000					
		領収証	H18.6.30	5,000 B34の3の2	5,000	自身が所属する政党の県会議員の報告会参加費用である。自身が所属する政党への資金提供というべきである。政務調査活動が行われたということも説明されない。	5,000
		小計		5,000	5,000		5,000
		7/19全国都市問題会議参加費(札幌) 10,000					
		領収証	H18.7.20	10,000 B34の3の3	10,000	政務調査活動の実質があつたことについて検証できない。	0
		小計		10,000	10,000		0
		12/29雪国セミナー(弘前) 10,000					
		領収証	H18.12.29	10,000 B34の3の4	10,000	政務調査活動の実質があつたことについて検証できない。	0
		小計		10,000	10,000		0
		不明		1,000	1,000	支出を裏付ける資料がない。	1,000
		科目合計		36,000	36,000		16,000
32 調査旅費	鹿児島市名瀬市、鹿児島県指宿市(地産地消について 名瀬市5/8、温泉付宅地分譲について指宿市) 175,552	弘前～空港バス	H18.5.8	800 B34の4の16 B34の4の17	800	旅行目的を達成するための調査が行われたという立証が為されていない。他の議員による旅行に同行しただけで、政務調査活動の実質がない。	400
		青森～伊丹空港	H18.5.8	32,700 B34の4の16 B34の4の17	32,700	同上	16,350
		伊丹～鹿児島空港	H18.5.8	17,500 B34の4の16 B34の4の17	17,500	同上	8,750
		鹿児島～奄美大島空港	H18.5.8	13,800 B34の4の16 B34の4の17	13,800	同上	6,900
		空港～名瀬市 バス	H18.5.8	1,100 B34の4の16 B34の4の17	1,100	同上	550
		宿泊(トロピカルホテル朝食付)	H18.5.8	7,352 B34の4の16 B34の4の17	7,352	同上	3,676
		昼食 伊丹空港	H18.5.8	955 B34の4の20	955	個人的支出であり、政務調査活動の実質があつたといえない。	955
		夕食 花かげ(飲み物 2,000込)予約	H18.5.8	4,460 B34の4の22	4,460	同上	4,460
		タクシ一代	H18.5.8	100 B34の4の37	100	旅行目的を達成するための調査が行われたという立証が為されていない。他の議員による旅行に同行しただけで、政務調査活動の実質がない。	計上せず
		タクシ一代	H18.5.8	600 B34の4の39	600	同上	計上せず

## 別表

奄美大島空港～鹿児島空港	H18.5.9	13,800	B34の4の16 B34の4の17	13,800	同上	6,900
鹿児島空港～指宿いわさきホテル バス代	H18.5.9	2,100	B34の4の16 B34の4の17	2,100	同上	1,050
宿泊(指宿いわさきホテル朝食付)	H18.5.9	13,800	B34の4の16 B34の4の17 B34の4の44	13,800	同上	6,900
昼食 奄美パーク(阿麻弥姑)	H18.5.9	1,000	B34の4の19	1,000	個人的支出であり、政務調査活動の実質があったといえない。	1,000
夕食 さつま味(飲み物2,000込)予約	H18.5.9	5,410	B34の4の23	5,410	同上	5,410
大島紬村 入場料	H18.5.9	500	B34の4の27	500	旅行目的を達成するための調査が行われたという立証が為されていない。他の議員による旅行に同行しただけで、政務調査活動の実質がない。	計上せず
タクシー代	H18.5.9	160	B34の4の29	160	同上	計上せず
タクシー代	H18.5.9	100	B34の4の36	100	同上	計上せず
タクシー代	H18.5.9	100	B34の4の38	100	同上	計上せず
タクシー代	H18.5.9	160	B34の4の40	160	同上	計上せず
昼食 長寿庵 予約	H18.5.10	1,312	B34の4の25	1,312	個人的支出であり、政務調査活動の実質があったといえない。	1,312
夕食	H18.5.10	4,500	B34の4の21	4,500	同上	4,500
グリーンホテル錦生館(朝食付)予約	H18.5.10	8,295	B34の4の45	8,295	旅行目的を達成するための調査が行われたという立証が為されていない。他の議員による旅行に同行しただけで、政務調査活動の実質がない。	4,147
知覧特攻平和会館	H18.5.10	500	B34の4の26	500	同上	計上せず
タクシー代	H18.5.10	4,400	B34の4の28	4,400	同上	計上せず
タクシー代	H18.5.10	128	B34の4の30	128	同上	計上せず
タクシー代	H18.5.10	112	B34の4の34	112	同上	計上せず
タクシー代	H18.5.10	112	B34の4の35	112	同上	計上せず
鹿児島～羽田空港	H18.5.11	16,400	B34の4の16 B34の4の17	16,400	同上	8,200
昼食(羽田空港／楓)	H18.5.11	1,150	B34の4の24	1,150	個人的支出であり、政務調査活動の実質があったといえない。	1,150
羽田～青森空港	H18.5.11	15,400	B34の4の16 B34の4の17	15,400	旅行目的を達成するための調査が行われたという立証が為されていない。他の議員による旅行に同行しただけで、政務調査活動の実質がない。	7,700
空港～弘前 バス	H18.5.11	800	B34の4の16 B34の4の17	800	同上	400
タクシー代	日付不明	112	B34の4の31	112	同上	計上せず
タクシー代	日付不明	148	B34の4の32	148	同上	計上せず
タクシー代	日付不明	112	B34の4の33	112	同上	計上せず
タクシー代	日付不明	148	B34の4の41	148	同上	計上せず
タクシー代	日付不明	112	B34の4の42	112	同上	計上せず
タクシー代	日付不明	112	B34の4の43	112	同上	計上せず
りんごジュース代	H18.4.27	1,726	B34の4の18	1,726	同上	計上せず

## 別表

使途不明分	不明	3,476		3,476	同上	3,476
小計		175,552	B34の2	175,552		94,186
7/21~22北海道斜里町(JA斜里) 158,140						
チケット代	H18.6.28	128,140	B34の4の46	128,140	政務調査活動の実質があったことが検証できない。	0
ガソリン代4,907円	H18.7.23		B34の4の47			
レンタカー利用明細書0円	H18.7.23		B34の4の48			
お食事代(さっぽろっこ) 32,780円	H18.7.19		B34の4の49			
食事代(北海番屋)19,060円	H18.7.20		B34の4の50			
花のれん13,440円	H18.7.22		B34の4の51			
食事処 春日20,000円	H18.7.21		B34の4の52			
本間(生そば)5,000円	H18.7.21		B34の4の53			
喫茶エクセル2,050円	H18.7.21		B34の4の54			
御食事代(キョウドリョウリュック) 5,620円	H18.7.19		B34の4の55			
珍満5,460円	H18.7.21		B34の4の56			
ホテル知床 ビール・ウーロン 茶3,600円	H18.7.23		B34の4の57			
松の家旅館6,000円	H18.7.22		B34の4の58			
不明210円	H18.7.22		B34の4の59			
硫黄山駐車場利用券410 円	H18.7.22		B34の4の60			
斜里町議会事務局宛送り 状735円	H18.7.12		B34の4の61			
斜里農協宛送り状735円	H18.7.12		B34の4の62			
四季彩館 リンゴワイン 5,200円	H18.7.12		B34の4の63			
小計		158,140		158,140		24,000
タクシ一代他 15,200						
ホテルレオパレス仙台2 名11,000	H18.6.10	5,500	B34の4の1	5,500	自身が所属する政党の国会議員資金管理団体による報告会参加旅 費である。政務調査活動が行われたということも説明されない。	5,500
弘前～仙台バス2枚8,000	H18.6.6	8,000	B34の4の2	8,000	同上	8,000
タクシー(十五番タクシー 820, 北都タクシー650, 先 代個人タクシー1,200, 仙 台観光第一交通730 計 3,400円 2名	H18.4.10 H18.6.10 H18.6.11 不明	1,700	B34の4の3 ～6	1,700	同上	1,700
小計		15,200	B34の2の4	15,200		15,200

## 別表

	収支報告書未計上分 20,143	-20,143	-20,143		-20,143
	科目合計	328,749	328,749		113,243
資料作成費	資料印刷代(領收証、資料印刷代として、やまと印刷)	H18.4.4 23,625 B34の5の1	23,625	「資料の印刷」というだけではその支出に政務調査活動の実質があるといえないことは明らかである。使途基準に合致しないというべきである。	11,812
	会議録製本代(領收証、製本代、弘前製本印刷)	H18.8.24 2,500 B34の5の2 B34の5の3	2,500	何の会議録を製本したものか明らかにされない。政務調査活動の実質があるとはいえない。	1,250
	科目合計	26,125	26,125		13,062
資料購入費	全国農業新聞購読料	H18.12.26 7,200 B34の6の4	1,800	示された領収書記載の購読期間は平成18年1月から12月のものである。このうち、平成18年1月から3月分については本件政務調査費の期間外の購読料である。	1,800
	青森県りんご協会りんごニュース購読料	H18.4.13 16,500 B34の6の5	0		0
	社会政治書籍他 メディアイン5/2文芸3点4,567, ビッグバード5/11書籍552、紀伊 国屋5/12社会政治1,575、メイ アイン8/28￥890	H18.5.2 H18.5.11 H18.5.12 H18.8.28 7,584 B34の6の1 B34の6の2 B34の6の3 B34の6の6 B34の2の6	7,584	弘前市政との関連が不明であり、個人的な関心による書籍購入費であるというべきである。政務調査活動の実質があつたことも説明されない。	7,584
	使途不明分	不明 1,010	1,010	支出を裏付ける資料がない。	1,010
	科目合計	32,294	10,394		10,394
広報費	議会報告会(茶菓代)(会場借上代)				
	7/10屋外市政報告会 (ジュース代)	H18.7.10 70,000 B34の7の6	70,000	誰宛のものであるか、何を購入したのか不明である。また、このような集会が行われたことが分かる資料も示されない。	0
	11/24市政報告会	H18.11.24 10,700 B34の7の7	10,700	同上	0
	12/31市政報告会	H18.12.31 10,800 B34の7の8	10,800	同上	0
	切手80×50	H19.2.22 4,000 B34の7の3	4,000	選挙直前の支出である。報告会案内とは無関係の支出である。	0
	葉書50×500	H18.11.1 25,000 B34の7の4	25,000	報告会案内とは関係のない個人的な葉書などの購入費用である。	0
	資料送付代80×98(6/28:23通 1,840, 7/1:24通1,920,3/12:51 通4,080)	H18.6.28 H18.7.1 H19.3.12 7,840 B34の7の1 B34の7の2 B34の7の5	7,840	工藤議員による説明に整合性がない。個人的又は選挙目的の支出である。	0
	収支報告書未計上分 8,080	-8,080	-8,080		-8,080
	科目合計	120,260	120,260		-8,080
	市民との意見交換会 60,845				
会議費	12/17会場借上料茶菓代 (領收証工藤様宛会場費 として「としま」)	H18.12.17 18,525 B34の8の2	18,525	飲食が必要だったという必然性が説明されず、したがって会場が飲食店で無ければならなかつたという必然性がない。政務調査活動の実質があつたといえないというべきである。現金出納簿にも「政経懇話会」と記載している。	18,525
	4/1会場借上料茶菓代 (領收証弘前政経懇話会 宛「としま」)	H18.4.1 42,320 B34の8の1	42,320	領収書の宛先が異なる。現金出納簿にも「政経懇話会」と記載している。本件政務調査費とは無関係の支出である。政務調査活動の実質があつたといえない。	42,320

## 別表

	科目合計	60,845		60,845		60,845
人件費	議員活動調査研究補助アルバイト代 (領収証工藤光志市会議員宛、 政務調査補助作業アルバイト代 として、石岡真由美)	6/25, 4/25, 5/25, 7/25, 8/25, 9/25, 10/25, 11/25, 12. 25, 1/25, 2/25, 3/25	360,000	B34の9の1 ~12	360,000	工藤議員による説明に整合性がなく信頼性に欠ける。政務調査活動の実質があったといえないというべきであり使途基準に合致しない支出である。
	科目合計	360,000		360,000		180,000
事務所費	事務所電話 20,160					
	5月分電話代	H18.7.24	1,726	B34の10の1	1,726	政務調査活動の実質があったといえない。
	6月分電話代	H18.7.24	1,680	B34の10の2	1,680	同上
	7月分電話代	H18.8.21	1,680	B34の10の3	1,680	同上
	8月分電話代	H18.9.19	1,682	B34の10の4	1,682	同上
	9月分電話代	不明	1,682	B34の2の8	1,682	支出のあったことが検証できない。
	10月分電話代	H18.10.20	1,696	B34の10の5	1,696	政務調査活動の実質があったといえない。
	11月分電話代	H18.12.26	1,680	B34の10の6	1,680	同上
	12月分電話代	H18.12.26	1,680	B34の10の7	1,680	同上
	1月分電話代	H19.2.18	1,680	B34の10の8	1,680	同上
	2月分電話代	不明	1,680	B34の2の8	1,680	支出のあったことが検証できない。
	3月分電話代	不明	1,680	B34の2の8	1,680	同上
	不明分	不明	1,614		1,614	同上
	科目合計	20,160		20,160		15,657
雑費	事務用品(インク、フラッシュメモリ、フウトウ、コピー紙 他) 8,976					
	インク代	H19.3.12	424	B34の2の9 B34の11の1	424	選挙直前の支出である。政務調査活動の実質があったといえないというべきであり、むしろ選挙のための支出というべきである。
	カラーフウトウ	H19.2.20	772	B34の2の9 B34の11の2	772	同上
	フウトウ	H19.2.13	2,810	B34の2の9 B34の11の3	2,810	同上
	クリアケース他	H19.3.19	1,350	B34の2の9 B34の11の4	1,350	同上
	フウトウ	H19.1.15	210	B34の2の9 B34の11の5	210	同上
	カラーフウトウ	H19.3.24	630	B34の2の9 B34の11の6	630	同上
	USB	H19.3.25	2,780	B34の2の9 B34の11の7	2,780	同上

## 別表

		科目合計	8,976	8,976		4,488
		自己負担分	-273,409	-273,409		-273,409
		総計	720,000	698,100		132,200
33	小山内 稳	調査旅費	1/23~26 台北りんご情勢、市場視察 135,860			
			領収書 H19.1.10 128,150 B35の3の1	128,150	政務調査活動の実質がない。	64,075
			海外旅行保険契約申込書 H19.1.15 3,710 B35の3の4	3,710	そもそも本件使途基準に合致しない。	3,710
			自宅～りんご協会2,000円 りんご協会～自宅2,000円 車代 不明 4,000 B35の3の2	4,000	支出されたことを裏付ける資料が示されない。	4,000
			小計 135,860	135,860		71,785
			12/24~27 鹿児島市役所、種子島行政観光視察 199,700			
			領収証 H18.11.25 199,700 B35の3の7	199,700	政務調査活動の実質がない。	199,700
			小計 199,700	199,700		199,700
			2/14~17 新潟県こども自然王国滋賀県立びわ湖こどもの国大型児童館の現状と設立経過の視察 108,790			
			ホテルニューグリーン請求明細書 H19.2.15 7,350 B35の3の13	7,350	政務調査活動の実質がない。	0
			ホテルニューグリーン請求明細書 H19.2.16 7,350 B35の3の14	7,350	同上	0
			フラー観光領収書 H19.2.7 74,250 B35の3の21 B35の3の23	74,250	同上	0
			汽船タクシー領収書620, 1,660, 2,060 H19.2.16 4,340 B35の3の15	4,340	同上	4,340
			630往復1,260柏崎～じよんのび村 H19.2頃 1,260 B35の3の22	1,260	同上	1,260
			日本レストランエンタプライズ盛岡営業支店はやて 12号領収証～お品代として H19.2.14 1,300 B35の3の25	1,300	同上	1,300
			こども自然王国領収証～ お食事代として H19.2.15 700 B35の3の20	700	同上	700
			シェイラインサービス大阪 領収証～弁当代として H19.2.16 1,240 B35の3の24	1,240	個人的支出である。	1,240
			領収証フジワラ H19.2.17 1,000 B35の3の19	1,000	政務調査活動の実質がない。	1,000
			晩飯代 不明 6,000 B35の3の26	6,000	個人的支出である。支出を裏付ける資料もない。	6,000
			弘前駅～自宅 不明 4,000 B35の3の26	4,000	支出があつたことを裏付ける資料がない。	4,000
			小計 108,790	108,790		19,840
			科目合計 444,350	444,350		291,325

## 別表

資料購入費	住宅地図(弘前・岩木・相馬) 40,005	H19.3.19	39,690	B35の4の3	39,690	4月の選挙に立候補しないにもかかわらず、任期満了直前に購入しており、政務調査活動の実質があったとはいえない。	39,690	
		H19.3.22	315	B35の4の9	315	同上	315	
	新しい自治がつくる地域社会 9,600	H19.3.22	9,600	B35の4の5 B35の4の8	9,600	同上	9,600	
	自治六法4,200	H19.3.22	4,200	B35の4の4 B35の4の7	4,200	同上	4,200	
	財源は自ら稼ぐ2,000	H19.3.22	2,000	B35の4の4 B35の4の7	2,000	同上	2,000	
	公立小中で創る一貫教育2,700	H19.3.22	2,700	B35の4の4 B35の4の7	2,700	同上	2,700	
	防犯まちづくり2,100	H19.3.22	2,100	B35の4の4 B35の4の7	2,100	同上	2,100	
	高めよ防災力2,000	H19.3.22	2,000	B35の4の4 B35の4の7	2,000	同上	2,000	
	公用あいさつ事典4,893	H19.3.22	4,893	B35の4の4 B35の4の7	4,893	一般的な議員活動用としての支出である。4月の選挙に立候補しないにもかかわらず、任期満了直前に購入しており、政務調査活動の実質があったとはいえない。	4,893	
	車で行く日本の旅40,115	H19.3.16	39,800	B35の4の6	39,800	4月の選挙に立候補しないにもかかわらず任期満了直前の購入である。政務調査活動の実質があったとはいえない。	39,800	
			315	B35の4の1	315	同上	315	
東奥日報36,000			36,000	乙30の2	36,000	支出が本件政務調査費の期間内に為されたかどうか検証できない。	0	
振り込み料1,260			1,260	B35の1	1,260	支出があつたことを裏付ける資料がない。	1,260	
科目合計			144,873		144,873		108,873	
総計			589,223		589,223		400,198	